

法政大学図書館所蔵

梅謙次郎文書目録

梅文書研究会編

法政大学ボアソナード記念現代法研究所

法政大学図書館所蔵

梅謙次郎文書目録

梅文書研究会編

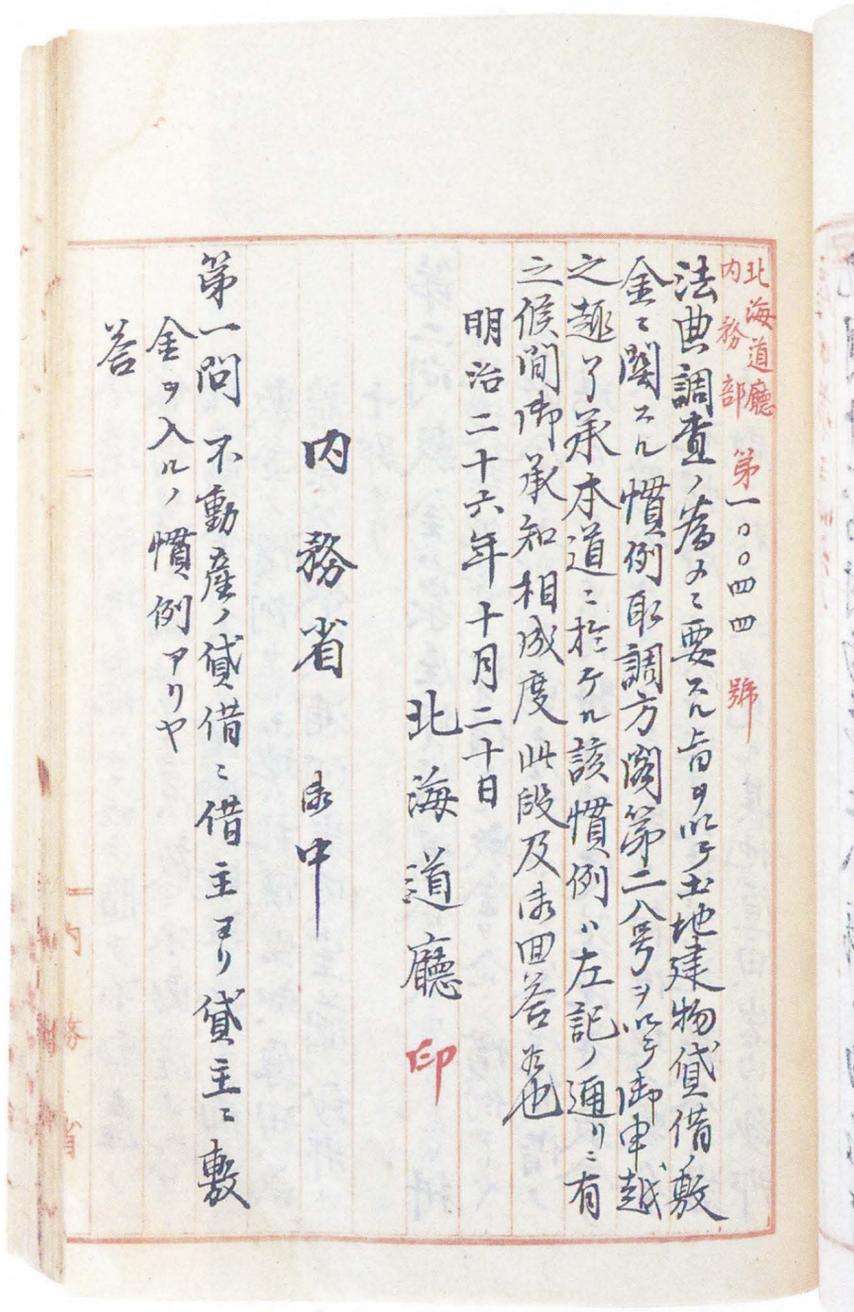
法政大学ボアソナード記念現代法研究所



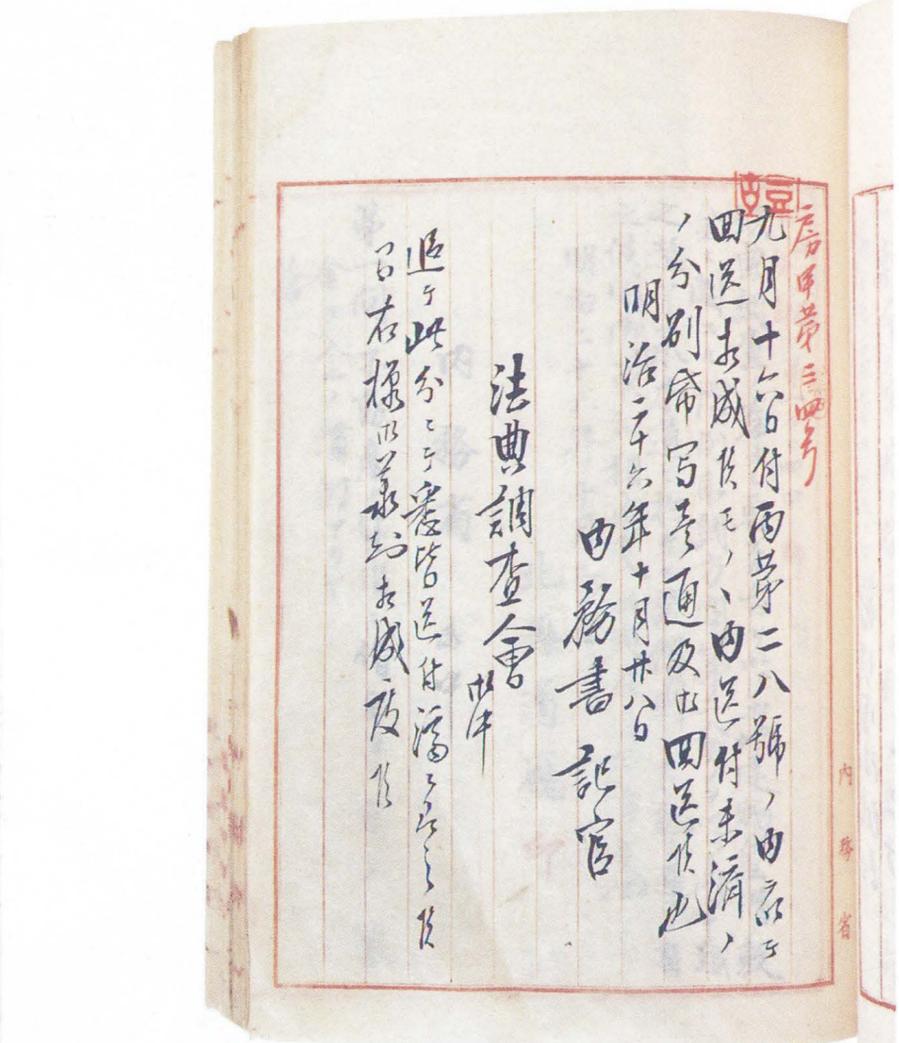
梅謙次郎博士写真 (1909年 5月撮影)



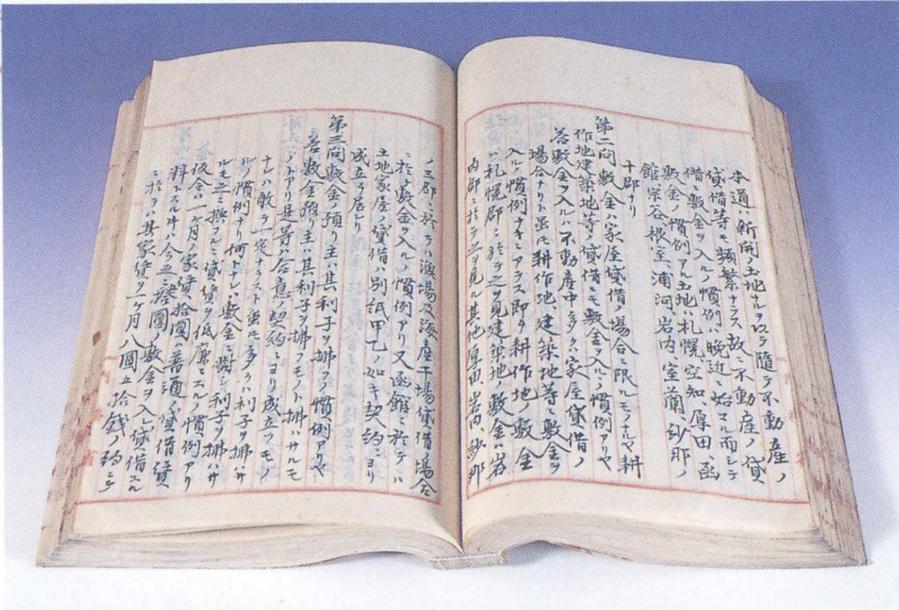
梅文書 (法政大学図書館貴重書庫内)



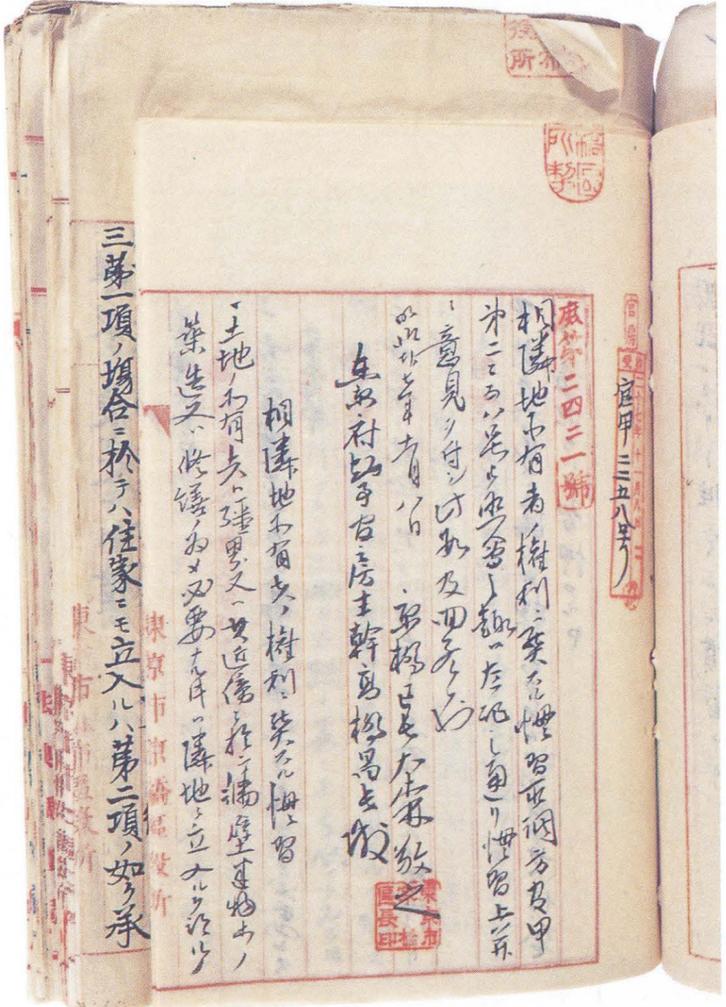
敷金に関する慣習調査回答の送付状 第1部門23No.1-49 (本文81頁)



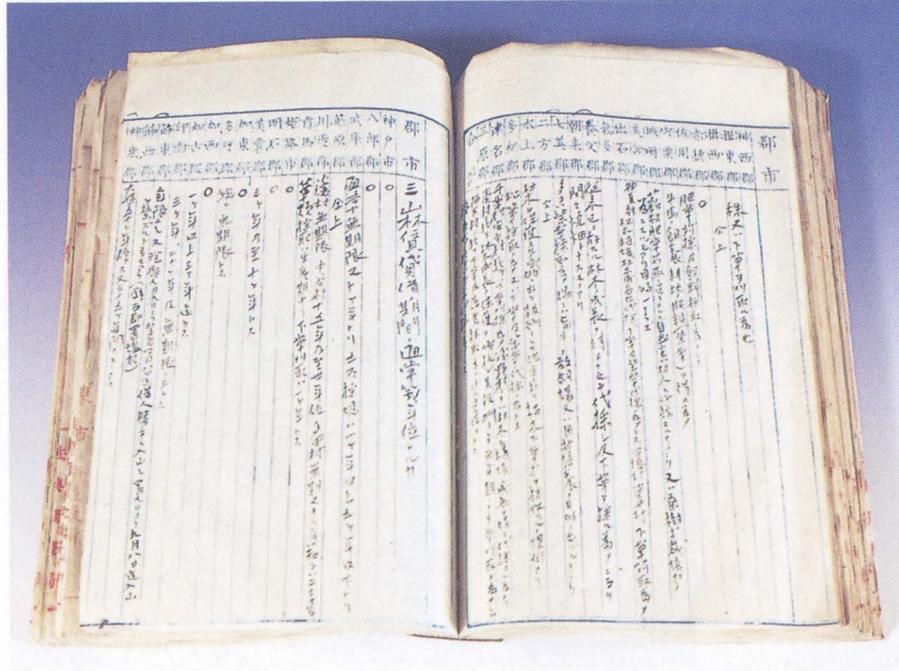
内務書記官から法典調査会宛北海道庁の回答の送付状 第1部門23No.1-48 (本文80頁)



北海道庁の敷金に関する慣習調査回答本文 第1部門23No.1-49 (本文81頁)



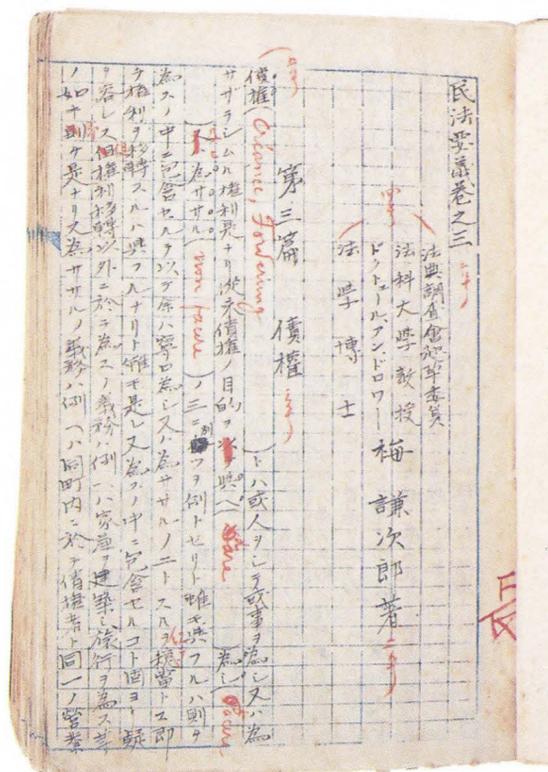
京橋区から東京府宛相隣慣習調査回答 第1部門10No.3-4 (本文49頁)



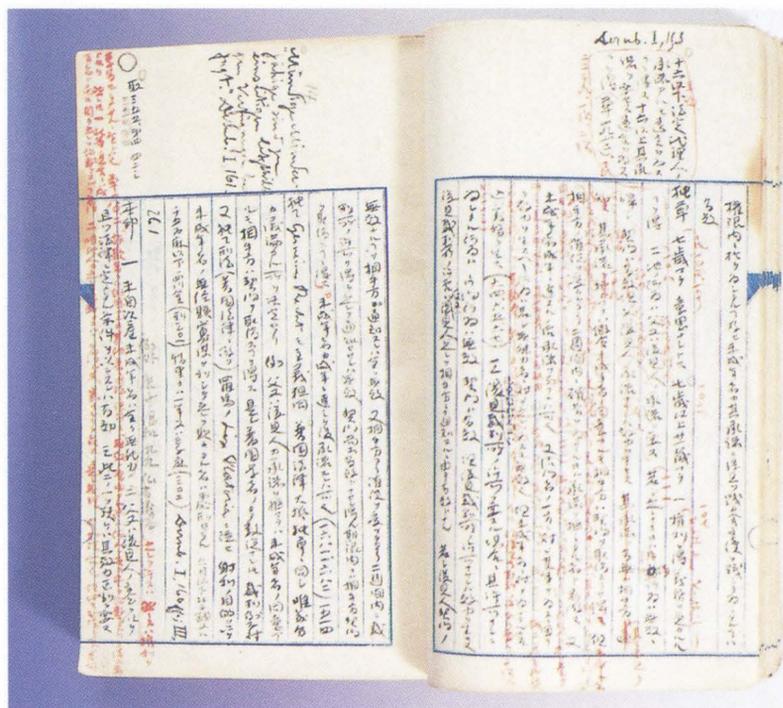
兵庫県の山林賃貸借に関する慣習調査回答 第1部門10No.2-21 (本文48頁)



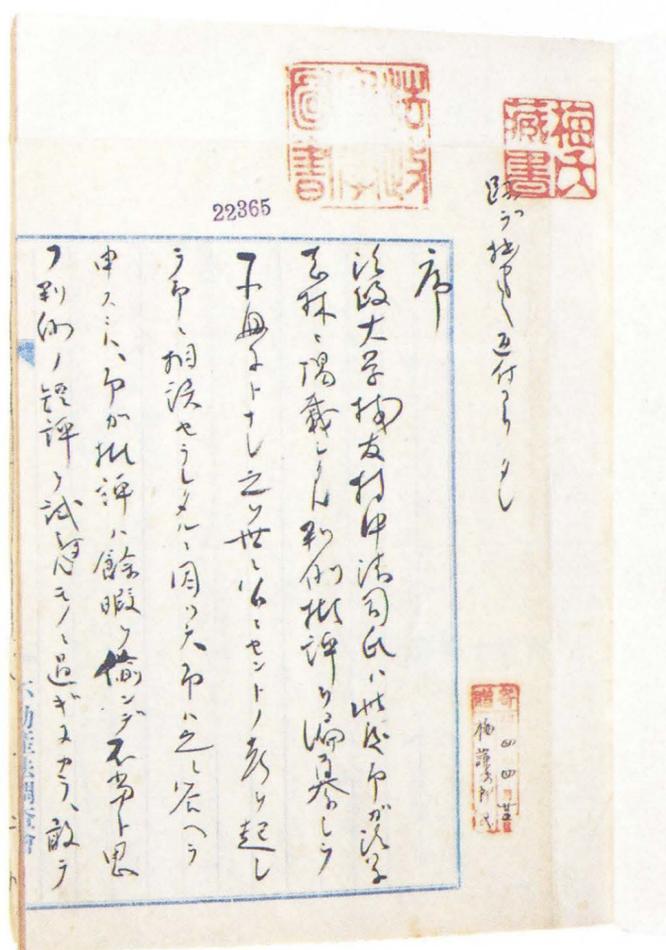
『民法要義卷之三』原稿
(本文169頁)



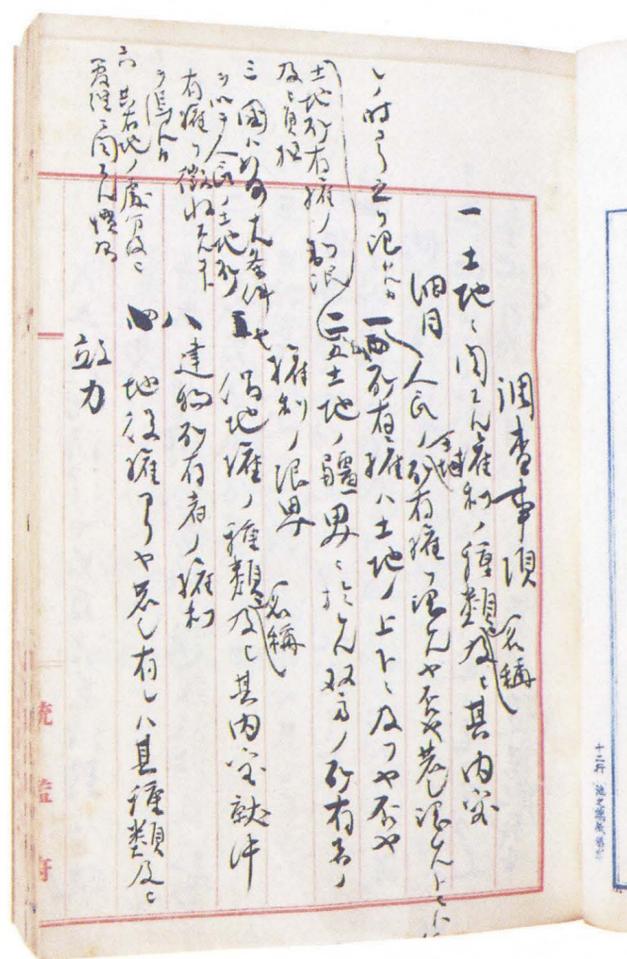
左掲書の冒頭部分
(本文169頁)



『民法講義備忘録一』
(本文175頁)



『最近判例批評 (完)』の自序
(自筆 196頁)



韓国での土地建物慣習調査事項
(自筆 本文209頁No. 2)

行方力
 非力
 母習調査問題
 一胎児ノ権利ヲ認ムカ
 二胎児ノ権利ヲ認ムカ
 若シ其定アリトセハ其効力アリ、何ハ行方上
 ノ性質ヲ有スルカハ行方上ノ性質ヲ有スルカ、若
 シ行方上ノ性質ヲ有スルモノトスレハ行方上ノ
 之定アリトシ、他ノ行方上ノ新法ニ因レバ其カ

韓国での民事慣習調査の項目
 (自筆 本文211頁No.26)

佛國特別通信 二十一年二月二日 起稿
 目下佛國俳優ノ王上ニ秘スル見、コトヲ言フニ日本ニ言ハハ團十
 郎ト云フ名望ナリ(コトヲ言フニ此ノ氣毒ニ比較ナレバ)同優ハ之未
 二メデト、コトヲ言フニ、團十郎ノ社名ニシテ久シク同場ノ從之ナリシカ、昨年ノ
 事ナリケル、文部大臣ト意見合ハシテ(佛國ニ於テハ)同名ノ劇場六年ニ若
 干ノ補助金ヲ与ヘ其代リ、同劇場ノ取立上ニ付政府ノ権利勘カラス同
 場ノ事務上ニ干渉スルコト多シ、之レヲ辯シテ全ク股社ニシテ唯若干ノ優待
 ノ受ケテ同場ニ出クコトヲ言フ、之レハ文部大臣ハ之レヲ告ニス、温言ニシテ
 シニ、同場ニ出クコトヲ言フ、之レハ文部大臣ハ之レヲ告ニス、温言ニシテ
 ス、同場ニ出クコトヲ言フ、之レハ文部大臣ハ之レヲ告ニス、温言ニシテ
 ハ、若シハ其カ職權ヲ以テ處スルコトヲ脱社ヲ行シ、爾後佛國ニ於
 テ劇場ニ出クコトヲ言フ、之レハ文部大臣ハ之レヲ告ニス、温言ニシテ

リヨン留学時代の戯曲翻訳原稿
 第4部門4No.6 (本文237頁)



梅謙次郎の蔵書印



梅博士遺書印



梅文書に押されている寄贈日付印

法政大学図書館所蔵

梅謙次郎文書目録

序

広中 俊雄

本書は、法政大学図書館所蔵の稀覯書の重要な一部分を成す梅謙次郎関係文書（旧分類表でA5aおよびA5eのなかに分類されているもの。ただし、書簡その他ごく一部のものを除く。以下「梅文書」と略記）についての細密な目録を学界に提供しようとするものである。

梅文書を個別文書一点一点の内容からみると、多い順に、明治後期立法（帝国議会開設後の立法をいう）関係の諸文書、著作関係の諸文書、韓国立法起案関係の諸文書があり、これらに爾余の諸文書を加えて梅文書は4種に大別されうる。目録は第1部門「立法関係文書」、第2部門「著作原稿・意見書・講義備忘録等」、第3部門「韓国立法起案関係文書」および第4部門「その他」の4部門編成にしたので、部門別が上記の4大別に符合するような印象を与えるかもしれないが、各部門に掲げた冊子は、必ずしも当該部門名の表示するような内容の個別文書のみを集めたものではない（後掲「解題」参照）。たとえば明治後期立法関係の文書は、第1部門に掲げた諸冊子のみでなく、第2部門中の冊子18（A5a/19）や第4部門中の冊子2・3・4（A5a/27・28・32）にも含まれている。通覧して、梅文書の大部分は明治後期立法関係の文書であるといえよう。そして梅文書は、とりわけこの立法関係文書のゆえにきわめて貴重なものというべきである。

明治後期立法関係の資料については、穂積陳重関係文書についての福島正夫編『明治民法の制定と穂積文書—「法典調査会穂積陳重博士関係文書」の解説・目録および資料—』（1956年、民法成立過程研究会発行、復刻＝福島編『穂積陳重立法関係文書の研究』1989年、信山社発行）に書かれた我妻栄「序」のなかに、「〔穂積文書は〕陳重先生が委員として活躍された明治二十六年以降数年間の、先生自筆の草稿や先生の書き込みのある議案などから、審議の模様を示す文書や参考とされた資料までを含む相当ほう大なもので……他の二人の起草委員、梅謙次郎・富井政章お二人の所蔵文書が災禍によって消滅した今日、この文書は民法典編纂の事情を示す資料としてわが国に残る唯一のものとなっている」との記述があった。それを読んで多くの人が、梅文書というようなものは現在すでにないのだと思っても、やむをえなかったといえよう。私も、同書を読んだ1956-57年当時そう思ったのであり、そして私の場合には、梅文書について作成された小柳春一郎『法政大学 梅謙次郎資料目録』（1982年——後掲「解題」所引の法政大学図書館『法政大学所蔵梅謙次郎資料目録』）なるものの存在を1994年秋に知るまで、梅文書が現存することを想像すらしなかった。今にして思えば、福島編・上掲書3-4頁には「穂積陳重、重遠の両学者の手によって整理され、九七冊二七帙の『梅博士執筆法令原案』『梅博士加筆法令原案』と題して当時の帝国大学法学部研究室に所蔵された……梅文書は大正十二年の関東大震災で東大法学部の炎上により烏有に帰し」たと述べられているだけであるから、同書刊行当時にも、上記『法令原案』以外の立法関係文書がどこかに残っている蓋然性を考えた人はいたかもしれない。そして事実、『法令原案』以外の立法関係文書が、法政大学に残っていたわけである。

ところで、福島編・上掲書6頁は、穂積文書中「とくに重要なもの」を甲号議案（旧民法を修正しつつ新たに編纂する民法典の原案）の草稿とみて、「ここは、各起草委員がそれぞれみずから筆をとって最初の腹案から書き起しており、その変化発展が如実に現われる箇所なのである。……穂積文書の現存によって、全条文のおよそ三分の一……がその最初の原稿から知られる可能性が与えられた」と述べている。たしかに、穂積文書中「とくに重要なもの」は甲号議案草稿であるといってもよいであろう。これに対し、梅担当部分の甲号議案草稿が焼失したことは、非常に残念なことである（ちなみに富井担当部分と考えられる物権編中「所有権ノ取得」・「共有」の原案の草稿らしいものが梅文書中にあるが〔目録第4部門4、No.46〕、それについては吟味がすんでいないので確言はひかえる）。しかし、穂積文書中の甲号議案草稿と貴重さの点で比肩しうるような立法

関係文書は梅文書中にも存在するというを、ここに強調しておきたい。梅文書に含まれている立法関係文書のうち、法典調査会が議案作成上の参考に供するため外部に意見を求めたり各種事項の調査を依頼したりしたのに応じて寄せられた回答書・取調書等の参考資料的文書は、とくに貴重なものといえよう。それらの文書がそれぞれの問題に関して参照された（と推定される）程度は、一様ではない。隔地者間契約に関する各地の商業会議所の回答書のように、甲号議案審議の記録（1930年代後半の日本学術振興会による複製で今日に伝えられている）から起草委員のこまかい点検を推定しうるものが一方にあり、他方には入会権に関する取調書（これは膨大な文書で、その一部が梅文書に含まれているだけであり、他の部分の一部が穂積文書に含まれてはいるものの、全貌は明らかでないのであるが、梅文書には別に末松謙澄作成の『入会権ニ関スル報告』も含まれている）のように、こまかくは参照されなかったことが同じく甲号議案審議の記録から推定されるものもあるほか、両者の中間に、参照された程度を異にすると思われるさまざまな参考資料的文書（相隣法、山林賃貸借、敷金、講などに関する慣行や判例の調査）がある。そして、現時におけるそれらの文書の有用性は、1890年代にそれらの文書が法典調査会でどの程度まで利用されたかということ（これは事実認識の問題としてそれほど簡単な問題ではない）とは必ずしも関係なく、多様な研究目的との関係で測られるべきものであることを、指摘しておこう。諸分野の研究者（穂積文書中の甲号議案草稿に関心を寄せるであろう研究者よりも広い範囲の研究者）によってそれらの文書が目録で検索され大いに利用されることを期待したい。

付言するに、蒟蒻版あるいは活版で印刷された文書のなかにも、貴重なものはかなり多く含まれている。民法の領域で一例だけあげれば、民法前3編の章あるいは節（ときにはその一部）ごとに活版印刷で製作された「民法修正案」の理由の冊子には、「訂正印刷ノ分」という朱印の押捺のあるものとそれのないもの（訂正印刷前のもののほか、訂正印刷の分でありながら朱印押捺のないものを含む）と2種類あるが、個々の的に調べてみると、ある理由冊子は穂積文書（その中の合冊本『民法草案理由書』）に存在しないけれども梅文書（その中の合冊本『民法理由書』）には存在するとか、逆に梅文書には存在しないけれども穂積文書には存在するとか（あるいはどちらにも存在しないが箕作麟祥関係文書〔近く目録を信山社発行『民法研究』誌に掲載する予定〕には存在するとか）ということが、まれではない。そのような場合については、穂積文書も梅文書も（また箕作文書等も）それぞれ相互に欠を補うものという意味で貴重である。

以上に説明しなかった種類の文書をも含めて、梅文書には貴重なものが少なくない。その目録の作成に取り組んだ梅文書研究会の工夫と努力にもかかわらず、この目録には、是正・改善を施すべき箇所がいろいろと残っているであろう。このことを惧れつつ、しかしこの目録が多くの人たちのために少しでも役立つことを念じつつ、本書を世に送る。

2000年2月

1. 目録作成の経緯などについて

(1) 略歴紹介をかねた梅文書の概観

法政大学図書館は、梅謙次郎に関する資料を関東大震災、戦災という二度の災禍をくぐり抜けて約90年間保管してきた。

梅謙次郎とはいかなる人物なのか。本目録の読者には周知のことではあろうが、本目録が対象とする文書が梅の50年の人生のいつの頃のものなのかを概観できるように、略歴をまとめておこう。梅謙次郎は、万延元年6月7日(1860年7月24日)松江に生まれた。東京外国語学校、司法省法学校で修業の後、母校の司法省法学校で教鞭をとり、1886年フランスのリヨン大学に留学する。司法省法学校時代の論説類や講義録は第2部門1 (No.2以下数点。部門の分け方は後述2(1)参照)、第2部門17(No.1、2、3)などである。リヨン時代には、早世した兄の借金等の返済のために「仏国通信」として時事的記事を日本の雑誌に多数寄稿した。例えば、第2部門1 (No.10以下数点)、第4部門4 (No.5、6)などがそうである。3年数ヶ月の勉学の成果として「和解論」で博士号を取得。最優等の博士論文として、1889年11月、リヨン市からヴェルメイユ賞が授与された。このテーマは得意なものであり、その後講義録や論文を書いている。第2部門2 (No.27、28、29)や12である。さらにベルリン大学に学び、1890年8月帰国。おそらくベルリン時代に執筆したものの一部ではないかと思われるのが第4部門4 No.12である(岡孝=江戸恵子「梅謙次郎著書及び論文目録」法学志林82巻3・4号[1985年]150頁注(4)~(7)参照)。

帰国後直ちに帝国大学法科大学教授に就任した。民法・商法の起草をはじめとして種々の立法に参画し、活躍した。梅文書の中でこれに関するものが最も重要である。本目録では第1部門にまとめられている。そのほか、第4部門2 (No.2)、3、4 (No.42、45~47)、5などもこのテーマに関連する。梅は、法制局長官兼内閣恩給局長、文部省総務長官なども歴任。文部省時代のものとしては第4部門2 (No.3)、同4 (No.44)がある。代表的著作の『民法要義』等の原稿は主として第2部門にまとめられている。

梅は、帰国直後から和仏法律学校でも教鞭をとり、同校が法政大学に改称した1903年8月から死去するまでは初代総理(総長)として学校経営・教育に尽力した。総理時代の重要な業績の一つに、1904年清国留学生のために法政大学速成科を設置したことが挙げられる。これに関する文書としては、第2部門2 (No.45)、21、第4部門2 (No.5)などがある。和仏法律学校・法政大学で梅は、『民法総則』ほか数種類の講義録をまとめている。その正誤原稿もきちんと保存されている(第4部門4 No.52以下)。

晩年の4年間は夏・冬の休暇を利用して、韓国で立法事業に携わった。それに関する資料は第3部門に入っている。1910年8月25日、京城(現在のソウル)で病没。

(2) 目録作成の経緯

梅の手元にあった文書をまとめた70冊からなる梅文書の大半は和綴の冊子であるが、堅牢な化粧ボール紙を表紙として製本され、背文字が金文字で刻字されているものもある。さらに、その製本されたものの数冊は1989年のマイクロ撮影時に解体され、その後和綴に改装された。そして、撮影後に梅文書全体が(後述のA5a/52を除き)65帙に入れられて(それ以前はむき出しのままの状態であった)、現在貴重書庫内に保管されている。通常の間覧は副本(マイクロフィッシュ)でおこなう措置がとられている。

各冊子には題簽に(それが無い場合には表紙に)標題が書かれているが、中に綴られている文書がすべてその標題に関するものとはいえないばかりか、同一テーマに関する文

書が複数の冊子に分散して収録されているケースもある。したがって、この文書を利用するためには詳細な目録が必要になってくる。法政大学にこの文書が受け入れられた時に目録が添付されていたか、あるいは学内で目録が作成されたかについては、戦災により図書館の書類が焼失してしまった現在では、確かめようがない。

その後、1982年、当時山梨大学講師(現独協大学教授)の小柳春一郎氏が目録を作成し、大学図書館に一部寄贈された。それが「法政大学所蔵梅謙次郎資料目録」(L1/1174)として図書館に所蔵されている。約3カ月という短い期間で小柳氏は作成されたようであるが、これによって梅文書の全体像がはっきり浮かび上がり、利用するのにたいへん便利になった。

日本民法(前3編)公布100周年を迎え、1980年の国連売買法に代表される国際的契約法統一の潮流に呼応した民法改正論議が徐々に始まった。しかし、そういう時にこそ制定過程にさかのぼり、個々の条文なり制度の制定趣旨・射程範囲を確かめ、従来解釈論に不備がなかったかどうかを点検する必要があるのではないだろうか。そのうえで解釈論で解決できない問題については立法を考えるべきであろう。本学の梅文書は、このような基礎的作業にとって、さらには近代法の歴史研究それ自体にとって重要な資料を提供するであろう。

そこで、公表を前提とした目録を作成することにした。1996年度から3年間、法政大学ボアソナード記念現代法研究所の特別事業としての財政的援助も受けられることになった。

幸いにも、この分野の第一人者の広中俊雄教授(東北大学名誉教授)のご指導・ご助言をいただくことができ、1996年4月、中村哲也教授(新潟大学)、山川次郎特別調査員(法政大学図書館に30数年勤務)と筆者の4名からなる梅文書研究会が発足した。作業は、中村、山川、岡の小委員会でおこない、広中教授を交えた全体会を年数回開いた。広中教授には、梅文書を4部門に区分する(後述)ことをはじめとする目録作成の方針についてご助言をいただき、第1部門中の民法に関連する文書については一緒に検討に加わっていただいた。第2部門以下については、主としてわれわれ小委員会が抱えていた諸問題に対して種々アドバイスをいただいた。したがって、本目録は、梅文書研究会の手になるものであるが、本目録全体の内容については中村、山川、岡の3人に責任があることをここに記しておきたい。

2. 目録編成方針と梅文書の範囲

(1) 梅文書の部門別分類——目録の編成について

法政大学図書館では、1926(大正15)年から1930(昭和5)年頃、それ以前の10門分類を経て「和漢書分類表」(旧分類。例えばLは法律)が確定したようである。梅文書に付されている分類記号はA5aまたはA5eで、この記号中Aは「総類・雑書」、5は「稀観書・古書」、そしてA5aのうちaは「写本・手沢本」を表わし、A5eは「その他」を表わす。ちなみに、A5bは「古版本」、A5cは「写真・銅版等」、A5dは「絶版書・禁書」である。梅文書の冊子のいくつかには図書ラベルが貼られているが(例えば、『最近判例批評二』[第2部門24]、『民事訴訟法下ノ上』[第3部門4]など)、多くの冊子には表紙裏に鉛筆で図書請求記号が書かれている。

本目録が対象とする梅文書とは、上記の分類記号に一連番号を付した図書館請求記号がA5a/1～A5a/38(A5a/8を除く)、A5a/52、A5e/4～A5e/9となっている冊子を指す。右冊子中、表・裏表紙裏打の用紙の大半は法典調査局の罫紙である。梅は最晩年この韓国政府の機関の顧問として民事の立法事業に従事していたことを考えると、この裏打用紙を使った冊子は梅の没後まとめられたものではないかと想像される。いくつかの冊子の冒頭には、白用紙に「商法起草材料(一)」(第1部門1)とか、「会社法上」(第1部門13)、「手形法七」(第1部門18)、「諸法材料雑(全)」(第4部門3)などと書かれた付箋があり、これらを基準に冊子がまとめられたようにも思われる。

さて、以上の梅文書を、利用の便宜のために、内容から見て、第1部門「立法関係文

書」、第2部門「著作原稿・意見書・講義備忘録等」、第3部門「韓国立法起案関係文書」、第4部門「その他」の4つの部門に分類した。

各部門の中では図書請求記号順にまとめた。第1部門では、民法関係をまずまとめるという整理のしかたも考えられる。ただ、法政大学図書館の図書請求記号では「商法起草材料」が「民法起草材料」よりも前にまとめられている。どのような方針でこの番号がつけられたのかは現在まったく不明であるが、当時梅を民法以上に商法の専門家と考えていたためかもしれない。その可能性を否定できない以上は、現在の段階ではこの図書請求記号の順序を無視することはできない。さらに、冊子単位で整理するとして、上記のように民法関係をまずまとめるとすると、民法以外に分類された冊子の中に入っている民法関係の文書（例えば、『商法起草材料四』[第1部門4]、『商法起草材料五』[第1部門5]には講に関する判決の写しが綴られており、これは民法に関するものである。さらに、隔地者間の契約に関する各地の商業会議所の意見は『商法起草材料六』[第1部門6] No.2に綴られている）をどうするかという問題が出てきて煩雑になる。以上から、各部門内ではこの図書請求記号順にまとめるのがいちばん簡明であろうと考え、そのように整理した。

なお、文書の同一性を示す登録番号は、多様なグループに分けることができ（連番は例外である）、図書請求記号との関連性をみいだすことはできない。登録番号順に梅文書を整理すると、次のようになる。

1200番	第2部門18
4000番台	第1部門24、第2部門21、第1部門25
11784番～11794番	第2部門3～7、19、第3部門1、第1部門26、第4部門2、3、第2部門22
11976番～12000番	第1部門1～19、第2部門1、2、第1部門20～22
12340番	第1部門23
12341番	第2部門12
13337番	第2部門13
13338番	第2部門14
16000番台	第2部門17、20、15
19700番台	第1部門34、第3部門6、7
20000番台	第1部門27、28、第4部門4
21000番台	第1部門33、第3部門2、第1部門32、第2部門8～11、第1部門31、第3部門3
22000番台	第1部門29、第3部門4、5、第2部門23、24

(2) 梅文書の範囲の限定

本学図書館は、以上のもののほかに、梅の司法省法学校時代、リヨン・ベルリン留学時代の講義ノート・博士論文草稿計42冊、さらには、『法学研究ノ心得』（おそらく法政大学講義録の雑録欄に掲載されたものに表紙をつけたもの。初出誌は法典質議録21号、22号 [明治31年]）、戦後収集した梅に関する書簡等を所蔵している。梅という一人の歴史的人物を研究するためにはこれらの資料の検討も必要であろう。本学が所蔵する梅に関する資料全体の目録作成は将来の課題として残されている。

以下では、梅文書に含めたものとそれからはずしたものについて、その判断の根拠を述べておきたい。

まず、『東京法学校規則』（第4部門1）について、図書請求記号A5a/7のラベルが貼ってあること（その前後はA5a/8を除いて梅文書である）、登録番号11999が第1部門22（『編纂沿革』：登録番号12000）の前であること、他の梅文書に共通の「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印があることなどから、他の梅文書と同じ時期に梅の遺族から譲り受けたもの（後述）と思われ、本目録の対象とした。

つぎに、『外国人借地権等調査報告書』（A5a/52：第4部門5）は、『民法起草材料一』（第1部門7）No.13、14、32、33や『民法施行法』（第1部門29）No.35とテーマが類似して

いるといった内容上からだけではなく、表・裏表紙が他の冊子と類似しており、表・裏表紙裏打に使われているのは他の梅文書と同様「法典調査局10行赤罫紙」であるといった形状の点からも、梅文書の一部と思われるために、本目録の対象とした。ただ、図書請求記号および登録番号はつけられていない。梅文書研究会がこのような判断をしたことに基づき、本学図書館はA5a/52の図書請求記号をつけた。登録番号等がつけられていないということは、整理の段階で漏れてしまったのであろうが、図書館にずっと保管されていたことは幸いであった。1999年は本学図書館創立100周年に当たり、図書館100年史の資料調査の過程でこの文書が発見された。

他方、A5a/8は箕作省吾『新製輿地全図』(巻軸)というものであり、寄贈印も梅とは別人のものなので、梅文書でないことは明白である。ただ、なぜ梅文書の中に位置する図書請求記号が付されたかは不明である。また、図書請求記号A5e/1,2,3はそれぞれ岡田朝太郎『漢訳刑法講義案』(法政大学、明治38年)、『法政大学創立満三十週年記念式報告』(同名のものが2冊)というものであるが、他の文書に押されている寄贈印がなく(さらには「梅氏蔵書」印もない)、これを梅文書と判断する材料がないので、本目録の対象とはしていない。なお、A5a/39以下およびA5e/10以下は、内容・寄贈印等から見て梅文書とは明らかに異なっている。

3. 法政大学が梅文書を所蔵するに至った経緯

一般に文書等が図書館に寄贈されれば、図書原簿等にその旨記載されるはずである。梅文書自体に押印されている寄贈印(「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」：数字と「梅謙次郎氏」の部分は手書き)は、1910(明治43)年8月25日に本人が死亡しているので、手がかりとならない。この頃の図書原簿等は、戦災により焼失してしまったといわれており(そのためであろう、図書館が戦後現物と一点一点照合しながら整理した「分類簿」が残されている)、この昭和4年という日付の意味すら確定することは困難である。おそらく、その頃図書館で受入・整理が完了したものと思われる。ただし、例えば『和解法原稿』(第2部門12)など若干の冊子には「2. 10. 18」(ペン書)という記載もあり、1927(昭和2)年頃整理を開始したようにも解釈できそうである。

それでは、実際に受け入れたのはいつ頃であったであろうか。梅の没後、同僚、弟子などが中心となって募金活動がなされた。1911(明治44)年12月14日に開かれた「故梅博士追悼会」で(法学志林13巻12号[1911年]97頁以下と法学協会雑誌30巻1号[1912年]175頁以下に関連記事が掲載されている)、その用途についての説明がなされている。それによると、集まった寄付金で遺族から梅の蔵書を譲り受けて、東京帝国大学、法政大学、松江図書館(現在は島根県立図書館に引き継がれている)に寄付し、さらには、遺族から東大に寄贈された法典起草に関する資料は穂積陳重・重遠父子が98冊27帙に製本・整理して法科大学列品室に保管した(「梅博士遺事録(第14回)、(第17回)、(第18回)」法律新聞854号、875号、876号[1913年]の各20頁などに掲載された写真で見ることができる)となっている。

東京帝国大学に寄贈された資料は関東大震災により焼失したといわれているが、蔵書の一部は現在も東大法学部図書室に残っていると思われる。同所にある1冊の書籍には、法政大学図書館が所蔵している梅の蔵書のいくつかに押収されている「梅博士遺書」の角印と同じものが、大きさは違うものの(東大のほうが小さい)押されている。また、島根県立図書館に保管されている梅の蔵書と思われる書籍に押されている「梅氏蔵書」角印は、本学所蔵の梅の蔵書に押印されているものと同様である。この角印は梅文書中のいくつかの冊子(例えば、第1部門27、第2部門1、第3部門全部、第4部門2など)にも押されている。しかも、島根県立図書館の図書原簿には、明治44年12月1日付の受入日の記録があり、また現存する図書の表紙裏に「若槻礼次郎君外三名寄贈」の押印が見られる。以上の点からすると、梅文書は、蔵書購入のさいに遺族から上記募金の実施グループを通して法政大学に寄贈されたと考えるのが自然であろう。

4. 目録中の冊子名などの記載項目について

冊子名は、原則として各冊子の背表紙に書かれたものに依拠した。ただし、すでに述べたように、商法起草材料の中にも民法に関するもの(一例として講)が綴られており、冊子名がつねに内容を正確に指し示しているわけではない。そのほか、例えば『土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例取調書』(第1部門23)には標題のものほかに裁判例の調査報告書も綴られており、標題が冊子の内容の一部しか表わしていないケースもある。

背表紙からは区別ができない複数の冊子がある場合には、梅文書研究会の判断により冊子名の後に順序を表わすため漢数字を付すなどして冊子名を補完している(例えば『民法講義備忘録一』[第2部門10]冒頭の説明参照。そのほか『民事訴訟法案(含第四編破産)』[第3部門5]冒頭の説明など参照)。

用紙については、凡例に書いたとおりであるが、例えば『法律辞書一』(第2部門8)のように、さまざまな種類の用紙が入り混じっている場合には、内容等により用紙が使い分けられているわけではないので、用紙ごとの数量の記載をしていない。また、表紙の大きさに統一するためであろうか、ほとんどの冊子に綴られている文書の多くは天と地が裁断されている。そのほか、いくつかの文書については折り曲げて綴り込まれている場合もある。さらに冊子の背を統一するためであろう、多くの文書が冊子の背になる部分で裁断されている。大判用紙や変形白用紙の場合には大きさを示したが、それ以外の小型用紙の場合には、煩雑になるので、とくに大きさを示していない。ただし、入紙(袋綴じの用紙の間にいれられた白用紙。本来は用紙の補強のために用いられる)で形状を統一している場合には小型と記した。

備考欄では、まず書誌的なことを書き、つぎに、標題から判明しない場合に内容のコメントを簡潔に記した。梅文書研究会のメンバーの専門から、民法に関係する文書については比較的詳しく内容を紹介しているが、それ以外の文書については、文書相互間の関係も含めて、原稿と印刷されたものといった明白なものに限ってコメントするにとどめている。さらに慣習調査に関する場合には、その質問項目を紹介している(第1部門10、23の各末尾)。

凡例

- 1 本目録は原則として常用漢字・新字体で表記する。
例：號→号、録→録
- 2 1冊子に含まれる文書1点ごとに、1、2、3……の番号を付し、同種の複数文書をまとめて1点とする場合には、それらを枝番号で示す（それらの内容を示す標題の文書がない場合には〔 〕でくくった親番号を起こして、その内容を備考欄で説明する）。
- 3 文書自体に標題の記載があれば、番号の次の標題欄に示した。文書自体に標題の記載がなければ、標題欄は空欄にしてある。
- 4 用紙欄には、罫線については罫線の色・行数・官公庁等の名称を記し、原稿用紙については、マス目のときはその旨を記し、ルビ行間付の場合には単に原稿用紙とし、白用紙については、手書きのものの場合単に白用紙と記し、活版・コンニャク版・謄写版による印刷のあるものには、単に活版・コンニャク版・謄写版とだけ記す。
- 5 文書の数量については、頁付のある活版の場合は頁数で数え、袋綴じの場合は頁付があっても表裏あわせて1枚として数える。凡例や目次に頁付がなされており、また本体にも別に頁付がなされている場合には、頁数を合算して記載する。凡例などに頁付がない場合には、枚数を記載する。半紙は半紙何枚として数える。
- 6 加除訂正、書き込みなどについては、重要と思われる場合に備考欄に説明をした。
- 7 誤記・脱落については、明白なもののほか、明白でないものには説明を付して言及した。
- 8 備考欄には以上のほか、他の資料との関係、論説などの原稿の場合には活字になった論説の掲載誌なども示した。
- 9 法典調査会の審議については、主として民法および不動産登記法に関して、会議（主査会・総会・法典調査委員会・整理会）別に回次と年月日を並記して示した。

略称は下記のとおり。

- 東川徳治・博士梅謙次郎（法政大学／有斐閣、1917年）→東川
福島正夫編（清水誠協働）・明治民法の制定と穂積文書（民法成立過程研究会、1956年、のち穂積陳重立法関係文書の研究〔信山社、1989年〕所収）→福島・穂積文書
岡孝＝江戸恵子「梅謙次郎著書及び論文目録」法学志林82巻3・4号（1985年）→岡＝江戸
広中俊雄・第九回帝国議会の民法審議（有斐閣、1986年）→広中・議会審議
広中俊雄・民法修正案（前三編）の理由書（有斐閣、1987年）→広中・理由書

目次

序	iii
解題	v
凡例	x
第1部門 立法関係文書	1
1 商法起草材料一(A5a/1)	3
2 商法起草材料二(A5a/1)	4
3 商法起草材料三(A5a/1)	6
4 商法起草材料四(A5a/1)	13
5 商法起草材料五(A5a/1)	20
6 商法起草材料六(A5a/1)	27
7 民法起草材料一(A5a/2)	34
8 民法起草材料二(A5a/2)	40
9 民法起草材料三(A5a/2)	43
10 民法起草材料四(A5a/2)	45
11 民法起草材料五(A5a/2)	55
12 商法草案理由書／総則一(A5a/3)	62
13 商法草案理由書／会社法上(A5a/3)	64
14 商法草案理由書／会社法下(A5a/3)	65
15 商法草案理由書／会社法下ノ一(A5a/3)	66
16 商法草案理由書五／会社法下ノ二(A5a/3)	67
17 商法草案理由書／商行為六(A5a/3)	68
18 商法草案理由書／手形法(A5a/3)	70
19 商法草案理由書／海商法(A5a/3)	71
20 破産法案参考書一(A5a/6)	72
21 破産法案参考書二(A5a/6)	73
22 編纂沿革(A5a/10)	74
23 土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例取調書(A5a/12)	76
24 民訴人訴法案(A5a/22)	85
25 裁判所言渡書其他(A5a/24)	93
26 法例修正案参考書(A5a/26)	102
27 民法修正案参考書(A5a/30)	106
28 商法草案類(A5a/31)	109
29 民法施行法(A5e/4)	115
30 民法中修正案(A5e/5)	120
31 諸法令原案(A5e/6)	124
32 民法原案(A5e/7)	127
33 商法草案(A5e/8)	137
34 民法理由書(A5e/9)	147
第2部門 著作原稿・意見書・講義備忘録等	155
1 論説類一(A5a/4)	157
2 論説類二(A5a/4)	161
3 民法要義原稿一(A5a/5)	167

4	民法要義原稿二 (A5a/5)	168
5	民法要義原稿三 (A5a/5)	169
6	民法要義原稿四 (A5a/5)	170
7	民法要義原稿五 (A5a/5)	171
8	法律辞書一 (A5a/9)	172
9	法律辞書二 (A5a/9)	174
10	民法講義備忘録一 (A5a/11)	175
11	民法講義備忘録二 (A5a/11)	176
12	和解法原稿 (A5a/13)	178
13	民法債権担保編原稿 (A5a/14)	179
14	商法議解原稿 (A5a/15)	180
15	会社法網要原稿 (A5a/16)	181
16	仏国売買法原稿 (A5a/17)	182
17	仏国民法特権書入篇 (A5a/18)	183
18	民法商法講義備忘録 (A5a/19)	184
19	新法典講義原稿 (A5a/20)	186
20	民法講義原稿 (A5a/21)	188
21	清国留学生法学通論及民法講義備忘録 (A5a/23)	189
22	意見書類 (A5a/29)	192
23	最近判例批評一 (A5a/38)	196
24	最近判例批評二 (A5a/38)	202
第3部門 韓国立法起案関係文書		207
1	韓国立法事業担任当時ニ於ケル起案書類 (A5a/25)	209
2	民事訴訟法上 (A5a/33)	214
3	民事訴訟法案 (A5a/34)	215
4	民事訴訟法下ノ上 (A5a/35)	216
5	民事訴訟法案 (含第四編破産) (A5a/36)	217
6	民事訴訟法 (権利執行) (A5a/37)	218
7	民事訴訟法下ノ上 (第五章破産) (A5a/37)	219
第4部門 その他		221
1	東京法学校規則 (A5a/7)	223
2	規程会則類 (A5a/27)	224
3	諸法材料 (A5a/28)	232
4	法律 (雑) (A5a/32)	236
5	外国人借地権等取調書 (A5a/52)	246

第 1 部門

立法關係文書

1 商法起草材料一 (A5a/1)

題簽に「商法起草材料一」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/1と鉛筆書、「商法起草材料(一)」と書かれた白用紙付箋が貼られている
 本冊の版型は26.5cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法修正意見摘要類纂 目次	謄写版 (うち表・裏 表紙2枚)	18枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：11976 後掲No.3の目次 明治32年商法以外のものとしては、民法、民事訴訟法(明治23年)、不動産登記法など17の法令が挙げられている
2	商法修正意見摘要類纂 追加(議民乙第四十三 号乃至第四十五号分)	謄写版	9枚	後掲No.3の追加分
3	商法修正意見摘要類纂	謄写版 (うち表・裏 表紙2枚)	202枚	明治32年商法その他の法令の修正意見の要旨「議民乙第一号乃至第四十二号ノ修正意見ノ要旨ヲ商法条文ノ順序ニ従ヒ各条下ニ排列シ」、「商法以外ノ法令ニ関スル修正意見ハ一括シテ本書ノ末尾ニ輯録」(凡例より) 欄外に「可」、「否」等の鉛筆書 修正意見は『商法起草材料二』(第1部門2)No.1、『商法起草材料三』(第1部門3)No.3にある 民法の修正意見として、97条に関連して「意思表示者カ意思表示ヲ受クヘキ者又ハ其所在ヲ知ラサルトキハ公示送達ヲ許シ之ニ関スル規定ヲ設クルコト」、さらには「将来ノ債権ヲ担保スヘキ質権抵当権ノ設定ヲ規定スルコト」など15の意見の要旨が挙げられている

2 商法起草材料二 (A5a/1)

題簽に「商法起草材料二」と墨書
表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
本冊の版型は26cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	裁判所分／商法修正 意見書／甲	謄写版	1枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏にA5a/1と鉛筆書、登録番号：11977 「商法起草材料(二)」と書かれた白用紙付箋が挟まれている
1-1	議民乙第一九号	謄写版	19枚	東京地裁、明治40年10月3日付 明治40年7月29日付民刑第921号訓令に基づく東京地裁の裁判官による明治32年商法修正意見 以下同様に、各地の裁判官等の意見 『商法起草材料三』（第1部門3）No.4 備考欄参照
1-2	議民乙第二〇号	謄写版	6枚	仙台地裁
1-3	議民乙第二一号	謄写版	48枚	和歌山地裁（非訟事件手続法修正の意見も含む）
1-4	議民乙第二二号	謄写版	2枚	長野地裁
1-5	議民乙第二三号	謄写版	10枚	松江地裁
1-6	議民乙第二四号	謄写版	6枚	山口地裁
1-7	議民乙第二五号	謄写版	11枚	千葉地裁（うち1枚は同じもの）
1-8	議民乙第二六号	謄写版	16枚	大阪地裁（非訟事件手続法修正の意見も含む）
1-9	議民乙第二七号	謄写版	3枚	明治40年9月30日付大分地裁

番号	標題	用紙	数量	備考
1-10	議民乙第二八号	謄写版	5枚	函館地裁
1-11	議民乙第二九号	謄写版	4枚	岐阜地裁検事局意見
1-12	議民乙第三〇号	謄写版	7枚	明治40年9月30日付仙台地裁検事正意見
1-13	議民乙第三一号	謄写版	17枚	人吉区裁
1-14	議民乙第三二号	謄写版	5枚	土浦区裁
1-15	議民乙第三三号	謄写版	5枚	登米区裁
1-16	議民乙第三四号	謄写版	4枚	明治40年9月28日付静岡区裁 静岡地裁所長宛
1-17	議民乙第三五号	謄写版	4枚	明治40年9月29日付田辺区裁
1-18	議民乙第三六号	謄写版	3枚	上田区裁
1-19	議民乙第三七号	謄写版	43枚	大町区裁
1-20	議民乙第三八号	謄写版	3枚	明治40年9月30日付岩国区裁
1-21	議民乙第三九号	謄写版	52枚	明治40年10月14日付大津地裁 同年6月28日付水口区裁から大津地裁所長宛 ／同年7月5日付八幡区裁から大津地裁所長宛 各意見に対してさらに大津地裁の意見が付されている

3 商法起草材料三 (A5a/1)

題簽に「商法起草材料三」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/1と鉛筆書、「商法起草材料(三)」と書かれた白用紙付箋が貼られている
 本冊の版型は26.5cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	東京商業會議所移牒 商法等修正意見	謄写版 (うち表・裏 表紙2枚)	34枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：11978 本文書は、東京市内の主な商工業者の商法等修正の意見を集めたもので、明治40年9月11日付東京商業會議所会頭から法律取調委員 ^(ママ) 会長宛送付状が付されている
2	議民乙第四十七号	謄写版	6枚	提出者不明。商法修正の意見書
3		謄写版半紙	1枚	明治40年10月29(9のみ墨書)日付法律取調委員会から商法修正主査委員梅謙次郎(名前のみ墨書)宛送付状
3-1	議民乙第八号	謄写版	11枚	明治40年9月28日付大阪地裁所属弁護士会の商法修正意見(司法省民刑第920号による諮問に対する回答) 後掲No.3-9によれば、上記諮問は同年7月26日付でなされている
3-2	議民乙第九号	謄写版	1枚	明治40年9月30日付大津地裁所属弁護士会
3-3	議民乙第一〇号	謄写版	4枚	明治40年9月27日付神戸弁護士会
3-4	議民乙第一一号	謄写版	4枚	明治40年9月30日付広島弁護士会
3-5	議民乙第一二号	謄写版	2枚	明治40年9月28日付前橋弁護士会
3-6	議民乙第一三号	謄写版	5枚	明治40年9月30日付熊本弁護士会

番号	標題	用紙	数量	備考
3-7	議民乙第十四号	謄写版	5枚	明治40年9月30日付富山弁護士会
3-8	議民乙第十五号	謄写版	5枚	明治40年9月30日付大分弁護士会
3-9	議民乙第十六号	謄写版	48枚	明治40年10月7日付京都弁護士会
3-10	議民乙第十八号	謄写版	5枚	明治40年10月8日付横浜弁護士会
4		謄写版半紙	1枚	明治40年10月31日付法律取調委員会から商法修正主査委員梅謙次郎（名前のみ墨書）宛送付状 『商法起草材料二』（第1部門2）No.1-1～1-21を送付した旨の書面
5	千八百九十八年合衆国 破産法	12行青罫紙 （うち表・裏 表紙2枚）	57枚	翻訳
6	明治二十八年／同二十 九年後見ニ関スル司法 省指令	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	「商事会社社員ナル未成年者ノ後見人登記方 ノ件」ほか2件 明治29年指令（1枚）は後掲No.7の後にある
7	明治二十八年及ヒ同二 十九年後見ニ関スル大 審院判決	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	大判明治28年9月14日（第227号）、同年11月6 日（第194号）、同年12月3日（第236号）、同年 12月4日（第249号）、同年12月25日（第386号）、 29年3月19日（第468号）、同年3月26日（第514 号）
8	商慣習取調報告	法典調査会 13行茶罫紙	22枚	明治28年11月15日付起草委員補助松波仁一郎 から法典調査会副総裁宛巡回報告書
9	商法修正案ニ関スル意 見開申書	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治31年11月27日付豊橋商業会議所会頭から 司法大臣宛手形作成要件に関する意見書（捺 印廃止等に反対）
10	答申書	法典調査会 13行茶罫紙 （うち表・裏 表紙2枚）	14枚	明治30年7月日本海運業同盟会から法典調査 会宛海商法に関する答申および修正意見

番号	標題	用紙	数量	備考
11	司法省民刑第二二四一 号	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	明治31年12月2日付司法大臣から法典調査会 総裁宛前掲No.9の送付状
12	明治二十八年十二月末 日現在合資会社ノ社員 ノ数（東京控訴院管内）	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	
13	番頭手代及ヒ小僧	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	標記の者の職務等の慣行
14	商法中修正ノ義ニ付 建議	司法省 13行茶罫紙	2枚	明治29年3月金沢商業会議所会頭から司法大 臣宛1株20円以上とする建議（明治23年商法 第175条後段の削除案） 欄外に明治29年3月23日司法大臣から送付と ある
15	管第五三三号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治31年4月28日付逓信大臣から法典調査会 副総裁宛商法草案第2編修正意見
16	商事会社合併並組織 変更法案	12行青罫紙	7枚	全27箇条 明治30年4月1日施行を予定している（第27 条）
17		農商務省 13行茶罫紙	5枚	商法第658条・第665条修正案
18	外国人ノ抵当権ニ関ス ル法律案	司法省 13行茶罫紙	1枚	河村委員提出
19	新旧商法ノ移行ニ就テ 新商法施行法中ニ入ル ヘキ事項	農商務省 13行茶罫紙	2枚	矢野恒太案
20	外国会社ニ関スル参照	法典調査会 13行茶罫紙	18枚	標記に関する諸外国の法制
21		農商務省 13行茶罫紙	22枚	明治31年4月22日付東京海上保険株式会社等 による法典調査会宛修正商法草案に関する意 見

番号	標題	用紙	数量	備考
22		法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治30年8月10日付起草委員補助松波仁一郎から法典調査会副総裁宛商法海商編修正の参考のための調査報告書
23		法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治29年11月日本海運業同盟会の商法修正意見
24		法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治31年1月法典調査会から各地の商業会議所宛および法典調査会副総裁から大蔵大臣宛法定利率に関する調査依頼草稿(梅自筆) なお、『民法起草材料一』(第1部門7) No.12備考欄参照
25	大坂出張慣習取調報告	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治30年4月22日付起草委員補助松波仁一郎から法典調査会副総裁宛問屋慣習と運送取扱いの現状について積荷申込証等のひな型(大判白用紙 [39cm×26.5cm] 3枚 [うち1枚は裏面が張合わされている]) が添付されている
26	修正会社法ニ対スル修正意見	農商務省 13行茶罫紙	5枚	
27	明治二十八年十二月末日現在合資会社ノ種類(東京控訴院管内)	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	
28	司法省民刑第二四二六号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治31年12月28日付司法大臣から法典調査会総裁宛送付状1枚、および、名古屋商業会議所会頭から司法大臣宛失火責任に関する明治31年12月19日付建議書4枚
29		活版	9枚	明治29年9月23日付神戸商業会議所内の調査委員から同会議所会頭宛商法修正に関する調査報告書、および、商法改正に関する意見開申書・請願書案 『商法起草材料六』(第1部門6) No.27はこの意見開申書案をそのまま手書きしたものである

番号	標題	用紙	数量	備考
30	司法省民刑第二四一六号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治31年12月27日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、同月19日付四日 市商業会議所会頭から司法大臣宛「手形作成 要件ニ付建議」
31	会社ニ関スル慣習	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	標記に関する9項目にわたる各地の調査結果 を整理したもの
32		法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治26年12月13日付大蔵大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、特別法により設 立された銀行の商業登記のさいに株式会社の 名称を付さないという意見書
33	司法省民刑第二〇三六号	内閣 12行茶罫半紙 法典調査会 13行茶罫紙	1枚 5枚	明治33年12月25日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、同月18日付私立 東京簿記精修学館長から司法大臣宛「商法中 修正ノ意見ニ関スル追申書」
34		法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治31年5月14日付大阪商業会議所会頭から 法典調査会総裁宛商法修正案に対する修正意 見書。ただし、添付されているのは「商法修 正案ニ対スル質疑ノ条項」だけである
35	司法省民刑第二〇四八号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治31年11月16日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、同月1日付函館 商業会議所会頭から司法大臣宛「商法修正ニ 関スル建議」
36	司法省民刑第二四五二号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治32年1月19日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、明治31年12月24 日付東京商業会議所会頭から司法大臣宛「商 法修正案中検査役ニ関スル規定ノ儀ニ付建 議」
37	商事慣習調査答案	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	欄外に尾道商業会議所と鉛筆書
38	司法省民刑第二八七号	内閣 13行茶罫半紙 法典調査会 13行茶罫紙	1枚 5枚	明治33年3月6日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、同年2月14日付 香川県下の銀行16行から衆議院議長宛商法第 533条修正請願書

番号	標題	用紙	数量	備考
39	司法省民刑第二四三号	内閣 13行茶罫半紙 法典調査会 13行茶罫紙	1枚 2枚	明治33年2月27日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、明治32年1月京 都商業会議所会頭から衆議院議長宛商法中修 正の請願
40	修正商法施行法ニ付	農商務省 13行茶罫紙	4枚	矢野恒太の署名捺印がある
41	商法修正案ニ対スル建 議書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	5枚	明治31年11月10日付海員倶楽部幹事長から通 信大臣宛
42	司法省民刑第二六二号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治32年2月20日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および、同月10日付東京 商業会議所会頭から司法大臣宛商法修正案第 120条に関する建議
43	商法修正案ニ対スル修 正条項	法典調査会 13行茶罫紙	28枚	第11議会に提出された修正案に対するもの
44	建議書	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治31年11月28日付海員倶楽部幹事長から法 典調査会総裁宛 通信省内における高等海事会議設立など2項 目
45	鉄第三九五号	法典調査会 13行茶罫紙 (末尾1枚 無記載)	3枚	明治31年5月7日付通信大臣から法典調査会 総裁宛意見書 私鉄への商法修正案の適用除外を求める
46		法典調査会 13行茶罫紙	13枚	明治30年4月16日「坂地ノ重ナル問屋ヲ商業 会議所ニ招集シテ諮問シタル際ノ問答」 質問の1例：「問屋ト称スルハ如何ナル業体 ナルヤ卸売ト云フモノト全ク別ナルヤ」
47	倉庫業規定中修正ニ 関スル私見	九州倉庫 株式会社 12行青罫紙	3枚	

番号	標題	用紙	数量	備考
48	各国政府カ外国保險 会社ニ要ムル供託金	農商務省 13行茶罫紙	2枚	欄外に矢野恒太調査とある
49	原甲第一九〇号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治35年9月16日付大蔵大臣から法典調査会 副総裁宛回答 国税徴収法と破産法案の関係について
50	内国通運会社業務取扱 規則	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚) 内閣 13行茶罫紙	24枚 9枚	

4 商法起草材料四 (A5a/1)

題簽に「商法起草材料四」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/1と鉛筆書、「商法起草材料(四)」と書かれた白用紙付箋が貼られている
 本冊の版型は27.5cm×20cm
 本冊は講に関する大審院判決のうち明治20年～23年の分である。なお、『民法起草材料一』(第1部門7) No.5 備考欄参照

番号	標題	用紙	数量	備考
1	明治二十年分／無尽講 二関スル大審院判決例 法典調査会	白用紙	1枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11979
1-1	明治十九年第三十二号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治20年1月31日判決
1-2	明治十八年第三百八十八号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治20年2月28日判決
1-3	十九年第十七号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	判決年月日不詳
1-4	明治十九年第四百四十四号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治20年6月6日判決
1-5	明治十九年第二百二十六号	法典調査会 13行茶罫紙	14枚	明治20年6月29日判決
1-6	明治十八年第三百五号	法典調査会 13行茶罫紙	20枚	明治20年5月16日判決
1-7	十九年第二百四号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	判決年月日不詳
1-8	明治十九年第二百十四号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治20年10月31日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-9	十九年第二百四十二号	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	明治20年9月30日
1-10	明治二十年第五十一号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治20年12月21日判決
1-11	二十年第五十九号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治20年12月26日判決
1-12	明治二十年第六十号	法典調査会 13行茶罫紙	12枚	明治20年12月26日判決
1-13	明治二十年第六十一号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	前掲No.1-12と同一であるとして判決文は省略されている（上告人は同じ）
1-14	明治二十年第六十二号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	前掲No.1-12と同一であるとして判決文は省略されている（上告人は同じ）
2	明治二十一年／無尽講 ニ関スル大審院判決例 法典調査会	白用紙	1枚	
2-1	明治二十年第百八十六号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治21年4月2日判決
2-2	明治二十年第百八十七号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治21年4月2日判決 被上告人は前掲No.2-1と同じ
2-3	明治二十年第三百四十五号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治21年6月27日判決
2-4	明治二十年第三百四十六号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	前掲No.2-3と同一であるとして判決文は省略されている（上告人は同じ）
2-5	明治二十年第三百四十七号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	前掲No.2-3と同一であるとして判決文は省略されている（上告人は同じ）

番号	標題	用紙	数量	備考
2-6	明治二十年第三百四十八号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	前掲No.2-3と同一であるとして判決文は省略されている（上告人は同じ）
2-7	明治二十年第三百四十九号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	前掲No.2-3と同一であるとして判決文は省略されている（上告人は同じ） 末尾にNo.2-3～2-7の受理理由書（1枚）がある
2-8	二十一年第六十八号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治21年7月6日判決
2-9	明治二十一年第十九号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治21年7月9日判決
2-10	明治二十年第三百五十一号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治21年7月19日判決
2-11	明治二十年第三百六十四号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治21年9月28日判決
2-12	二十一年第百三十七号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治21年11月7日判決
2-13	明治二十一年第百三十二号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治21年11月9日判決
2-14	明治二十年第三百八十九号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治21年11月9日判決
2-15	明治二十年第三百九十号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治21年11月9日判決 前掲No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている（被上告人は同じ）
2-16	明治二十年第三百九十一号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治21年11月9日判決 前掲No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている（被上告人は同じ）

番号	標題	用紙	数量	備考
2-17	明治二十年第三百九十二号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治21年11月9日判決 前掲No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている
2-18	明治二十年第三百九十三号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治21年11月9日判決 前掲No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている
2-19	明治二十年第三百九十四号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治21年11月9日判決 前掲No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている
2-20	明治二十年第三百九十五号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治21年11月9日判決 前掲No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている
2-21	明治二十年第三百九十六号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治21年11月9日判決 前掲No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている
2-22	明治二十年第三百九十七号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治21年11月9日判決 前掲 No.2-14と同一であるとして判決文は省略されている。 末尾にNo.2-14～2-22の受理理由書（1枚）がある
2-23	明治二十年第四百二十二号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治21年11月21日判決
2-24	二十一年第百二十三号	法典調査会 13行茶罫紙	11枚	明治21年12月28日判決
2-25	明治二十一年第百六十一号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治21年12月12日判決
2-26	明治二十一年第二百四十五号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治21年12月26日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
3	明治二十二年分／無尽講二関スル大審院判決例／法典調査会	白用紙	1枚	
3-1	明治二十一年第二裁判第四号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治22年4月12日判決
3-2	明治二十一年第三百二十五号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治22年4月26日判決
3-3	二十一年第四百十七号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治22年4月29日判決
3-4	明治二十一年第五百四号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治22年6月17日判決
3-5	明治二十二年第十三号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治22年6月26日判決
3-6	明治二十一年第五百三十号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治22年7月8日判決
3-7	明治二十二年第十七号	法典調査会 13行茶罫紙	11枚	明治22年7月10日判決
3-8	明治二十二年第七十八号	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	明治22年10月9日判決
3-9	明治二十一年第四百四十九号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治22年10月16日判決
3-10	明治二十二年第九十八号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治22年11月18日判決
3-11	明治二十二年第三百三十九号	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	明治22年12月27日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
4	明治二十三年分／無尽 講ニ関スル大審院判決 例／法典調査会	白用紙	1枚	
4-1	明治二十二年第三百二 十一号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治23年2月21日判決
4-2	明治二十二年第二百八 十五号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治23年2月28日判決
4-3	明治二十二年第三百九 十五号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治23年4月18日判決
4-4	明治二十二年第五百七 十三号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治23年5月9日判決
4-5	明治二十二年第六百二 十八号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治23年5月30日判決
4-6	明治二十二年第三百六 十五号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治23年6月25日判決
4-7	明治二十二年第六百二 十七号	法典調査会 13行茶罫紙	16枚	明治23年6月25日判決
4-8	明治二十二年第五百三 十号	法典調査会 13行茶罫紙	11枚	明治23年7月9日判決
4-9	明治二十二年第四百八 十四号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治23年7月9日判決
4-10	明治二十三年第三百三 七号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治23年10月24日判決
4-11	明治二十三年第八十九 号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治23年10月31日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
4-12	明治二十三年第二百二十三号	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	明治23年12月10日判決

5 商法起草材料五 (A5a/1)

題簽に「商法起草材料五」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/1と鉛筆書、「商法起草材料(五)」と書かれた白用紙付箋が貼られている
 本冊は講に関する大審院判決のうち明治24年～26年、13年、16年、17年の分である。なお、『民法起草材料一』(第1部門7) No.5 備考欄参照
 本冊の版型は26.5cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	明治二十四年分／明治二十五年分／無尽講ニ関スル大審院判決例 法典調査会	白用紙(表・裏表紙)	2枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11980 裏表紙は後掲No.1-23の末尾にある
1-1	明治二十四年二部第百六十号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治24年10月29日判決
1-2	明治二十四年二部第百七十九号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治24年11月7日判決
1-3	明治二十四年二部第百九十一号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治24年11月12日判決
1-4	明治二十四年二部第六十三号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治24年11月19日判決
1-5	明治二十四年二部第七十七号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治24年12月3日判決
1-6	明治二十四年第九号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治25年1月23日判決
1-7	明治二十四年第五百一十一号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治25年2月23日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-8	明治二十三年第四百六十四号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治24年3月5日判決
1-9	明治二十三年第四百六十五号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治25年3月5日判決
1-10	明治二十五年第三号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治25年4月14日判決
1-11	明治二十五年第十七号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治25年5月26日判決
1-12	明治二十四年第二百十七号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治25年6月7日判決
1-13	明治二十四年第九十四号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治25年7月2日判決
1-14	明治二十五年第四十七号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治25年9月20日判決
1-15	明治二十五年第六十号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治25年9月24日判決
1-16	明治二十五年第三百二号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治25年10月29日判決
1-17	明治二十五年第二百九十一号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治25年10月31日判決
1-18	明治二十四年第三百四十号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治25年11月1日判決
1-19	明治二十五年第三百二十五号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治25年11月5日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-20	明治二十五年第二百三十三号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治25年11月15日判決
1-21	明治二十五年第四百十一号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治25年12月13日判決
1-22	明治二十五年第二百十二号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治25年12月15日判決
1-23	明治二十五年第三百六十一号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治25年12月22日判決
2	明治二十六年分／無尽講ニ関スル大審院判決例／法典調査会	白用紙	1枚	
2-1	明治二十五年第三百九十一号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治26年1月26日判決
2-2	明治二十五年第六百二十八号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治26年3月4日判決
2-3	明治二十五年第四七四号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治26年3月14日判決
2-4	明治二十五年第三百二十七号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治26年3月18日判決
2-5	明治二十六年第二百六十一号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治26年6月24日判決
2-6	明治二十六年第二百八十一号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治26年6月29日判決
2-7	明治二十六年第四百四号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治26年9月26日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-8	明治二十六年第三百四十二号	法典調査会 13行茶罫紙	13枚	明治26年10月10日判決
2-9	明治二十六年第三百七十号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治26年10月31日判決
2-10	明治二十六年第四百二十九号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治26年11月30日判決
2-11	明治二十六年第四百十八号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治26年12月2日判決
2-12	明治二十六年第四百六十号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治26年12月23日判決
3	無尽講ニ関スル大審院 判決例／法典調査会	白用紙	1枚	
3-1	第一百五十九号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治13年6月26日判決
3-2	第三百十二号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治13年11月11日判決
3-3	第五十九号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治16年3月16日判決
3-4	第二百四十九号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治16年5月29日判決
3-5	第三百九十五号	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	明治16年7月12日判決
3-6	第四百四十八号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治16年8月23日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
3-7	第五百七十号	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	明治16年10月31日判決
3-8	第六百四十七号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治16年12月6日判決
3-9	第七百三十三号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治16年12月27日判決
3-10	第十号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治17年1月22日判決
3-11	第六十九号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治17年2月23日判決
3-12	第七十号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治17年2月23日判決
3-13	第八十二号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治17年2月29日判決
3-14	第八十三号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治17年2月29日判決
3-15	第九十二号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治17年3月3日判決
3-16	第二百二十四号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治17年5月2日判決
3-17	第二百六十七号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治17年5月21日判決
3-18	第二百九十五号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治17年5月27日判決
3-19	第三百六十四号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治17年6月24日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
3-20	第四百四十六号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治17年7月23日判決
3-21	第四百六十五号	法典調査会 13行茶罫紙	19枚	明治17年8月16日判決
3-22	第五百七号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治17年10月20日判決
3-23	第五百三十二号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	明治17年10月29日判決
4	明治二十七年分／無尽 講ニ関スル大審院判決 例／法典調査会	白用紙	1枚	
4-1	明治二十六年第五百四 十八号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治27年1月27日判決
4-2	明治二十七年第十五号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治27年4月17日判決
4-3	明治二十六年第五百八 十二号	法典調査会 13行茶罫紙	17枚	明治27年5月1日判決
4-4	明治二十七年第八十号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治27年5月19日判決
4-5	明治二十七年第九十号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治27年10月11日判決
4-6	明治二十七年第二百三 十三号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治27年10月27日判決
4-7	明治二十七年第二百三 十四号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	明治27年10月27日判決 欄外に「前ニ同シ削ルヘシ」とある

番号	標題	用紙	数量	備考
4-8	明治二十七年第二百九十五号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治27年11月6日判決
4-9	明治二十七年第三百二十五号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治27年12月4日判決
4-10	明治二十七年第三百五十七号	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治27年12月12日判決
4-11	明治二十七年第三百七十五号	法典調査会 13行茶罫紙	9枚	明治27年12月15日判決
4-12	明治二十六年第四百二十号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治27年1月19日判決
4-13	明治二十七年第三十九号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治27年4月23日判決
4-14	明治二十七年第九号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治27年9月28日判決

6 商法起草材料六 (A5a/1)

題簽に「商法起草材料六」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/1と鉛筆書
 本冊の版型は27.5cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	発第一六四号	東京商業会議所 13行茶罫半紙	1枚	明治29年10月12日付東京商業会議所会頭から 法典調査会宛商事慣習ならびに海商に関する 問題の回答
1-1	商事慣習	白用紙(表紙) 東京商業会議所 13行茶罫紙	1枚 10枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十 五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11981 標題の調査報告書(会議所の決議を経ている)
1-2	第四回東京商業 会議所事務報告	白用紙(表・裏 表紙) 活版	2枚 59頁	No.1-1の参考資料 後掲No.6備考欄参照
1-3	海商	白用紙(表紙) 東京商業会議所 13行茶罫紙 大判白用紙 (39cm×36cm)	1枚 36枚 1枚	標題の調査報告書(会議所の決議を経ている) 船舶売渡証書写(大判白用紙)が綴り込まれ ている
2	隔地契約ニ関スル各地 商業会議所意見	厚紙(表紙)	1枚	表紙には、末延道成から民法三起草委員宛明 治26年12月13日付手紙と封筒が貼付されてい る
2-1	逓第二二八五号	通信省 13行朱罫紙	2枚	明治27年5月3日付通信大臣から法典調査会 総裁宛郵便物所有権および郵便電信官署の代 人資格についての回答 逓送局長から万国郵便総理局長宛逓送中にお ける信書所有権についての回答が添付されて いる
2-2		桑名商業会議所 10行茶罫紙	1枚	欄外に桑名商業会議所とある

番号	標題	用紙	数量	備考
2-3		静岡商業会議所 12行茶罫紙	1枚	明治26年12月21日付静岡商業会議所の回答
2-4		12行青罫紙	2枚	明治26年12月21日付宇都宮商業会議所の回答
2-5	甲第一三三号	高知商業会議所 12行茶罫紙	1枚	明治26年12月26日付高知商業会議所の回答
2-6	答申	白用紙	2枚	明治26年12月28日付栃木商業会議所の回答
2-7		岡崎商業会議所 12行茶罫紙	1枚	欄外に岡崎商業会議所／明治27年1月13日とある
2-8	天第一号	尾道商業会議所 12行茶罫紙	2枚	明治27年1月19日付尾道商業会議所の回答
2-9	答申書	白用紙（表・裏 表紙） 名古屋商業会議 所12行茶罫紙	2枚 12枚	明治27年1月19日付名古屋商業会議所の回答
2-10		金沢商業会議所 12行朱罫紙	1枚	明治27年1月22日付金沢商業会議所の回答
2-11	答申	12行青罫紙	1枚	欄外に明治27年1月27日津商業会議所とある
2-12		熊本商業会議所 13行青罫紙	4枚	欄外に明治27年1月31日熊本商業会議所とある
2-13		広島商業会議所 12行朱罫紙	2枚	明治27年2月1日付広島商業会議所の回答
2-14		赤間関商業会議 所12行茶罫紙	4枚	明治27年2月2日付赤間関商業会議所の回答
2-15	発大十七号	神戸商業会議所 12行茶罫紙	3枚	明治27年2月13日付神戸商業会議所の回答

番号	標題	用紙	数量	備考
2-16	商事契約ニ関スル意見 報告書	堺商業会議所 13行赤罫紙	2枚	明治27年2月17日付堺商業会議所の回答
2-17	答申書	大津商業会議所 13行青罫紙	6枚	大津商業会議所の回答 欄外に明治27年2月26日とある
2-18	答申書	鹿児島商業会議 所12行茶罫紙 (うち表・裏表紙 2枚)	11枚	明治27年2月22日付鹿児島商業会議所の回答
2-19		京都商業会議所 13行茶罫紙	5枚	明治27年2月27日付京都商業会議所の回答
2-20		12行青罫紙	1枚	欄外に3月6日／大垣商業会議所とある
2-21		白用紙	9枚	明治27年3月31日付四日市商業会議所の回答
2-22		岡山商業会議所 12行青罫紙	3枚	岡山商業会議所の回答 欄外に明治27年4月30日とある
2-23	答申書	博多商業会議所 12行茶罫紙	9枚	明治27年4月27日付博多商業会議所の回答
2-24		富山商業会議所 13行赤罫紙	3枚	明治27年6月30日付富山商業会議所の回答
2-25	答申書	白用紙(表・裏 表紙ほか) 大阪商業会議所 9行黒罫紙 同13行罫紙	3枚 17枚 1枚	明治27年7月24日付大阪商業会議所の回答 本文中調査表2枚あり
2-26	発第五三号	東京商業会議所 13行朱罫紙	5枚	明治27年6月12日付東京商業会議所の回答 末尾に活版刷調査表2枚が貼付されている

番号	標題	用紙	数量	備考
3	商法改正ニ関スル請願書	白用紙（表・裏表紙） 尾道商業会議所 12行茶罫紙	2枚 3枚	明治28年1月7日付尾道商業会議所会頭から衆議院議長宛
4	天第三号	尾道商業会議所 12行茶罫紙	3枚	前掲No.3と同じもの（貴族院議長宛）
5	司法省民刑第一三号	司法省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	2枚 4枚	司法大臣宛前掲No.3と同一の建議書および司法大臣から法典調査会総裁宛送付状
6	商法中修正ヲ要スル義ニ付請願書	白用紙（表・裏表紙） 東京商業会議所 13行茶罫紙	2枚 15枚	明治28年1月12日付東京商業会議所会頭から衆議院議長宛 本文書を印刷したものが前掲No.1-2の中にある
7	内閣送第八号	内閣 10行茶罫紙	1枚	明治28年2月20日付内閣総理大臣から法典調査会総裁宛後掲No.7-1、7-2の送付状
7-1		活版	2頁	明治28年2月18日（18のみ手書）付貴族院議長から内閣総理大臣宛後掲No.7-2の送付状
7-2	商法中修正ヲ要スル義ニ付請願	白用紙（表・裏表紙） 東京商業会議所 13行茶罫紙	2枚 15枚	内容は前掲No.6と同じ（貴族院議長宛）
8	司法省民刑第一八号	司法省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 15枚	明治28年2月7日付司法大臣から法典調査会総裁宛送付状1枚、および東京商業会議所会頭から司法大臣／農商務大臣宛建議 内容は前掲No.6、No.7-2と同じ
9	商法修正之義ニ付請願	白用紙（表紙） 大津商業会議所 13行青罫紙	1枚 4枚	明治28年1月26日付大津商業会議所から衆議院議長宛
10	商法修正之義ニ付請願	大津商業会議所 13行青罫紙	4枚	大津商業会議所会頭から貴族院議長宛 内容は前掲No.9と同じ

番号	標題	用紙	数量	備考
11	司法省民刑第四三号	司法省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 4枚	明治28年2月14日付司法大臣から法典調査会 総裁宛送付状1枚、および同年1月25日付大 津商業会議所会頭より司法大臣宛建議 建議内容は前掲No.9、10と同じ
12	商法第六章第一百七十五 条修正ヲ希望スルノ意 見書	白用紙（表・裏 表紙） 司法省 13行茶罫紙	2枚 3枚	明治28年11月14日付名古屋商業会議所会頭か ら司法大臣宛
13	商法第六章第一百七十五 条修正ノ儀ニ付建議	白用紙（表・裏 表紙） 司法省 13行茶罫紙	2枚 4枚	明治28年11月20日付四日市商業会議所会頭か ら司法大臣宛
14	商法第六章第一百七十五 条修正ノ儀ニ付建議	司法省 13行茶罫紙	2枚	明治28年12月15日付愛知県岡崎商業会議所会 頭から司法大臣宛 欄外に明治29年1月8日司法大臣から送付と ある
15	商法第六章第一百七十五 条修正ニ付建議書	白用紙（表・裏 表紙） 司法省 13行茶罫紙	2枚 3枚	明治28年12月26日付豊橋商業会議所会頭から 司法大臣宛 欄外に明治29年1月23日司法大臣から回付と ある
16	商法第六章第一百七十五 条修正ノ儀ニ付建議	司法省 13行茶罫紙	1枚	明治29年1月28日付博多商業会議所会頭から 司法大臣宛 欄外に明治29年2月15日司法大臣から送付と ある
17	建議書	白用紙（表紙） 司法省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 3枚 1枚	明治29年2月八王子商業会議所会頭から司法 大臣宛 商法第6章第175条修正の建議 表表紙に明治29年2月15日司法大臣から送付 とある
18	商法第六章第一百七十五 条修正ノ意見	司法省 13行茶罫紙	3枚	欄外に富山商業会議所提出、明治29年3月4 日司法大臣から送付とある
19	商法第六章第一百七十五 条修正ノ件ニ付キ建議	司法省 13行茶罫紙	3枚	明治29年2月12日付赤間関商業会議所会頭か ら司法大臣宛 欄外に明治29年3月14日司法大臣から回送と ある

番号	標題	用紙	数量	備考
20	内閣送第一号	内閣 10行茶罨紙	1枚	明治28年1月19日付内閣書記官から法典調査会副総裁宛下記の送付状
20-1	海事會議設置ニ関スル 意見開申書	白用紙（表・裏 表紙） 13行青罨紙	2枚 3枚	明治27年12月松江商業會議所会頭から内閣総理大臣宛
21	内閣送第二号	内閣 10行茶罨紙	1枚	明治28年1月19日付内閣書記官から法典調査会副総裁宛下記2件の送付状
21-1	天第三号	尾道商業會議所 12行茶罨紙	4枚	明治28年1月7日付尾道商業會議所会頭から内閣総理大臣宛意見開申書 前掲No.3、4と同じもの
21-2	天第五号	尾道商業會議所 12行茶罨紙	4枚	明治28年1月7日付尾道商業會議所会頭から内閣総理大臣宛海事會議設置要請に関する意見開申書
22	海事會議開設ノ急務ニ 付開申	博多商業會議所 12行茶罨紙	2枚	明治28年2月22日付博多商業會議所会頭から内閣総理大臣宛
23	鉄第一四四九号	逋信省 13行朱罨紙	1枚	明治29年9月25日付逋信大臣から法典調査会副総裁宛下記の送付状
23-1	発第一四七号ノ会社合 併ニ関スル法律制定ノ 建議	逋信省 13行朱罨紙	2枚	明治29年9月14日付東京商業會議所会頭から逋信大臣宛
24	商法中取引所ノ取引ニ 関スル条規修正ニ関ス ル建議	白用紙（表紙） 12行青罨紙	1枚 7枚	明治29年10月5日付各地の米穀・株式・商品取引所など24の取引所の代表者（連署）から法典調査会総裁宛
24-1	商法中修正按	白用紙（表紙） 12行青罨紙	1枚 21枚	上記の添付資料
25	民法中条項改正ノ請願	白用紙（表・裏 表紙） 12行青罨紙	2枚 3枚	明治29年10月5日付東京株式取引所理事長から法典調査会総裁宛 記名株式譲渡の對抗要件について

番号	標題	用紙	数量	備考
26	商事会社合併及ヒ組織 変更法制定ニ関スル意 見開申書	白用紙（表・裏 表紙） 大阪商業會議所 9行黒罫紙	2枚 4枚	明治29年10月25日付大阪商業會議所会頭から 法典調査会副会長宛 (マ)
27	商法修正ニ関スル意見 開申書	神戸商業會議所 12行茶罫紙	4枚	明治29年11月7日付神戸商業會議所会頭から 法典調査会総裁宛 商法第212条および第221条修正意見 『商法起草材料三』（第1部門3）No.29備考欄 参照
28	丁第二三〇号	農商務省 10行茶罫紙 同13行茶罫紙	1枚 3枚	明治29年8月11日付農商務大臣から法典調査 会総裁宛意見書1枚とその理由書3枚 保険営業取締は、商法（明治23年商法第1編 第11章保険第6節保険営業ノ公行参照）では なく、特別法を制定しておこなうべきことを 求める
29	丁第三〇〇号	農商務省 10行茶罫紙	1枚	明治29年10月1日付農商務次官から法典調査 会総裁宛照会 内容は、農商務大臣が保険営業規制に関して すでに回答したことに対する取扱いについて である
30	商法修正ニ関スル意見 開申書	逓信省 13行朱罫紙	4枚	明治29年11月7日付神戸商業會議所会頭から 逓信大臣宛 前掲No.27と同じ内容
31	一第二二号	警視庁 13行茶罫紙 同11行茶罫紙 （うち1枚は白 用紙で継紙）	1枚 7枚	明治30年1月22日付警視総監から法典調査会 総裁宛下記送付状1枚 東京旅人宿組合有志から千葉県下の同業者へ の賛同要請文、明治23年商法第609条（寄託） に関する江木衷および同組合運動委員の意見 書

7 民法起草材料一 (A5a/2)

題簽に「民法起草材料一」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/2と鉛筆書
 本冊の版型は27.5cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法総則編基礎法条	白用紙（表紙） 法典調査会 13行茶罫紙	1枚 71枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11982 民法総則編の章節ごとに旧民法と旧商法の参考条文を並べたもの 筆記者は複数。書き込みあり（特に時効の箇所）
2	民法起草材料	白用紙（表紙） 法典調査会 13行茶罫紙	1枚 1枚	赤鉛筆で調済という記入がある 仏、蘭、独草等起草上参照すべき外国法の呼称
3		ノート	1枚	一面は、「宅地永小作」の慣行地など17項目のリスト（鉛筆書）。他の一面は、民法の独訳仏訳を持って訪問する旨のレーンホルムからの仏文メモ
4		法典調査会 13行茶罫紙	3枚	契約成立に関するポロック契約法第4版34頁、35頁、アンソン契約法第4版24頁、アメリカの州民法・判例の訳
5	無尽ニ関スル争点	12行青罫紙	27枚	表紙に「明治二十八年十二月二十八日松波起草委員補助取調」、「大審院及ヒ全国控訴院判決例ヨリ蒐集ス」とある 判決の写しについては、『商法起草材料四』（第1部門4）、『商法起草材料五』（第1部門5）、『民法起草材料五』（第1部門11）、『裁判所言渡書其他』（第1部門25）参照
6	徳川幕末不動産法	白用紙 （うち表・裏 表紙2枚）	84枚	中田薫稿。明治36年5月19日脱稿 1 売買、2 譲渡、3 質入、4 書入、5 小作、6 地借及店借

番号	標題	用紙	数量	備考
7	隣地間建物等ヲ設クル 習慣取調ノ概目	東京府 13行茶罫紙	2枚	「甲午六月十六日」(朱筆) 明治27年のもの 『民法起草材料四』(第1部門10) No.3 備考欄 参照
8	婚姻ニ関スル指令	12行青罫紙	21枚	明治28年11月11日 明治19年から28年までの司法省指令 (17枚) 末尾に下六番町松波仁一郎の署名 婚姻に関する大審院判決 (3枚) が添付され ている。2箇所「？」がつけられている
9	遅延利息ニ抵当権ノ付 与ニ関スル建議	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治34年2月28日付仙台商業會議所会頭から 同34年3月1日付高岡商業會議所会頭から の司法大臣宛建議をあわせたもの
10		内閣 10行茶罫紙	3枚	「申込及ビ受諾」「当事者ニ関スル錯誤」のメ モ
11	第六十二号条例	内閣 10行茶罫紙	3枚	「未成年者ノ契約ニ関スル法律ヲ改正スル条 例」(1874年8月7日)およびアンソンのコメ ント
12	法定利率ニ関する大蔵 省及各地商業會議所意 見	厚紙 (表紙) 法典調査会 13行茶罫紙 内閣 13行茶罫紙	1枚 47枚 9枚	法典調査会より各地商業會議所宛および法典 調査会副総裁から大蔵大臣宛照会 (ともに明 治30年1月26日付) とその回答 回答したのは大蔵省のほか、桑名、豊橋、熊 本、静岡、栃木、大阪、名古屋、青森、京都、 高知、広島、福井、津、仙台、堺、博多、赤 間関、宇都宮、神戸、金沢、四日市、鹿児島、 富山、岡山、大津、尾道、岐阜、東京、知田 の商業會議所である なお『商法起草材料三』(第1部門3) No.24は 上記照会文の草稿である
13	居留地以外々国人ニ永 代貸又ハ類似貸渡地一 覧／函館部	大判白用紙 (39.5cm×51cm)	1枚	後掲No.15の資料 同一標題のものとしては後掲No.14、32、33、 『民法施行法』(第1部門29) No.35参照
14	居留地以外外国人ニ永 代貸又ハ類似貸渡地一 覧／大阪部	白用紙	1枚	後掲No.15の資料 前掲No.13備考欄参照

番号	標題	用紙	数量	備考
15		法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治31年3月26日付内務大臣・外務大臣連名での外国人に対する貸地に関する法典調査会総裁宛意見
16	司法省民刑第二〇八号	内閣 13行茶罫半紙 法典調査会 13行茶罫紙	1枚 8枚	明治33年2月20日付司法大臣から法典調査会総裁宛民法第278条修正に関する請願書送付状1枚、請願書2通（愛知県碧海郡林口小太郎はじめ404名、同伊藤喜六はじめ484名）
17	東京工業学校附属職工 徒弟学校	東京工業学校 13行茶罫紙	1枚	標記学校の組織、職員生徒数など
18	機密送第三号	コンニャク版	2枚	罫朱印。明治30年5月14日付付外務大臣から法典調査会副総裁宛送付状1枚、回答1枚 民法前3編施行にさいし変更を要する法令条項についての照会に対して、民法第2条に関する経過規定を求める
19	失踪ニ関スル法令指令 参照	法典調査会 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	19枚 1枚	明治元年から30年までのもの
20		司法省 13行青罫紙	1枚	連帯債務に関する大審院明治25年2月9日判決の写し
21	機密送第三号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	前掲No.18と同一内容 ただし、秘印がなく、また、本文書では民法前3編の公布年を明治20年と誤記している
22	司法省民刑第一四三号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治30年6月22日付 司法大臣から法典調査会総裁宛送付状1枚、 回答1枚 民法前3編施行につき変更を要する法令条項について 後掲No.29の清書
23	秘甲第一七七号	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	明治30年11月26日付 内務次官から法典調査会副総裁宛回答 民法施行法案第40条から社寺の文字削除を要請

番号	標題	用紙	数量	備考
24	閣乙第二号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治30年6月10日付 拓殖務次官から法典調査会宛回答1枚 北海道官有林への民法の適用除外を求める 同文同一筆跡のものが2つある
25		内務省 13行茶罫紙	3枚	「外国人借地権ノ整理ヲ述フルニ当リ先ツ居留地一般ノ情况ヲ記」したもの
26	居留地永代借地権等ニ 関スル件	条約実施準備委 員会 10行茶罫紙	1枚	特別法の建議
27		内務省 13行茶罫紙	3枚	「官有地ニ設ケラレタル借地権ニシテ民法所 定ノ期限ニ依リ難キモノ」として6項目、「民 法以外ニ於テ規定ノ必要アルモノ」として6 項目の一覧
28		コンニャク版	1枚	硃朱印。明治30年 外務大臣の意見（前掲No.18、21）に対する法 典調査会副総裁の回答案 民法第2条につき（従来の条約国の国民には 不適用とすること）、施行法の中での対処でな く特別法または命令の可能性を述べる 鉛筆による書き込みあり 民法施行法についての法典調査会の第8回会 議（明治30年6月21日）で審議された
29	司法省民刑第一四三号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	前掲No.22と同一内容
30		外務省 13行茶罫紙	13枚	法令変更の必要性についての外務大臣から法 典調査会宛回答（前掲No.18、21）の下書部分 （民法第2条）のほか、不動産所有権、不動産 抵当権、地上権、永小作権、賃借権について の回答案 ペン書
31	秘乙第二九九号	内務省 13行茶罫紙 （うち2枚は半紙）	3枚	明治30年6月1日付内務次官から法典調査会 宛。外国人・外国政府に官有地を貸渡す規定 の必要性の指摘、および1箇条の提案

番号	標題	用紙	数量	備考
32	居留地以外外国人ニ永代貸又ハ類似貸渡地一覽／兵庫神戸部	大判白用紙 (54cm×132cm)	1枚	前掲No.13、14と同一標題のもの
33	居留地以外々国人ニ永代貸又ハ類似貸渡地一覽／東京部	大判白用紙 (54cm×59cm)	1枚	前掲No.13、14と同一標題のもの
34	武家之制改正服忌令並新律等親図表	大判白用紙 (40cm×27cm) (謄写版)	2枚	同じもの2部 『諸法材料』(第4部門3) No.1と同じ
35	民法親族関係之図解 民法六親等図	白用紙	3枚	同じもの3部。うち1部は前掲No.34の間にある
36	時間	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	1875年勅令第57号の翻訳
37		12行茶マス目	9枚	明治5年10月2日第295号布告(人身売買類似行為禁止)、明治8年12月27日太政官指令(華士族幼年の後見について)、明治6年6月18日第215号布告(代人規則)、明治8年6月8日第102号布告(金穀貸借請人証人弁償規則)、明治9年6月5日第58号使府県へ達(養子および入夫の相続に関する達)、明治10年12月28日第99号使府県へ達(士族の養子相続)
38	建議書	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治34年1月14日付岐阜県郡上郡戸籍吏総代(八幡町杉下正平、川合村佐藤勝徳)から司法大臣宛の建議書 父の分家のさいの子の家帰属について
39		法制局 10行茶罫紙	4枚	法制局の財政と人事計画のメモ
40	合意ノ無効及ビ契約ノ鎖除シ得ヘキモノニ関シテ	内閣 10行茶罫紙	5枚	「ポロツク及ビアンソン氏ノ書ヲ主トシテ参考セリ」とある
41	司法省指令／後見ニ関スルモノ	法典調査会 13行茶罫紙	23枚	明治19年～28年の指令、明治14年～28年の大審院判決例

番号	標題	用紙	数量	備考
42	司法省指令／後見ニ関スルモノ	法典調査会 13行茶罫紙	20枚	前掲No.41と同一内容（筆者は異なる）
43	火災府県別／明治三十年	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	火災統計
44	内閣送第七一号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	明治31年12月27日付内閣総理大臣から法典調査会総裁宛の下記請願につき送付状1枚 同月23日付貴族院議長から内閣総理大臣宛同請願の送付状1枚 貴族院議長から内閣総理大臣宛（貴族院で請願の大体は採択すべしと議決した旨の）意見書2枚 同月付島根県松江市栗原羊次郎ほか189名の貴族院議長宛失火責任に関する民法中修正の請願書4枚

8 民法起草材料二 (A5a/2)

題簽に「民法起草材料二」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/2と鉛筆書
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	印度千八百八十二年 財産移転条例 第四章不動産ノ抵当 及ヒ負担	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	34枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11983 不動産抵当に関する部分の翻訳
2		内閣 13行茶罫半紙 法典調査会 13行茶罫紙	2枚 7枚	司法大臣から法典調査会総裁宛の下記請願書 および意見書の送付状1枚(明治35年3月17日付)、貴族院議長から内閣総理大臣宛意見書 1枚、議員による紹介状1枚、明治35年1月 29日付愛知県西加茂郡早川平三郎、魚澄農夫 ほか20名の廢絶家相続人財産取得に関する民法 および同施行法改正についての貴族院宛請願書 6枚
3	印度地役条例	法典調査会 13行茶罫紙	24枚	「地役及ヒ認許ニ関スル法律ヲ説明及ビ改正 スル条例」(1882年第5号条例)の翻訳
4	印度契約条例	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	92枚	第1～第266節(この場合の節は条の意味)の 標記法律の翻訳
5	第一号ノ十 十 入会権設定ノ方法 ハ維新前後ニ於テ差異 アリヤ	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	32枚	「第一号ノ十」、「十」は朱書 後掲No8.の資料 愛知、静岡、京都、山形、大阪、奈良、三重、 愛媛、長崎、和歌山、宮城、福井、千葉、岐 阜、岡山、宮崎、香川、栃木、島根、滋賀、 秋田、鳥取の各府県からの回答
6	第二号 二 入会権ノ起因	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	「二」は朱書 後掲No8.の資料 県名の記載はないが、末尾に村名や字名を記 載した64項目からなる回答

番号	標題	用紙	数量	備考
7	第一号ノ十一 十一 入会地ノ官有地 ナルト私有地ナルトニ 依リ入会権ニ差異アリ ヤ	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	26枚	「第一号ノ十一」、「十一」は朱書 後掲No.8の資料 神奈川、大阪、奈良、山形、京都、三重、愛 知、愛媛、長崎、和歌山、静岡、宮城、福井、 千葉、岐阜、宮崎、香川、栃木、島根、滋賀、 秋田、鳥取の各府県からの回答
8	入会権ニ関スル報告	法典調査会 13行茶罫紙	17枚	報告委員末松謙澄による三起草委員宛報告書 (明治27年6月) 調査項目については福島・穂積文書44頁以下 参照
9	手形作成要件ニハ署名 捺印ヲ必要トスル建議	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治31年12月10日付金沢商業会議所会頭から 法典調査会副総裁宛建議書
10	〔カリフォルニア法典〕 第十四編 留置権	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	第14編第2章抵当の翻訳 参照条文としてニューヨーク法典(後掲No.11) が挙げられている
11	〔紐育法典〕 第十四編 留置権	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	第14編第2章抵当の翻訳 参照条文としてカリフォルニア法典(前掲 No.10)が挙げられている
12	永小作権請願書ニ対ス ル参考書草案	12行青罫紙	15枚	高知県の永小作慣行調査および資料。末尾に 地租改正と永小作の関係に関する伺および指 令2枚 後掲No.15はこれを整理したもの
13	商法中改正ノ儀ニ付建 議	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治34年2月15日付京都商業会議所会頭から 司法大臣宛商法第978条改正についての建議
14	永小作権ニ関スル請願	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	12枚	明治32年7月28日付高知県松尾富切禄ほか による内閣総理大臣宛請願
15	高知県永小作権請願ニ 対スル参考書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	15枚	前掲No.14の付属参考資料

番号	標題	用紙	数量	備考
16	永小作ニ関スル請願参考書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	30枚	後掲No.18の中で述べられている法典調査会宛参考書
17	県甲第一四八号	法典調査会 13行茶罫紙	11枚	明治30年11月8日付内務次官から法典調査会副総裁宛沖縄県の土地に関して民法施行の延期を求める回答1枚と別添「民法施行ニ関スル取調書」10枚(うち表・裏表紙2枚)
18	永小作ニ関スル請願書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	7枚	明治32年11月25日付司法大臣から法典調査会総裁宛送付状1枚、同日付兵庫県梅沢常吉ほか209名の司法大臣宛請願書4枚
19		法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治31年12月23日付豊橋実業談話会会頭から法典調査会宛の失火責任に関して刑法付則第59条復活の請願
20	合家ニ関スル伺指令	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	「明治三十二年五月六日」の書き込みがある
21	司法省民刑第一八三号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	明治33年2月13日付司法大臣から法典調査会総裁宛送付状1枚 明治32年12月5日付光瀬鼎ほか311名による民法中親族相続2編修正の請願書4枚

9 民法起草材料三 (A5a/2)

題簽に「民法起草材料三」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/2と鉛筆書
 「民法理由(二)」と記された白用紙付箋が挟まれている
 本冊の版型は27cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1		法典調査会 13行茶罫紙	119枚	表紙に「法政大学図書」「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11984 民法修正案理由書の原稿 第771条～第777条の各条、第2款婚姻ノ無効及ヒ取消、第778条～第787条の各条、第3章婚姻、第1節婚姻ノ成立、第1款婚姻ノ要件、第765条～第770条の各条、第2節婚姻ノ効力、第788条～第792条の各条、第6章後見、第1節後見ノ開始、第900条、第2節後見ノ機関、第1款後見人、第901条～第909条の各条、第2款後見監督人、第910条～第916条の各条、の理由 当初書かれた条文はすべて墨で消されている。第773条、第774条、第786条、第791条を除き、活版印刷された参照条文が貼付されている 朱による加除修正あり 本文書では、章・節・款にも理由が付されているので、それらの後に読点をつけた
2	婚姻	12行青罫紙	29枚	「明治二九年八月ノ離婚ヲ除ク [富井委員起草]」の記述、および下六番町松波仁一郎の署名がある 理由書の草稿
3	後見ノ親族会	12行青罫紙 (うち表・裏表紙2枚)	36枚	明治30年1月16日 下六番町松波仁一郎の署名がある 理由書の草稿
4	親権	12行青罫紙 (うち表・裏表紙2枚)	12枚	明治30年1月 下六番町松波仁一郎の署名がある 理由書の草稿

番号	標題	用紙	数量	備考
5		法典調査会 13行茶罫紙	42枚	前掲No.1の続き。前掲No.2、3、4は、同一文書であるNo.1とNo.5の間にはさまれている第4節後見ノ終了、第937条～第943条の各条、第7章親族会、第944条～第953条の各条の理由 当初書かれた条文はすべて朱で抹消されている。第943条、第952条を除き、活版印刷された参照条文が貼付されている 朱による加除修正あり なお、章名・節名の後の読点については、前掲No.1備考欄参照
6	第五編相続法 理由書原稿	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	138枚	理由のみで条文および参照条文なし 第5編相続、第1章家督相続、第1節総則第969条～第971条の各条、第2節家督相続人ノ資格第972条、第973条、第3節家督相続人ノ順位第974条～第988条の各条、第4節家督相続ノ効力、第989条～第995条の各条、第6章遺言、第1節総則、第1066条～第1072条の各条、第2節遺言ノ方式、第1款普通方式、第1073条～第1081条の各条、第2款特別方式、第1082条～第1092条の各条、の理由 第6章の筆跡は第995条までのものと異なる 編・章・節・款にも理由が付されている場合にはそれらの後に読点をつけ、理由が付されていない場合には節名の後に条名を続けて記載している 第1章第4節第995条と第6章との間に法典調査会13行茶罫紙1枚がある
7	遺産相続ニ関スル理由 書草稿	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	64枚	理由のみで条文および参照条文なし 第2章遺産相続、第1節総則、第996条、第997条の各条、第2節遺産相続人、第998条～第1006条の各条、第3節遺産相続ノ効力、第1款総則、第1007条～第1009条の各条、第2款、第1010条～第1014条の各条、第3款遺産ノ分割、第1015条～第1021条の各条、の理由 第3節第2款には款名がない。第1020条にあたる条名が落ちている 章名・節名・款名の後の読点の有無については前掲No.6備考欄参照

10 民法起草材料四 (A5a/2)

題簽に「民法起草材料四」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏に「法政大学図書館」、「昭和四年四月二十五日
 梅謙次郎氏寄贈」の各角印
 登録番号：11985
 本冊の版型は27.5cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1		内閣 13行茶罫半紙	1枚	「山林貸借ニ関スル取調書」(10県分)の(農商務省山林局から法典調査会を経て同会書記名での)梅委員宛送付状。明治28年10月5日付 No.1-1～No.1-10の取調書は、明治28年7月8日付林第3417号による各県への照会に応じたものである(後掲No.1-1による) 質問項目は本目録53頁の参考1参照
1-1		千葉県 11行茶罫半紙 同11行茶罫紙	1枚 4枚	千葉県知事から農商務省山林局長宛明治28年9月18日付上記調査報告書送付状(以下同じ) 1枚および回答4枚
1-2		栃木県 10行茶罫紙	4枚	栃木県知事からの送付状(明治28年9月18日付)1枚と回答3枚(ただし、3枚目は5行のみで、回答の冒頭を繰り返している)
1-3		滋賀県 11行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 2枚	滋賀県知事からの送付状(明治28年9月11日付)1枚と回答2枚
1-4		宮城県 13行茶罫紙	3枚	宮城県知事からの送付状(明治28年9月11日付)1枚と回答2枚
1-5		福井県 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙 同13行青罫紙	1枚 2枚 5枚	福井県知事からの送付状(明治28年9月14日付)1枚と回答2枚 参考として大野郡の調査結果と遠敷郡の契約書5枚が添付されている
1-6		石川県 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	石川県知事からの送付状(明治28年9月16日付)1枚と回答1枚

番号	標題	用紙	数量	備考
1-7		13行赤罫紙 岡山県 13行赤罫紙	1枚 2枚	岡山県知事からの送付状（明治28年9月12日付）1枚と回答2枚
1-8		愛媛県 13行茶罫紙	17枚	愛媛県知事からの送付状（明治28年9月10日付）1枚と回答16枚
1-9		高知県 13行茶罫紙	2枚	高知県知事からの送付状（明治28年9月9日付）1枚と回答1枚
1-10		熊本県 13行茶罫紙	5枚	熊本県知事からの送付状（明治28年9月27日付）1枚と回答4枚
2		内閣 13行茶罫半紙	1枚	3府23県分。「記」として府県名のみ表記している 質問項目は本目録53頁の末尾参考1参照
2-1		東京府 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 6枚	東京府知事からの送付状（明治28年8月24日付）1枚と西多摩郡など3郡の回答6枚
2-2		京都府 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 16枚	京都府知事からの送付状（明治28年8月20日付）1枚と熊野郡ほか12郡の回答16枚
2-3		大阪府 13行茶罫紙	5枚	大阪府知事からの送付状（明治28年8月20日付）1枚と摂津国豊島・能勢郡役所ほかの回答4枚
2-4		長崎県 13行茶罫紙	3枚	長崎県知事からの送付状（明治28年8月20日付）1枚と回答2枚
2-5		新潟県 13行茶罫紙	15枚	新潟県知事からの送付状（明治28年8月12日付）1枚と南蒲原郡ほか6郡の回答14枚
2-6		埼玉県 13行赤罫半紙 同11行青罫紙 活版	1枚 4枚 1枚	埼玉県知事からの送付状（明治28年8月14日付）1枚と入間高麗郡ほか5郡の回答3枚 末尾に「山林預り証文」（活版）のひな型1枚が添付されている

番号	標題	用紙	数量	備考
2-7		群馬県 12行茶罫紙 同13行茶罫紙	1枚 2枚	群馬県知事からの送付状（明治28年8月28日付）1枚と回答2枚
2-8		奈良県 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 8枚	奈良県知事からの送付状（明治28年8月24日付）1枚と宇陀郡ほかの回答8枚
2-9		三重県 13行茶罫紙	5枚	三重県知事からの送付状（明治28年8月15日付）1枚と回答4枚。末尾に「地所年期貸与証書」が添付されている
2-10		愛知県 13行茶罫紙	8枚	愛知県知事からの送付状（明治28年8月16日付）1枚と幡豆郡ほか5郡の回答7枚
2-11		長野県 13行茶罫紙	15枚	長野県知事からの送付状（明治28年8月17日付）1枚と上水内郡ほか12郡の回答14枚
2-12		青森県 13行青罫紙	1枚	青森県知事の回答（明治28年8月19日付） 質問の対象になるものがないという旨の回答
2-13		山形県 12行茶罫紙	3枚	山形県知事からの送付状（明治28年8月19日付）1枚と回答2枚
2-14		秋田県 13行茶罫紙	3枚	秋田県知事からの送付状（明治28年8月27日付）1枚と山本郡沢月村の例など2村の回答。 いずれも鉱業用に供する目的のもの
2-15		島根県 12行茶罫半紙 同12行茶罫紙	1枚 15枚	島根県知事からの送付状（明治28年8月15日付）1枚と回答15枚（うち表・裏表紙2枚）
2-16		大分県 12行茶罫紙	3枚	大分県知事からの送付状（明治28年8月16日付）1枚と日田郡など2郡村の回答2枚
2-17		佐賀県 13行茶罫紙	1枚	佐賀県知事の回答（明治28年8月20日付） 該当事項なしとの内容

番号	標題	用紙	数量	備考
2-18		宮崎県 13行茶罫紙	2枚	宮崎県知事の回答（明治28年8月24日付）
2-19		福島県 13行茶罫半紙 同12行茶罫紙	1枚 4枚	福島県知事からの送付状（明治28年8月29日付）1枚と南会津郡ほか2郡の回答4枚
2-20		和歌山県 13行茶罫紙	4枚	和歌山県知事からの送付状（明治28年8月29日付）1枚と回答3枚
2-21		兵庫県 13行朱罫半紙 白用紙	1枚 9枚	兵庫県知事からの送付状（明治28年9月4日付）1枚と回答（各項目につき、1市34郡の状況を整理）9枚（1市34郡名が印刷された調査用紙に記入されている）
2-22		茨城県 13行茶罫紙	2枚	茨城県知事からの送付状と回答（明治28年9月6日付）
2-23		岐阜県 13行茶罫紙	3枚	岐阜県知事からの送付状と回答（明治28年8月31日付）
2-24		広島県 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 2枚	広島県知事からの送付状（明治28年8月30日付）1枚と回答2枚
2-25		山口県 10行茶罫紙	3枚	山口県知事からの送付状（明治28年9月5日付）1枚と回答2枚
2-26		福岡県 13行茶罫半紙 同12行茶罫紙	1枚 1枚	福岡県知事からの送付状（明治28年9月3日付）1枚と遠賀郡黒崎村の回答1枚
[3]				相隣地所有者の権利に関する42項目の慣習の調査回答（この調査の照会は後掲No.3-20によれば明治27年11月6日付〔官甲第2258号〕でなされている） 後掲No.3-1～No.3-23の回答に対する質問項目は本目録53頁以下の参考2参照

番号	標題	用紙	枚数	備考
3-1	相隣地所有者ノ権利ニ 關スル慣習	東京市麴町区 役所 10行朱罫紙	8枚	
3-2	相隣地所有者ノ権利ニ 關スル慣習	東京市神田区 役所 13行朱罫紙	7枚	
3-3	相隣地所有者ノ権利ニ 關スル慣習	東京市日本橋区 役所 10行茶罫紙	6枚	
3-4		東京市京橋区 役所 10行茶罫紙	8枚	明治27年11月8日付京橋区長から東京府知事 官房主幹宛回答
3-5		東京市芝区役所 10行茶罫紙	4枚	相隣慣習の調査回答
3-6		東京市麻布区 役所 13行茶罫紙	5枚	明治27年12月14日付麻布区長から東京府知事 官房主幹宛回答
3-7	相隣地所有者ノ権利ニ 關スル慣習	東京市赤坂区 役所 10行赤罫紙	4枚	
3-8	相隣地所有者ノ権利ニ 關スル慣習取調	東京市四谷区 役所 10行茶罫紙	4枚	
3-9	相隣地所有者ノ権利ニ 關スル慣習取調	東京市牛込区 役所 13行茶罫紙	4枚	
3-10		東京市小石川 区役所 10行茶罫紙	4枚	相隣慣習の調査回答

番号	標題	用紙	数量	備考
3-11	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習	東京市本郷区 役所 13行茶罫紙	7枚	
3-12	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習	東京市下谷区 役所 13行茶罫紙紙	3枚	
3-13	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習ノ答	東京市浅草区 役所 11行茶罫紙	5枚	
3-14	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習調	東京本所区役所 10行茶罫紙	3枚	
3-15	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習	東京市深川区 役所 12行茶罫紙	3枚	
3-16	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習	東京府荏原郡 役所 12行赤罫紙	7枚	
3-17	相隣地所有者之権利ニ 関スル慣習	東京府東多摩・ 南豊島郡役所 13行茶罫紙	4枚	
3-18	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習取調書	東京府北豊嶋郡 役所 13行茶罫紙	2枚	
3-19	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習	東京府南足立郡 役所 12行茶罫紙	8枚	

番号	標題	用紙	数量	備考
3-20		東京府南葛飾郡 役所 13行茶罫紙	5枚	明治28年2月12日付南葛飾郡長から東京府知事官房主幹宛回答 後掲No.3-21との間に法典調査局10行赤罫紙に白封筒を貼付したものが綴り込まれている。封筒の内容は「南葛飾郡相隣地所有者ノ権利ニ関スル慣習一覧表」(大判白用紙[52cm×218cm]1枚)。これは『民法起草材料二』(第1部門8)No.4とNo.5の間に綴られていたが(本学図書館所蔵のマイクロフィルム参照)、マイクロ撮影後の再製本のさいに、だれ的意思によるものかは不明であるが、ここに綴り込まれるに至った
3-21	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習	東京府西多摩郡 役所 13行赤罫紙	6枚	
3-22	相隣地所有者ノ権利ニ 関スル慣習	東京府南多摩郡 役所 13行青罫紙	1枚	
3-23		東京府北多摩郡 役所 11行青罫紙	4枚	明治27年11月30日付北多摩郡長から東京府書記官宛回答
4	民施修正原案	コンニャク版	1枚	「明治三十年五月十四日配付」 靑朱印 民法施行法第11条第2号の修正、同条第2項を付加、第13条第1項の表現の修正、第14条の修正、第15条の次に1箇条追加
5	民施修正原案	コンニャク版	1枚	「明治三十年五月五日配付」 靑朱印 起草委員提出。民法施行法第7条の次に1箇条追加、第8条の修正、第10条第2項の表現の修正、第10条の次に1箇条追加、第20条の修正
6		内務省 13行茶罫紙 コンニャク版	2枚 2枚	海面賃貸借の件についての照会(明治28年6月26日付甲第20号)に対する28年7月11日付内務大臣から法典調査会副総裁宛回答2枚 参考として公有水面定期使用についての命令書のモデル2枚が添付されている

番号	標題	用紙	数量	備考
7		農商務省 13行茶罫紙	1枚	明治28年12月18日付農商務省山林局から法典調査会事務所宛山林賃貸借に関する取調べに対する下記8件の回答の送付状 前掲No.1、2の続き
7-1		神奈川県庁 11行青罫半紙 同13行青罫紙	1枚 3枚	神奈川県知事から農商務省山林局長宛送付状(明治28年10月21日付)1枚と回答3枚
7-2		静岡県 12行青罫半紙 同11行青罫紙	1枚 10枚	静岡県知事からの送付状(明治28年10月2日付)1枚と賀茂・那賀郡ほかの回答10枚
7-3		山梨県 13行赤罫紙	4枚	山梨県知事からの送付状(明治28年10月29日付)1枚と回答3枚
7-4		岩手県 12行茶罫紙	1枚	照会の慣習はない旨の岩手県知事の回答(明治28年10月15日付)
7-5		富山県 13行茶罫紙	4枚	富山県知事からの送付状(明治28年9月30日付)1枚と回答3枚
7-6		鳥取県 13行茶罫紙	3枚	鳥取県知事からの送付状(明治28年11月4日付)1枚と回答2枚
7-7		香川県 13行茶罫紙	3枚	香川県知事からの送付状(明治28年10月11日付)1枚と回答2枚
7-8		鹿児島県 12行茶罫紙	1枚	照会の慣習はない旨の鹿児島県知事の回答(明治28年9月4日付)

参考1：農商務省からの取調べ依頼の質問項目（前掲No.1-10に基づく）

- 1 山林ヲ賃貸借スル慣習アルカ
 - 2 若シ之レアリトセハ其目的ハ新ニ材木ヲ植培スル為メカ従来既ニ存スル材木ノ成長ヲ待テ之ヲ伐採スル為メカ下草ヲ採ル為メカ狩猟ヲ為ス為メカ又ハ山林ヲ其他ノ用ニ供スル為メカ
 - 3 山林賃貸借ノ期間ハ通常幾年位ナルカ
 - 4 借賃支払ノ時期如何
 - 5 天災ニ因リ山林ノ収益ニ損害ヲ被リタル場合ニ於テ賃借人ハ借賃ノ減少又ハ免除ヲ請フコトヲ得ルカ
 - 6 若シ之ヲ請フコトヲ得ルトセハ其割合如何
 - 7 右ノ場合ニ於テ賃借人ハ賃貸借ヲ解除スルコトヲ得ルカ
 - 8 山林ノ賃借人ハ其権利ヲ他人ニ譲渡シ又ハ其山林ヲ転貸スルコトヲ得ルカ
 - 9 若シ譲渡シ転貸ヲ為スコトヲ得ルトセハ賃貸人賃借人及譲受人又ハ転借人ノ間ノ関係如何
 - 10 期間ノ定メナキトキハ当事者双方ヨリ何時ニテモ解約ヲ申入ルルコトヲ得ルカ
 - 11 若シ之ヲ申入ルルコトヲ得ルトセハ山林ヲ賃貸人ニ返還スヘキ時期前ニ予告ヲ為スコトヲ要スルカ
 - 12 若シ之ヲ要スルトセハ其予告ヲ為スヘキ時期如何
 - 13 右ノ外慣習上山林ノ賃貸借ニ普通ナル約束アラハ其約束如何
-

参考2：「相隣地所有者ノ権利ニ関スル慣習」の質問項目（前掲No.3-2に基づく）

- 1 土地ノ所有者ハ境界又ハ其近傍ニ於テ障壁建物等ノ築造又ハ修繕ノ為メ必要ナルトキハ隣地ニ立入ルヲ得ルノ慣習アリヤ
- 2 右ノ慣習アリトスレハ隣人ノ承諾ヲ求ムルヲ必要トスルヤ否ヤ
- 3 第一項ノ場合ニ於テハ住家ニモ立入ルヲ得ルノ慣習アリヤ
- 4 其立入ノ為メニ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルノ慣習アルヤ
- 5 或土地カ他ノ土地ニ圍繞セラレテ公路ニ通セサルトキハ其土地ノ所有者ハ公路ニ出ル為メ圍繞地ヲ通行スルヲ得ルノ慣習アルヤ
- 6 湖沼、渠、海洋等ニ由ルニアラサレハ他へ通スルコト能ハス又ハ崖岸アリテ土地ト公路ト著シキ高低ヲ為ストキモ亦前項ト同シキ慣習アルヤ
- 7 前二項ノ場合ニ於テ通行ノ場所及ヒ方法ハ如何
- 8 通行スルコトヲ得ヘキ所有者ハ通行地ノ損害ニ対シテ償金ヲ払フ責アリヤ否ヤ
- 9 前項ノ責アリトスレハ其支払方法ハ如何
- 10 前五項ノ場合ハ土地ノ分割又ハ土地一部ノ譲渡ニヨリテ公路ニ通セサル土地ヲ生シタル時ニ就テモ亦同シキヤ否ヤ
- 11 土地ノ所有者ハ隣地ヨリ水ノ自然ニ流レ来ルヲ妨ケルノ慣習アルヤ
- 12 甲地ニ於テ貯水、排水、引水等ノ為メニ設ケタル工作物ノ破潰若クハ阻塞ニ因リ乙地ニ損害ヲ及ホストキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ修繕ヲ為サシムルヲ得ル慣習アルヤ
- 13 甲地ニ於テ水量ヲ増シテ乙地ニ損害ヲ及ホス虞アルトキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ予防工事ヲ為サシムルヲ得ルノ慣習アリヤ
- 14 事変ニ因リ低地ニ於テ水流ノ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ自ラ其疏通ニ必要ナル工事ヲ為シ又ハ低地ノ所有者ヲシテ之ヲ為サシムルノ慣習アリヤ否ヤ
- 15 前二項ノ場合ニ於テ工事ノ費用ハ何人カ負担スヘキヤ
- 16 土地ノ所有者ハ雨水ヲシテ隣地ニ注瀉セシムヘキ屋根其他ノ工作物境界又ハ其近傍ニ設ケルヲ得ル慣習アリヤ否ヤ
- 17 溝渠其他ノ水流地ノ所有者ハ其水路、幅員等ヲ変スルヲ得ル慣習アリヤ
- 18 若シ之ヲ変スルヲ得ルモノトセハ其方法ニ制限アリヤ否ヤ
- 19 高地ノ所有者ハ浸水地ヲ乾シ家用若クハ農工業用ノ余水ヲ排泄スル等ノ為メ公路公流、下水道等ニ至ルマテ低地ニ水ヲ通過セシムルノ権アリヤ否ヤ

- 20 土地ノ所有者ハ其所有地ノ水ヲ通過セシムル為メ高地又ハ低地ノ所有者カ設ケタル工作物ヲ使用スルノ権アリヤ否ヤ
 - 21 前項ノ場合ニ於テ工作物ノ築造保存等ノ費用分担ノ割合ハ如何
 - 22 水流地ノ所有者ハ堰ヲ設クル需用アルトキハ其堰ヲ対岸ニ支持セシムルヲ得ルノ習慣アリヤ
 - 23 右ニ因リテ損害ヲ生シタルトキハ其所有者ハ償金ヲ払フノ責アリヤ否ヤ
 - 24 対岸ノ所有者ハ右ノ堰ヲ使用スルヲ得ルノ習慣アリヤ否ヤ
 - 25 前項ノ場合ニ於テ費用分担ノ割合ハ如何
 - 26 土地ノ所有者ハ境界ヲ標示スヘキ物ヲ設クルヲ得ル習慣アルヤ
 - 27 其費用ハ何人カ負担スヘキヤ
 - 28 二棟ノ建物カ其所有者ヲ異ニシ且其間ニ空地アルトキハ各所有者ハ其境界ニ圍障ヲ設クルヲ得ル習慣アルヤ
 - 29 其費用ハ何人カ負担スヘキヤ
 - 30 右ノ圍障ノ材料、高サ等ニ就キ制限アリヤ否ヤ
 - 31 境界線上ニ設ケタル界標、圍障、障壁溝渠等ハ反対ノ証拠ナキトキハ相隣者ノ共有物ト看做スノ推定アリヤ否ヤ
 - 32 建物ヲ築造スルニハ境界線ヨリ若干ノ距離ヲ存スルコトヲ要スルヤ否ヤ
 - 33 一定ノ距離ヲ存スルノ習慣アリトスレハ若シ之ニ違ヒテ建物ヲ築造シタルトキハ制裁ハ如何
 - 34 前二項ニ就キ住家ト土蔵トノ間ニ差異アリヤ否ヤ
 - 35 他人ノ宅地ヲ觀望スヘキ窓椽側等ヲ設クルニ就キ制限アリヤ否ヤ
 - 36 物干場ヲ設クルニ就キ制限アリヤ否ヤ
 - 37 池井戸用水溜下水溜肥料溜地窖厠杭溝渠等ヲ穿チ又ハ水樋ヲ埋ムルニハ境界線ヨリ若干ノ距離ヲ存スルコトヲ要スルヤ否ヤ
 - 38 境界線ノ近傍ニ於テ前項ノ工事ヲ為ストキハ土砂ノ崩壊水若クハ汚液ノ滲漏等ヲ防クニ必要ナル注意ヲ為スコトヲ要スルヤ否ヤ
 - 39 崖地ニ存リテハ石垣其他土砂ノ崩壊ヲ防ク為メニ設クル工事ハ何人ノ負担ニ属スルヤ
 - 40 竹木等ヲ栽植スルニハ境界線ヨリ若干ノ距離ヲ存スルコトヲ要スルヤ否ヤ又其高サニハ制限アリヤ否ヤ
 - 41 隣地ノ竹木等ノ枝根等カ境界線ヲ踰ユルトキハ其枝根等ヲ截取シ又ハ其竹木等ノ所有者ヲシテ之ヲ剪除セシムルヲ得ルノ習アリヤ否ヤ
 - 42 同一所有者ニ属スル土地ヲ数人ニテ借受ケタル場合ニ於テハ借地人相互ノ關係ハ前四十一項ニ同シキヤ否ヤ
-

11 民法起草材料五 (A5a/2)

題簽に「民法起草材料五」と墨書
 表・裏表紙の裏打は法典調査局10行赤罫紙
 本冊の版型は27cm×19.5cm
 本冊は講に関する長崎控訴院、東京控訴院の裁判例（各裁判所の前身時代のものも含む）である。なお、『民法起草材料一』（第1部門7）No.5備考欄参照

番号	標題	用紙	数量	備考
{1}				後掲No.1-1の1枚目に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印、登録番号：11986 さらに、後掲No.1-1の欄外右に「長崎控訴院分／二十九件」、および6月28日の日付が記載されている
1-1	十一年第一二一号	長崎控訴院 13行茶罫紙	4枚	長崎上等裁判所明治11年7月19日判決
1-2	十二年第一七八号	長崎控訴院 13行茶罫紙	5枚	長崎上等裁判所明治12年9月22日判決
1-3	十五年第二百六十一号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴裁判所明治15年10月（日は不詳）判決
1-4	十六年第二百三十六号	長崎控訴院 13行茶罫紙	2枚	長崎控訴裁判所明治16年8月25日判決
1-5	十六年第二百八十八号	長崎控訴院 13行茶罫紙	2枚	長崎控訴裁判所明治16年9月21日判決
1-6	十七年第七十七号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴裁判所明治17年7月18日判決
1-7	十八年第六十五号	長崎控訴院 13行茶罫紙	5枚	長崎控訴裁判所明治18年12月28日判決
1-8	十八年民第九一号	長崎控訴院 13行茶罫紙	9枚	長崎控訴裁判所明治19年2月27日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-9	明治十九年第十三号民事控訴	長崎控訴院 13行茶罫紙	4枚	長崎控訴院明治19年5月29日判決
1-10	十九年民事控訴第三十三号	長崎控訴院 13行茶罫紙	4枚	長崎控訴院明治20年2月15日判決
1-11	十九年民事控訴第四十八号	長崎控訴院 13行茶罫紙	5枚	長崎控訴院明治19年11月18日判決
1-12	二十年民事控訴第六十五号	長崎控訴院 13行茶罫紙	7枚	長崎控訴院明治21年2月25日判決
1-13	明治二十三年子第二〇号	長崎控訴院 13行茶罫紙	4枚	長崎控訴院明治23年4月12日判決
1-14	二四年民第一八号	長崎控訴院 13行茶罫紙	5枚	長崎控訴院明治24年3月16日判決
1-15	二四第五十三号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治24年12月23日判決
1-16	二四第百八十二号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治25年2月8日判決
1-17	二四第百八十四号	長崎控訴院 13行茶罫紙	6枚	長崎控訴院明治25年2月15日判決
1-18	二四第百八十五号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治25年2月15日判決
1-19	二五子第一七四号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治26年1月20日判決
1-20	二六ノ子第一三四号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治26年6月28日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-21	二六子第一七四号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控院明治26年10月23日判決
1-22	二六ノ子第一八六号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控院明治26年11月20日判決
1-23	二六ノ子第二〇六号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治26年11月15日判決
1-24	二七子第三八号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治27年3月30日判決
1-25	二七ノ子第六〇号	長崎控訴院 13行茶罫紙	4枚	長崎控訴院明治27年5月16日判決
1-26	二七ノ子第六一号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴院明治27年5月2日判決
1-27	二十七年子第一七七号	長崎控訴院 13行茶罫紙	4枚	長崎控訴院明治27年10月31日判決
1-28	二七ノ子第二〇二号	長崎控訴院 13行茶罫紙	5枚	長崎控訴院明治27年11月14日判決
1-29	二五ノ子第六号	長崎控訴院 13行茶罫紙	2枚	長崎控訴院明治25年5月27日判決
[2]				後掲No.2-1の欄外右に「東京控訴院分／ 五十二件」、さらに明治28年7月1日の日付が 記載されている
2-1	一六、一七六九	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴裁判所明治17年3月5日裁決
2-2	一六、三九三	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴裁判所明治17年5月30日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-3	一七、三八四	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴裁判所明治17年5月30日判決
2-4	一九、二〇	東京控訴院 13行茶罫紙	6枚	東京控訴裁判所明治19年4月30日判決
2-5	一九、五二二	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治20年1月29日判決
2-6	一九、五八二	東京控訴院 13行茶罫紙	6枚	東京控訴院明治20年5月27日判決
2-7	二〇、三四二	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治20年10月19日判決
2-8	二〇、七四〇及七八六	東京控訴院 13行茶罫紙	6枚	東京控訴院明治21年2月13日判決
2-9	二〇、八四九	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治21年2月13日判決
2-10	二〇、七九〇	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治21年2月29日判決
2-11	二〇、七三三	東京控訴院 13行茶罫紙	8枚	東京控訴院明治21年3月29日判決
2-12	二一、二六二	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治21年7月6日判決
2-13	二一、一〇三一	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治22年2月18日判決
2-14	二一、八五二	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治22年2月20日判決
2-15	二一、九七七	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治22年2月20日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-16	二一、一〇一八	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治22年3月23日判決
2-17	二二、九一	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治22年4月17日判決
2-18	二一、一一七五	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治22年4月26日判決
2-19	二一、八七九	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治22年6月12日判決
2-20	二二、四二一	東京控訴院 13行茶罫紙	6枚	東京控訴院明治22年7月10日判決
2-21	二一、九一五	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治22年10月26日判決
2-22	二二、七五〇	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治22年11月15日判決
2-23	二二、八一五	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治22年11月29日判決
2-24	二二、九六八	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治23年1月15日判決
2-25	二二、九二六	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治23年3月11日判決
2-26	二二、八九九	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治23年3月20日判決
2-27	二三、二一六	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治23年5月29日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-28	明治二十三年第三百九十五号	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治23年7月2日判決
2-29	二三、五九七	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治23年12月4日判決
2-30	二四(子)七六	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治24年9月14日判決
2-31	二五(未)四七	東京控訴院 13行茶罫紙	7枚	東京控訴明治25年12月24日院判決
2-32	二五(子)一三七	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治25年9月19日判決
2-33	二五(未)六七	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治26年2月4日判決
2-34	二六(未)一二四	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治26年4月17日判決
2-35	二六(未)二九	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治26年6月12日判決
2-36	二六(未)一三〇	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治26年6月16日判決
2-37	二六(子)八九及九〇	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治26年6月19日判決
2-38	二六(子)一四七及一四八	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治26年10月18日判決
2-39	二六(未)二三一	東京控訴院 13行茶罫紙	6枚	東京控訴院明治26年10月16日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-40	二六(ネ)二九二	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治26年12月11日判決
2-41	二七(ネ)二三	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治27年3月14日判決
2-42	二六(ネ)七三	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治27年4月6日判決
2-43	二七(ネ)一三八	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治27年5月2日判決
2-44	二七(ネ)一四一	東京控訴院 13行茶罫紙	8枚	東京控訴院明治27年5月30日判決
2-45	二七(ヲ)五〇号	東京控訴院 13行茶罫紙	6枚	東京控訴院明治27年6月16日判決
2-46	二七(ヲ)八六	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治27年6月16日判決
2-47	二七(ネ)一五七	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治27年6月20日判決
2-48	二七(ネ)一六四	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京控訴院明治27年7月4日判決
2-49	二七(ネ)二九九	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治28年3月8日判決
2-50	二七(ヲ)二八〇	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治28年3月29日判決
2-51	二七(ヲ)第三四一号	東京控訴院 13行茶罫紙	5枚	東京控訴院明治28年3月29日判決
2-52	二八(ヲ)五七号	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治28年5月10日判決

12 商法草案理由書／総則一 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／総則（他筆）一」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/3と鉛筆書
 本冊の各文書の表紙欄外に「梅委員」と墨書
 なお、本冊の各文書における章名・節名の後の読点は、
 章・節に理由が付されていることを示す
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法草案理由書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	31枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：11987 立法の経緯、改正案の概要および第1編総則全体の理由
2	商法草案理由書 第二号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	42枚	第1章法例、第1条、第2章商行為及ヒ承認、 第2条～第8条の各条、の理由 条文なし
3	商法草案理由書 第三号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	29枚	第9条、第10条、第3章商業登記簿、第11条 ～第15条の各条、の理由 条文なし 途中に正誤（5項目、半紙1枚）が綴り込ま れている
4	商法草案理由書 第四号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	33枚	第4章商号、第16条～第21条の各条、の理由 条文なし
5	商法草案理由書 第五号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	20枚	第5章商業帳簿、第22条～第25条の各条、第 6章支配人、番頭、手代、其他ノ使用人、の 理由 条文なし
6	商法草案理由書 第六号	法典調査会13行 茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	37枚	第26条～第33条の各条の理由 条文なし

番号	標題	用紙	数量	備考
7	商法草案理由書 第七号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	23枚	第7章代理商、第34条～第39条の各条、の理 由 条文なし

13 商法草案理由書／会社法上 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／会社法上 (他筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/3と鉛筆書
 本冊の各文書の表紙欄外に「梅委員」と墨書
 なお、編名・章名・節名の後の読点については、『商法草案理由書／総則一』(第1部門12)の説明参照
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法草案理由書 第八号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	47枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印、「会社法上」と書かれた白用紙付箋が貼付されている 表表紙裏に登録番号：11988 第2編会社、第1章総則、第40条～第46条の各条、の理由 条文なし
2	商法草案理由書 第九号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	36枚	第2章合名会社、第1節設立、第47条～第49条の各条、の理由 条文なし
3	商法草案理由書 第十号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	173枚	第2節会社ノ内部ノ関係、第50条～第56条の各条、第3節会社ノ外部ノ関係、第57条～第63条の各条、第4節社員ノ退社、第64条～第68条の各条、第5節解散、第69条～第77条の各条、第6節清算、第78条～第90条の各条、の理由 条文なし
4	商法草案理由書 第十一号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	140枚	第91条～第94条の各条、第3章合資会社、第95条～第109条の各条、第4章株式会社、第1節設立、第110条、第111条の各条、の理由 条文なし

14 商法草案理由書／会社法下 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／会社法下 (他筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/3と鉛筆書
 本冊の各文書の表紙欄外に「梅委員」と墨書
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法草案理由書 第十二号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	104枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：11989 第112条～第126条の各条、第2節株式、第127条～第130条の各条、の理由(ただし、第138条は第128条の誤記) 条文なし なお、節名の後の読点については、『商法草案理由書／総則一』(第1部門12)の説明参照
2	商法草案理由書 第十三号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	33枚	第131条～第135条の各条の理由 条文なし

15 商法草案理由書／会社法下ノ一 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／会社法下ノ一（他筆）四」と
墨書

表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙

表表紙裏にA5a/3と鉛筆書

本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法草案理由書 第十四号	法典調査会 13行茶罫紙	329枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11990 第136条～第138条の各条、第3節会社ノ機関、第1款株主総会、第139条～第146条の各条、第2款取締役、第141条（147条の誤記）～第160条の各条、第3款監査役、第161条～第168条の各条、第4節定款ノ変更、第169条～第178条の各条、第5節会社ノ計算、第179条～第185条の各条、第6節社債、第186条～第192条の各条、第7節解散、第197条（193条の誤記）～第197条の各条、第8節清算、の理由 なお、節名・款名の後の読点については、『商法草案理由書／総則一』（第1部門12）の説明参照

16 商法草案理由書五／会社法下ノ二 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／会社法下ノ二（他筆）五」と
墨書

表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙

表表紙裏にA5a/3と鉛筆書

本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法草案理由書 第十五号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	125枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印、「会社法下ノ二」と書かれた白用紙付箋が貼付されている 表表紙裏に登録番号：11991 第198条～第207条の各条、第5章株式会社、第208条～第228条の各条、第6章外国会社、第229条～第232条の各条、第7章罰則、第233条～第234条の各条、の理由 なお、章名の後の読点については、『商法草案理由書／総則一』（第1部門12）の説明参照

17 商法草案理由書／商行為六 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／商行為（他筆）六」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/3と鉛筆書、「商行為六」と書かれた白用
 紙付箋が貼付されている
 本冊の版型は27cm×19.5cm
 なお、編名・章名・節名・款名の後の読点については、
 『商法草案理由書／総則一』（第1部門12）の説明参照

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法草案理由書 乙第三号下	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	68枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：11992 第7章運送取扱営業、第283条～第290条の各条、第8章運送営業、第291条、第1節物品運送、第292条～第307条の各条、第2節旅客運送、第308条～第311条の各条、の理由 条文なし
2	商法草案理由書 乙第一号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	38枚	第3編契約、第1章総則、第235条～第237条の各条、の理由 条文なし
3	商法草案理由書 乙第二号上	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	41枚	第238条～第245条の各条、第2章売買、第246条～第250条の各条、第3章交互計算、の理由 条文なし
4	商法草案理由書 乙第二号下	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	77枚	第251条～第256条の各条、第4章匿名組合、第257条～第264条の各条、代理（章・節の記載なし）、第265条～第267条の各条、第5章仲立営業、第268条～第271条の各条、の理由 条文なし
5	商法草案理由書 乙第三号上	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	33枚	第272条～第274条の各条、第6章問屋営業、第275条～第282条の各条、の理由 条文なし

番号	標題	用紙	数量	備考
6	商法草案理由書 乙第四号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	68枚	第9章寄託、第1節総則第312条～第315条の 各条、第2節倉庫営業、第316～第338条の各 条、第10章保険、の理由 条文なし
7	商法草案理由書 乙第五号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	150枚	表紙に「梅委員」と墨書 第1節損害保険、第1款(標題なし)、第329 条(339条の誤記)～第368条(35条は350条の 誤記。また、第357条の理由は無記載)の各条、 第2款(標題なし)、第369条～第372条の各条、 第3款運送保険、第373条～第376条の各条、 第2節生命保険、第377条～第381条の各条、 の理由 条文なし

18 商法草案理由書／手形法 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／手形法 (他筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/3と鉛筆書
 なお、編名・章名・節名・款名の後の読点については、
 『商法草案理由書／一』(第1部門12)の説明参照
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法草案理由書 丙第壹号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	47枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印、「手形法七」と書かれた白用紙付箋が貼付されている 表表紙裏に登録番号：11993 第4編手形、第1章為替手形、第1節総則、第382条～第386条の各条、の理由 条文なし
2	商法草案理由書 丙第二号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	202枚	第387条～第391条の各条、第2節振出、第392条～第401条の各条、第3節裏書、第402条～第411条の各条、第4節引受、第412条～第420条の各条、第5節担保ノ請求、第421条～第428条の各条、第6節支払、第429条～第432条(第433条は「明治三十年十二月十三日配付決議案ヲ以テ削除」とある)の各条、第7節償還ノ請求、第434条～第442条の各条、の理由 条文なし
3	商法草案理由書 丙第三号	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	140枚	第443条、第444条、第8節保証、第445条～第447条の各条、第9節参加、第1款参加引受、第448条～第454条の各条、第2款参加支払、第455条～第459条の各条、第10節拒絶証書、第460条～第463条の各条、第11節為替手形ノ複本及ヒ謄本、第464条～第470条の各条、第2章約束手形、第471条～第475条の各条、第3章小切手、第476条～第484条の各条、の理由 条文なし

19 商法草案理由書／海商法 (A5a/3)

題簽に「商法草案理由書／海商法（他筆）」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/3と鉛筆書
 なお、編名・章名・節名・款名の後の読点については、
 『商法草案理由書／総則一』（第1部門12）の説明参照
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	海商理由書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	250枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：11994 表表紙に「梅委員」と墨書 第5編海商第1章船舶及ヒ船舶所有者、第517条～第536条の各条、第2章船員、第1節船長第537条～第554条、第2節海員、第555条～第568条(はじめの第568条は第566条の誤記)の各条、第3章運送、第1節物品運送、第1款総則、第596条(第569条の誤記)～第598条(はじめの第592条は591条の誤記)の各条、第2款船荷証券第599条～第608条の各条、第2節旅客運送、第609条～第619条の各条、の理由条文なし
2	海商法理由書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏表紙 2枚)	116枚	第4章海損、第620条～第631条、第5章保険、第632条～第657条(第625条は第635条の誤記、第665条は第655条の誤記)の各条、第6章船舶債権者、第658条～第666条の各条、の理由条文なし

20 破産法案参考書一 (A5a/6)

題簽に「破産法案参考書(他筆)一」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/6と鉛筆書
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	破産法参考書一	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	291枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印、および、朱で「破甲第一号案ノ如キ『凡例』ヲ附スヘシ、中ニ(『案』ハ『本案』ノ略ナリ)ヲ加フヘシ」とある 表表紙裏に登録番号：11997 まえがき、第1条～第221条の理由書の草稿 第1条～第4条、第6条～第10条、第12条～第14条の条文が朱で抹消されている。他は条文なし 第1編第101条と(第2編)第102条との間に法典調査会13行茶罫紙2枚がある 破産法案は、法曹記事第129号、第130号の各付録(明治35年8月、9月)に公表されている

21 破産法案参考書二 (A5a/6)

題簽に「破産法案参考書(他筆)二」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/6と鉛筆書
 本冊の版型は26.5cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	破産法参考書二	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	175枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：11998 第1部門20の続き 破産法案第222条～第371条の理由書の草稿 (第249条はない) なお、表表紙の後と裏表紙の中に(重ねられている)法典調査会13行茶罫紙2枚がある
2	英法ニ於ケル商ノ解	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	ペン書 商(Trade、Commerce)の意味の検討資料
3	商法中破産ニ関スル意見類聚	法典調査会 13行茶罫紙	88枚	各区裁判所所長、判事の意見書

22 編纂沿革 (A5a/10)

題簽に「編纂沿革(謄写版)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/10と鉛筆書
 本冊はすべて謄写版
 本冊の版型は26.5cm×18.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	編纂沿革	司法省 13行茶罫紙	1枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：12000 所収文書の一覧
1-1	刑法／治罪法／刑事訴訟法	司法省 13行茶罫紙	44枚	「新法ヲ設クル上奏」(明治9年1月4日司法卿大木喬任)ほか42件を謄写したもの。目録付
1-2	旧民法	司法省 13行茶罫紙	17枚	「辞令」(明治13年4月30日付、民法編纂総裁および編纂委員任命)ほか19件を謄写したもの。目録付
1-3	旧商法	司法省 13行茶罫紙	19枚	「辞令」(明治13年9月22日付、会社並組合条例審査総裁および審査委員任命)ほか22件を謄写したもの。目録付
1-4	民事訴訟法	司法省 13行茶罫紙	10枚	「元老院へ達」(明治9年9月18日付、「訴訟法草案ヲ起創シ奏聞スヘキ旨」)ほか10件を謄写したもの。目録付
1-5	裁判所構成法	司法省 13行茶罫紙	7枚	「井上法律取調委員長ヨリ伊藤総理大臣へ照会」(明治19年12月20日付、「裁判所構成法各国公使へ分配ノ件」)ほか6件を謄写したもの。目録付
1-6	旧登記法	司法省 13行茶罫紙	15枚	「辞令」(明治14年7月27日付、登記法取調委員長および取調委員任命)ほか6件を謄写したもの。目録付

番号	標題	用紙	数量	備考
1-7	法律取調委員会略則 法律取調委員氏名	司法省 13行茶野紙	15枚	略則（明治20年11月4日） 法律取調委員長および取調委員辞令（明治19年8月6日付）ほか同委員会委員等任免の辞令を謄写したもの

23 土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例取調書 (A5a/12)

本冊の表紙に「土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例取調書」と墨書

表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙

表表紙裏にA5a/12と鉛筆書

本冊の版型は27cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	明治二十六年九月／土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例取調書／法典調査会	厚紙（表紙） 内務省 13行茶罫紙	1枚 4枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」（鉛筆で日付が二、十、十八に訂正）の各角印 表紙裏に登録番号：12340 明治26年6月29日付甲第5号による慣例照会（質問内容については後掲84頁の参考参照）に対する各地方庁からの取調書の写しを内務大臣から法典調査会総裁に送る旨の送付状（同年9月16日付）1枚。なお、同種の送付状については後掲No.1-43、1-48参照 「土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例取調書」と書かれた中扉の形の表紙1枚 46府県名の目次（後掲No.1-49を除く）2枚
1-1		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	東京府知事から内務書記官宛送付状（明治26年8月28日付）半紙1枚と回答1枚
1-2		内務省 13行茶罫紙	2枚	京都府知事の回答（26年8月30日付）
1-3		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 2枚	大阪府知事からの送付状（26年8月5日付）半紙1枚と回答2枚
1-4		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 1枚	神奈川県知事の回答（26年8月15日付）
1-5		内務省 13行茶罫紙	3枚	兵庫県知事からの送付状（26年8月5日付）1枚と回答2枚

番号	標題	用紙	数量	備考
1-6		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	長崎県知事からの送付状 (26年8月15日付) 半紙1枚と回答1枚
1-7		内務省 13行茶罫半紙 白用紙	1枚 4枚	新潟県知事からの送付状 (26年9月1日付) 半紙1枚と新潟市および郡別の回答4枚
1-8		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 1枚	埼玉県知事の回答 (26年8月19日付)
1-9		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	群馬県知事からの送付状 (26年9月6日付) 半紙1枚と回答1枚
1-10		内務省 13行茶罫紙	1枚	千葉県知事の回答 (26年7月29日付)
1-11		内務省 13行茶罫紙	1枚	茨城県知事の回答 (26年8月12日付)
1-12		内務省 13行茶罫紙	1枚	栃木県知事の回答 (26年9月9日付)
1-13		内務省 13行茶罫紙	1枚	奈良県知事から慣例なしとの回答 (26年8月19日付)
1-14		内務省 13行茶罫紙	1枚	三重県知事の回答 (26年9月8日付)
1-15		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	愛知県知事からの送付状 (26年7月24日付) 半紙1枚と回答1枚
1-16		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 1枚	静岡県知事の回答 (26年7月22日付)

番号	標題	用紙	数量	備考
1-17		内務省 13行茶罫紙	2枚	山梨県知事からの送付状(26年8月21日付) 1枚と回答1枚
1-18		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 1枚	滋賀県知事の回答(26年8月11日付)
1-19		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	3枚 1枚	岐阜県知事からの送付状(26年8月8日付) 半紙1枚と回答1枚。「借家証書」および「敷金 預り証書」のモデル(半紙2枚)が添付されて いる
1-20		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	2枚 1枚	福島県知事からの送付状(26年9月11日付) 半紙1枚と回答2枚
1-21		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 1枚	宮城県知事の回答(26年8月16日付)
1-22		内務省 13行茶罫紙	3枚	岩手県知事の回答(26年7月26日付)
1-23		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 4枚	青森県知事からの送付状(26年9月9日付) 半紙1枚と回答4枚
1-24		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	2枚 1枚	秋田県知事の回答(26年8月23日付)
1-25		内務省 13行茶罫紙	2枚	山形県知事の回答(26年8月22日付)
1-26		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 1枚	石川県知事の回答(26年8月15日付)

番号	標題	用紙	数量	備考
1-27		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	富山県知事からの送付状(26年8月29日付) 半紙1枚と回答1枚
1-28		内務省 13行茶罫紙	6枚	福井県知事の回答(26年8月29日付)
1-29		内務省 13行茶罫紙	2枚	鳥取県知事からの送付状(26年8月7日付) 1枚と回答1枚
1-30		内務省 13行茶罫紙	2枚	岡山県知事の回答(26年7月31日付)
1-31		内務省 13行茶罫紙	1枚	山口県知事の回答(26年7月26日付)
1-32		内務省 13行茶罫紙	2枚	和歌山県知事からの送付状(26年7月26日付) 1枚と回答1枚
1-33		内務省 13行茶罫紙	2枚	徳島県知事の回答(26年7月25日付)
1-34		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 2枚	高知県知事からの送付状(26年9月7日付) 1枚と回答2枚
1-35		内務省 13行茶罫紙	8枚	愛媛県知事からの送付状(26年8月23日付) 1枚と松山市および町村別の回答7枚
1-36		内務省 13行茶罫紙	2枚	福岡県知事の回答(26年8月21日付)
1-37		内務省 13行茶罫紙	9枚	大分県知事からの送付状(26年8月16日付) 1枚と西国東郡高田町および群村別の回答8枚
1-38		内務省 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	1枚 1枚	佐賀県知事の回答(26年8月3日付)

番号	標題	用紙	数量	備考
1-39		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 2枚	熊本県知事からの送付状(26年8月18日付) 半紙1枚と回答2枚
1-40		内務省 13行茶罫紙	1枚	宮崎県知事の回答(26年8月16日付)
1-41		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	鹿児島県知事からの送付状(26年8月7日付) 半紙1枚と回答1枚
1-42		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	沖縄県知事からの送付状(26年8月31日付) 半紙1枚と回答1枚 本文書と後掲No.1-43との間に内務省13行茶罫紙1枚
1-43		内務省 13行茶罫紙	1枚	明治26年10月11日付内務書記官から法典調査会宛。前回(前掲No.1備考欄参照)未送付分(No.1-44~No.1-47)の送付状
1-44		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	2枚 1枚	長野県知事からの送付状(26年9月13日付) 半紙1枚と回答2枚
1-45		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	2枚 5枚	島根県知事からの送付状(26年9月19日付) 半紙1枚と回答6枚
1-46		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 1枚	香川県知事からの送付状(26年9月22日付) 半紙1枚と回答1枚
1-47		内務省 13行茶罫半紙 同13行茶罫紙	1枚 3枚	広島県知事からの送付状(26年10月5日付) 半紙1枚と広島市および町村別の回答3枚
1-48		内務省 13行茶罫半紙	1枚	明治26年10月28日付内務書記官から法典調査会宛。前々回および前回(No.1-43備考欄参照)未送付分の送付状

番号	標題	用紙	数量	備考
1-49		内務省 13行茶罫紙	7枚	北海道知事の回答(26年10月20日付)。「地所借用証書」のモデル(2枚)、(家屋)「借用証書」のモデル(2枚)を含む 本文書と後掲No.2との間に法典調査局10行赤罫紙1枚
2	明治二十六年九月／土地建物貸借ノ敷金ニ関スル裁判例取調書／法典調査会	厚紙(表紙) 司法省 13行茶罫半紙	1枚 2枚	各地方の土地建物貸借の敷金に関する裁判例(司法省から明治26年6月30日付甲第6号で照会)につき司法大臣から法典調査会総裁宛送付状(同年9月14日付。目録付) 目録:大審院7件、名古屋控訴院3件、大阪控訴院4件、函館控訴院1件、長崎控訴院6件、広島控訴院(裁判例なし)、宮城控訴院1件
2-1	第四百号	大審院 13行茶罫紙	6枚	大審院明治14年12月20日判決
2-2	明治十六年第三百四十三号	大審院 13行茶罫紙	6枚	大審院明治17年6月16日判決
2-3	第五百六十七号	大審院 13行茶罫紙	6枚	大審院明治17年11月28日判決
2-4	明治十九年第三百十九号	大審院 13行茶罫紙	7枚	大審院明治20年6月22日判決
2-5	明治二十一年第十六号	大審院 13行茶罫紙	11枚	大審院明治21年11月15日判決
2-6	明治二十二年第三百三十三号	大審院 13行茶罫紙	5枚	大審院明治23年3月17日判決
2-7	明治二十三年第五百二二号	大審院 13行茶罫紙	4枚	大審院判決(年月日不詳)
2-8	明治二十一年民第一百二十六号	名古屋控訴院 13行茶罫紙	6枚	名古屋控訴院明治22年3月30日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-9	明治二十年民第百九号	名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治20年11月11日判決
2-10		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治22年7月10日判決
2-11	明治十三年第五百五十九号	長崎控訴院 13行茶罫紙	4枚	長崎上等裁判所明治14年1月(日不詳)判決
2-12	十三年第三百五十八号	長崎控訴院 13行茶罫紙	6枚	長崎上等裁判所明治13年10月(日不詳)判決
2-13	十五年第三百九十四号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴裁判所明治15年12月28日判決
2-14	明治十五年第三百三十六号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	明治15年11月16日判決
2-15	十六年第一百二十号	長崎控訴院 13行茶罫紙	3枚	長崎控訴裁判所明治16年4月16日判決
2-16	明治二十二年民事控訴第八号	長崎控訴院 13行茶罫紙	7枚	長崎控訴院明治22年3月15日判決
2-17	二十年民第三拾八号	函館控訴院 12行茶罫紙	3枚	明治21年2月14日判決
2-18	明治十九年第二百九拾四号	大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪控訴院明治19年9月25日判決
2-19	明治二十年第七十二号	大阪控訴院 12行青罫紙	5枚	大阪控訴院明治20年1月27日判決
2-20	明治二十年第三百九拾六号	大阪控訴院 12行青罫紙	5枚	大阪控訴院明治20年10月25日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-21	明治二十一年第百三十七号	大阪控訴院 12行青罫紙	5枚	大阪控訴院明治21年5月29日判決
2-22		司法省 13行茶罫半紙	1枚	明治26年9月20日付司法大臣から法典調査会 総裁宛後掲No.2-23の送付状
2-23		宮城控訴院 12行青罫紙	3枚	宮城控訴院明治25年6月20日判決
2-24		司法省 13行茶罫半紙	1枚	明治26年12月12日付司法大臣から法典調査会 総裁宛後掲No.2-25～No.2-30の送付状
2-25	明治十二年第千二百七十八号	東京控訴院 13行茶罫紙	8枚	東京上等裁判所明治13年2月28日判決
2-26	明治十三年第五百八十九号	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京上等裁判所明治14年7月29日判決
2-27	明治十三年第二千百九十二号	東京控訴院 13行茶罫紙	2枚	東京上等裁判所明治14年5月27日判決
2-28	明治十六年第四百九十一号	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴裁判所明治16年4月30日判決
2-29	明治二十年第五百八十三号	東京控訴院 13行茶罫紙	4枚	東京控訴院明治20年12月28日判決
2-30	明治二十三年第六百九十四号	東京控訴院 13行茶罫紙	3枚	東京控訴院明治23年12月8日判決

参考「土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例取調」の質問項目（前掲No 1-49に基づく）

第1問 不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ルノ慣例アリヤ

第2問 敷金ハ家屋貸借ノ場合ニ限ルモノナルヤ耕作地建築地等ノ貸借ニモ敷金ヲ入ルルノ慣例アリヤ

第3問 敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ払フノ慣例アリヤ

第4問 敷金ヲ入ルル目的如何

第5問 貸主ハ敷金若クハ其利子ヲ以テ借賃ノ不払其他損失ノ補償等ニ当ツルコトヲ得ルヤ

第6問 貸借満期ニ至リ借主未タ其義務ノ弁済ヲ了ヘサルモ貸主ハ敷金ヲ返還スルノ例ナルヤ

24 民訴人訴法案 (A5a/22)

題簽に「民訴人訴法案 (カンテン版)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/22と鉛筆書
 本冊の版型は27.5cm×19.5cm
 題簽にはカンテン版と記されているが、本目録ではコン
 ニャク版と記した

番号	標題	用紙	数量	備考
1	人事訴訟手続法案	活版 (表紙) 活版 (目次) 活版	1 枚 1 枚 25頁	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十 五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：4113 理由書1頁付。理由書が重複している
2	修正案	コンニャク版	4 枚	梅委員提出 民事訴訟法改正に関する修正案第45条～第55 条 欄外に梅委員と朱書 本冊は、製本に先立つ形状統一のための文書 裁断の結果であると推測されるが、欄外にあ る梅委員という朱書の全部または一部が切り 取られている場合がある。以下の備考欄には、 判読しうるもののみを記載した
3	修正案	コンニャク版	2 枚	河村委員提出 (3月24日付) 第4節訴訟代理人及ヒ補佐人の4箇条の修正 案。条名なし 欄外に梅委員と朱書
4	修正案	コンニャク版	1 枚	河村委員提出 (3月19日付) 第三者の訴訟参加に関する3箇条の修正案 条名なし
5	各裁判所提出民事訴訟 法修正意見	コンニャク版	9 枚	第3条～第6条、第9条～第13条、第17条、 第18条、第20条、第22条、第23条、第25条、 第26条、第28条、第29条、第32条、第36条、 第37条、第42条に関する下級審裁判所、地検、 弁護士会の意見

番号	標題	用紙	数量	備考
6	修正案	コンニャク版	4枚	梅委員提出（3月26日付） 第5節訴訟費用に関する修正案第79条～第93条 欄外に梅委員と朱書
7	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（3月26日付） 訴訟代理人に関する4箇条の修正案。条名なし 欄外に梅委員と朱書
8	修正案	コンニャク版	4枚	梅委員提出 第2節共同訴訟人に関する修正案第55条～第57条
9		コンニャク版	3枚	第三章訴訟手続第1節口頭弁論及ヒ準備書面に関する大審院の意見、第103条、第105条、第106条、第108条、第110条～第112条に関する下級審裁判所、地検、東京弁護士会の修正意見。第112条の途中で終わっている。後掲No.28と重複 欄外に梅委員と朱書
10	修正案	コンニャク版	2枚	梅委員提出（4月16日付） 訴訟上の救助に関する修正案第101条第1項、同第3項、第102条、第108条～第111条
11		コンニャク版	1枚	修正案第105条（旧第97条） 「旧」は明治23年民事訴訟法を示している
12	修正案	コンニャク版	1枚	梅委員提出（5月7日付） 修正案第124条～第129条（第127条と第129条はそれぞれ旧第122条、第124条の条名のみの変更）および旧第119条の削除案 欄外に梅委員と朱書
13		コンニャク版	5枚	第122条～第124条、第126条～第133条、第135条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意見 欄外に梅委員と朱書
14	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（5月16日付） 修正案第136条第3項（旧第130条）

番号	標題	用紙	数量	備考
15	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（5月19日付） 修正案第142条（旧第136条） 欄外に梅委員と朱書
16	送達ニ関スル記事アル 法曹記事	コンニャク版	1枚	標記に関する記事9件の出典一覧 欄外に梅委員と朱書
17	修正案	コンニャク版	3枚	梅委員提出。「三月十日受」とあり 第4節訴訟代理人及ヒ補佐人に関する修正案 第70条～第78条
18		コンニャク版	1枚	第101条、第102条に関する各地裁の修正意見。 後掲No.20の続き
19	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（4月7日付） 訴訟費用に関する1箇条の修正案。条名なし 欄外に梅委員と朱書
20		コンニャク版	4枚	第81条～第86条、第88条～第91条、第94条～第 100条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会 の修正意見。前掲No.18がこれに続く 欄外に梅委員と朱書
21	修正案	コンニャク版	2枚	梅委員提出（3月31日付） 修正案第6節担保第95条～第98条。節の標題 （保証から担保へ）の変更の理由あり 欄外に梅委員と朱書
22	修正案	コンニャク版	1枚	今村委員提出（3月5日付） 修正案第48条（旧第48条）。理由付 欄外に梅委員と朱書
23	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（3月12日付） 修正案第62条、第63条（訴訟参加） 欄外に梅委員と朱書
24	修正案	コンニャク版	1枚	今村委員提出（3月10日付） 修正案旧第63条（訴訟代理人）。理由付

番号	標題	用紙	数量	備考
25	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（3月17日付） 修正案第61条（旧第56条と朱書）の次に1箇条（訴訟参加）を追加する案
26	修正案	コンニャク版	1枚	前掲No.22と同じ
27		コンニャク版	9枚	第43条、第45条～第51条、第56条～第58条、第60条～第65条、第69条～第72条、第74条、第77条、第79条、第80条に関する下級審裁判所、弁護士会の修正意見
28		コンニャク版	12枚	前掲No.9との重複部分に続いて、第112条の途中～第117条、第120条、第121条、第136条～第140条、第142条～第144条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意見。前掲No.13は順序としては本文書の中に入る
29		コンニャク版	3枚	第136条、第145条、第149条、第153条(送達)に関する民事局、総務局、民刑局長の各回答
30		コンニャク版	1枚	第135条に関連する条文の一覧
31		コンニャク版	3枚	第151条、第152条、第155条、第157条、第158条に関する下級審裁判所、地検の修正意見 欄外に梅委員と墨書（梅は朱書）
32	修正案	コンニャク版	2枚	梅委員提出（5月28日付） 修正案第152条～第161条（送達） 2枚目は後掲No.33の3枚目の次に入っている 欄外に梅委員と朱書
33		コンニャク版	4枚	第145条～第148条、第150条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意見 欄外に梅委員と朱書
34	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（6月2日付） 修正案第154条、第155条（旧第151条） 欄外に梅委員と朱書

番号	標題	用紙	数量	備考
35	修正案	コンニャク版	3枚	河村委員提出（6月13日付） 修正案第163条～第176条（期日および期間） 鉛筆による加除修正多し 欄外に梅委員と朱書
36		コンニャク版	5枚	第161条～第163条、第165条～第171条（期日 および期間）に関する下級審裁判所、区・地 検、弁護士会の修正意見 欄外に梅委員と朱書
37	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（6月16日付） 修正案第177条、第178条（懈怠の結果） 欄外に梅委員と朱書
38		コンニャク版	1枚	6月6日修正との記載あり 修正案第163条（旧第159条）
39	修正案	コンニャク版	1枚	梅委員提出（6月18日付） 修正案第174条～第177条（原状回復） 欄外に梅委員と朱書
40		コンニャク版	1枚	6月18日修正との記載あり 修正案第179条（旧第174条）
41		コンニャク版	5枚	第188条、第189条に関する大審院、下級審裁 判所、地検、弁護士会の修正意見 欄外に梅委員と朱書
42		コンニャク版	3枚	第174条、第175条、第177条～第180条、第184 条～第187条に関する下級審裁判所、地検、弁 護士会の修正意見
43	修正案	コンニャク版	1枚	今村委員提出（5月4日付） 旧第111条に代わる規定の提案。理由付 欄外に梅委員と朱書
44	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出（6月30日付） 修正案第182条（原状回復）

番号	標題	用紙	数量	備考
45		コンニャク版	1枚	修正案第194条第2項を削除し、新规定(訴訟 手続の中止)を設ける提案。条名なし
46	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出(7月2日付) 訴訟手続の中止に関する2箇条の修正案 条名なし 欄外に梅委員と朱書
47	喫国民事訴訟法 第二編訴訟手続	コンニャク版 半紙(末尾1枚 無記載)	11枚	第2編第1章第1節訴、答弁書、準備手続及 ヒ訴訟ノ弁論に関する第237条～第259条の翻 訳
48		コンニャク版	1枚	訴えの取下げに関する修正案第211条の草稿
49	修正案	コンニャク版	1枚	梅委員提出(7月11日付) 訴えの提起に関する修正案第190条～第196条
50	修正案	コンニャク版	1枚	河村委員提出(7月9日付) 共同訴訟人に関する修正案1箇条。条名なし 鉛筆による書き込みが多い
51		コンニャク版	1枚	6月18日修正との記載がある 修正案第182条(旧第176条第2項) 鉛筆による書き込みが多い
52	説明	コンニャク版	4枚	前掲No.50の説明と参考資料
53	第三編上訴	コンニャク版	6枚	第397条～第402条、第404条、第405条、第408 条、第412条、第414条、第417条、第418条、 第420条～第424条、第426条に関する下級審裁 判所、地検、弁護士会の修正意見 第426条は途中まで
54		コンニャク版	4枚	第429条～第431条、第433条、第435条～第440 条、第444条～第450条、第454条に関する大審 院、下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意 見

番号	標題	用紙	数量	備考
55	第三章抗告	コンニャク版	2枚	第455条、第457条、第459条、第460条、第462条～第464条、第466条に関する下級審裁判所、弁護士会の修正意見
56		コンニャク版	4枚	第467条～第469条、第474条、第475条、第477条、第478条、第480条、第481条、第484条、第485条、第487条～第489条、第483条、第491条、第492条に関する下級審裁判所、弁護士会の修正意見 末尾に「第五編終」と鉛筆書
57	第二編第一審ノ 訴訟手続	コンニャク版	8枚	第190条～第201条、第203条、第205条～第207条、第209条～第211条、第213条、第216条、第217条、第219条～第224条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意見
58	墺国民事訴訟法／第一 審訴訟手続／自第二百 二十六条至第二百八十 一条	コンニャク版	18枚	翻訳
59		コンニャク版	23枚	前掲No.58の続き。第282条から第369条まで
60		コンニャク版	2枚	裁判上の自白に関する修正案5箇条（1箇条は鉛筆で抹消）。条名なし 238から241の条名が鉛筆で書き込まれ、さらに加除修正がなされている
61		コンニャク版	1枚	鑑定人に関する1箇条（第302条） 後掲No.67と同じ形式（参看条文付）
62		コンニャク版	1枚	書証に関する1箇条（第333条） 30年1月11日の日付あり 後掲No.67と同じ形式（参看条文付）

番号	標題	用紙	数量	備考
63		コンニャク版	20枚	第273条、第274条、第276条～第280条、第282条、第283条、第285条、第287条、第288条～第290条、第292条、第294条～第299条、第301条～第304条、第306条、第308条～第310条、第312条、第313条、第315条、第318条～第322条、第324条、第325条、第327条、第328条、第330条～第332条、第334条、第337条、第340条、第342条、第343条、第345条～第347条、第349条～第355条、第357条、第359条、第361条、第365条～第370条、第372条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意見
64	第二章区裁判所ノ訴訟 手続	コンニャク版	8枚	第375条、第377条～第381条、第383条、第385条～第395条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意見
65		コンニャク版	16枚	暹国民事訴訟法第381条から第444条の翻訳
66		コンニャク版	7枚	第226条、第228条～第230条、第232条～第243条、第245条、第247条～第249条、第251条～第255条、第258条、第260条、第262条、第263条、第267条、第270条に関する下級審裁判所、地検、弁護士会の修正意見
67	民事訴訟法原案第三編 自第四百六条至第 条	厚紙（表紙） コンニャク版	1枚 74枚	標題中第406条の6は5と朱で訂正されている 第3編上訴のほか第4編再審の一部が含まれている 参看条文(現行法ほか、外国法の条名を引用)付 日付の異なる（3月22日から9月20日まで） 修正原案が1つにまとめられている。日付のないものもある

25 裁判所言渡書其他 (A5a/24)

題簽に「裁判所言渡書其他（他筆）」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅
 謙次郎氏寄贈」の各角印、A5a/24と鉛筆書
 登録番号：4908
 本冊は講に関する名古屋控訴院、広島控訴院、宮城控訴
 院、函館控訴院、大阪控訴院の裁判例（各裁判所の前身
 時代のものも含む）である。なお、『民法起草材料一』（第
 1部門7）No.5備考欄参照
 本冊の版型は27cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
[1]				後掲No.1-1の欄外に「二八、七、一／名古屋 控訴院分／三十八件」と朱書
1-1		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋 ^(ママ) 控訴院明治15年2月13日判決
1-2		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴裁判所明治15年3月27日判決
1-3		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴裁判所明治15年4月8日判決
1-4		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴裁判所明治16年11月19日判決
1-5		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴裁判所明治17年4月10日判決
1-6		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴裁判所明治17年5月5日判決
1-7		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴裁判所明治17年5月31日判決
1-8		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴裁判所明治18年7月10日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-9		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治20年3月18日判決
1-10		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治20年4月8日判決
1-11		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治20年5月13日判決
1-12		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治20年5月20日判決
1-13		名古屋控訴院 13行茶罫紙	6枚	名古屋控訴院明治20年6月30日判決
1-14		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治20年10月24日判決
1-15		名古屋控訴院 13行茶罫紙	5枚	名古屋控訴院明治20年11月25日判決
1-16		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治21年1月4日判決
1-17		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治21年2月18日判決
1-18		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴院明治21年9月29日判決
1-19		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴院明治21年9月29日判決
1-20		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治21年12月27日判決
1-21		名古屋控訴院 13行茶罫紙	7枚	名古屋控訴院明治22年3月9日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-22		名古屋控訴院 13行茶罫紙	6枚	名古屋控訴院明治22年7月25日判決
1-23		名古屋控訴院 13行茶罫紙	5枚	名古屋控訴院明治22年10月18日判決
1-24		名古屋控訴院 13行茶罫紙	5枚	名古屋控訴院明治23年3月13日判決
1-25		名古屋控訴院 13行茶罫紙	5枚	名古屋控訴院明治23年3月31日判決
1-26		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治23年3月26日判決
1-27		名古屋控訴院 13行茶罫紙	7枚	名古屋控訴院明治23年4月29日判決
1-28		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治23年12月10日判決
1-29		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治23年12月22日判決
1-30		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治23年12月27日判決
1-31		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治24年4月4日判決
1-32		名古屋控訴院 13行茶罫紙 同13行茶罫半紙	4枚 1枚	名古屋控訴院明治24年5月27日判決
1-33		名古屋控訴院 13行茶罫紙	4枚	名古屋控訴院明治24年7月10日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
1-34		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治24年11月18日判決
1-35		名古屋控訴院 13行茶罫紙	2枚	名古屋控訴院明治25年2月1日判決
1-36		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治25年10月26日判決
1-37		名古屋控訴院 13行茶罫紙	3枚	名古屋控訴院明治25年11月4日判決
1-38		名古屋控訴院 13行茶罫紙	5枚	名古屋控訴院明治27年12月25日判決
[2]				後掲No.2-1の欄外に「広島控訴院分／二八、七月一、二日」のメモあり
2-1		広島控訴院 13行茶罫紙	2枚	広島控訴裁判所明治15年4月29日判決(『民法起草材料一』[第1部門7]No.5では判決日付が4月25日になっている)
2-2		広島控訴院 13行茶罫紙	3枚	広島控訴裁判所明治15年5月31日判決
2-3	二十一年第九十七号	広島控訴院 13行茶罫紙	5枚	広島控訴院明治21年12月17日判決
2-4	明治二十二年第六十八号	広島控訴院 13行茶罫紙	4枚	広島控訴院明治22年8月10日判決
2-5	明治二十三年民第四十一号	広島控訴院 13行茶罫紙	6枚	広島控訴院明治23年5月24日判決
2-6		広島控訴院 13行茶罫紙	3枚	広島控訴院明治24年10月29日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
2-7	二十五年(子)第二十三号	広島控訴院 13行茶罫紙	3枚	広島控訴院明治25年12月28日判決
2-8		広島控訴院 13行茶罫紙	6枚	広島控訴院明治27年2月14日判決
[3]				後掲No.3-1の欄外に「宮城控訴院分／五件」 とのメモあり
3-1		宮城控訴院 13行茶罫紙	14枚	宮城控訴院明治22年5月8日判決
3-2		宮城控訴院 13行茶罫紙	5枚	宮城控訴院明治22年5月29日判決
3-3		宮城控訴院 13行茶罫紙	5枚	宮城控訴院明治24年2月27日判決
3-4		宮城控訴院 13行茶罫紙	4枚	宮城控訴院明治20年8月10日判決
3-5		宮城控訴院 13行茶罫紙 (末尾1枚 無記載)	6枚	宮城控訴院明治23年11月28日判決
[4]				後掲No.4-1の欄外に「函館控訴院分／六件／ 二八、六、二一」のメモあり
4-1	明治十七年第二十三号	函館控訴院 13行茶罫紙	2枚	函館控訴裁判所明治17年7月17日判決
4-2	明治十七年民第三十四号	函館控訴院 13行茶罫紙	6枚	函館控訴裁判所明治17年7月5日判決
4-3	明治十七年第三十七号	函館控訴院 13行茶罫紙	2枚	函館控訴裁判所明治17年7月17日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
4-4	明治十七年第三十九号	函館控訴院 13行茶罫紙	2枚	函館控訴裁判所明治17年7月5日判決
4-5	明治十八年第五号	函館控訴院 13行茶罫紙	3枚	函館控訴裁判所明治18年4月25日判決
4-6	十八年民第三十号	函館控訴院 13行茶罫紙	3枚	函館控訴裁判所明治19年1月15日判決
[5]				後掲No.5-1欄外に「二八、七、一／三十八件／ ^(ママ) 大阪控訴院分」のメモがある
5-1		大阪控訴院 12行青罫紙	7枚	明治12年11月13日判決(裁判所名の記載なし)
5-2		大阪控訴院 12行青罫紙	9枚	大阪上等裁判所明治12年5月(日不詳)判決
5-3		大阪控訴院 12行青罫紙	6枚	大阪上等裁判所明治12年9月6日判決
5-4		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪上等裁判所明治12年12月29日判決
5-5		大阪控訴院 12行青罫紙	7枚	大阪上等裁判所明治12年9月(日不詳)判決
5-6		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪上等裁判所判決(年月日不詳)
5-7		大阪控訴院 12行青罫紙	5枚	大阪上等裁判所明治12年10月(日不詳)判決
5-8		大阪控訴院 12行青罫紙	3枚	大阪上等裁判所判決(年月日不詳)
5-9		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪上等裁判所明治13年4月(日不詳)判決

番号	標題	用紙	数量	備考
5-10		大阪控訴院 12行青罽紙	4枚	大阪上等裁判所明治14年5月31日判決
5-11		大阪控訴院 12行青罽紙	4枚	大阪上等裁判所明治13年4月15日判決
5-12		大阪控訴院 12行青罽紙	4枚	大阪上等裁判所明治13年3月18日判決
5-13		大阪控訴院 12行青罽紙	4枚	明治13年3月(日不詳)判決(裁判所名の記載なし)
5-14		大阪控訴院 12行青罽紙	6枚	判決(年月日不詳、裁判所名の記載なし)
5-15		大阪控訴院 12行青罽紙	3枚	大阪上等裁判所明治13年4月15日判決
5-16		大阪控訴院 12行青罽紙	5枚	大阪上等裁判所明治13年10月8日判決
5-17		大阪控訴院 12行青罽紙	11枚	大阪上等裁判所明治13年8月30日判決
5-18		大阪控訴院 12行青罽紙	2枚	大阪控訴裁判所明治15年6月20日判決
5-19		大阪控訴院 12行青罽紙	3枚	大阪控訴裁判所明治17年9月19日判決
5-20		大阪控訴院 12行青罽紙	2枚	大阪控訴裁判所明治17年7月31日判決
5-21		大阪控訴院 12行青罽紙	2枚	大阪控訴裁判所明治17年5月27日判決
5-22		大阪控訴院 12行青罽紙	2枚	大阪控訴裁判所明治17年8月30日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
5-23		大阪控訴院 12行青罫紙	3枚	大阪控訴裁判所明治18年12月22日判決
5-24		大阪控訴院 12行青罫紙	3枚	判決（年月日不詳、裁判所名の記載なし）
5-25		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪控訴裁判所明治18年1月（日不詳）判決
5-26		大阪控訴院 12行青罫紙	3枚	大阪控訴院明治19年9月15日判決
5-27		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪控訴院明治19年12月24日判決
5-28		大阪控訴院 12行青罫紙	3枚	大阪控訴院明治20年2月10日判決
5-29		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪控訴院明治21年10月23日判決
5-30		大阪控訴院 12行青罫紙	3枚	大阪控訴院明治21年10月29日判決
5-31		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪控訴院明治21年6月28日判決
5-32		大阪控訴院 12行青罫紙	4枚	大阪控訴院明治22年12月19日判決
5-33		大阪控訴院 12行青罫紙	12枚	大阪控訴院明治23年5月30日判決
5-34		大阪控訴院 12行青罫紙	5枚	大阪控訴院明治23年5月31日判決
5-35		大阪控訴院 12行青罫紙	2枚	大阪控訴院明治24年5月9日判決

番号	標題	用紙	数量	備考
5-36		大阪控訴院 12行青罫紙	3枚	大阪控訴院明治24年8月(日不詳)判決
5-37		大阪控訴院 12行青罫紙	5枚	大阪控訴院明治26年2月14日判決

26 法例修正案参考書 (A5a/26)

題簽に「法例修正案参考書(他筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/26と鉛筆書
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	法例修正案参考書	法典調査会 13行茶罫紙	16枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11791 表紙のほか、法例全体の理由、第1条、第2条の各条の理由。参照条文付 条文なし 『諸法令原案』(第1部門31) No.22の草稿の一部
2	独逸帝国民法草案	法典調査会 13行茶罫紙	58枚	表紙と目次付。総則の翻訳。ドイツ民法第一草案(全205箇条)に規定されている第1章法例(Rechtsnormen)、さらには「自衛、自助」と「担保ノ提供」(法学協会雑誌第12巻第5号[明治27年]付録83頁の仁保亀松の翻訳。本文書では「担保」と訳されている)の間に独立の項としてあった判決(3箇条)と証拠(6箇条)が本文書ではなくなっている。また、1892年版第二草案(総則)は全204箇条であるのに対して、本文書の草案は全243箇条である
3	瑞士国辺留奴邦民法	内閣 13行茶罫紙	3枚	スイス・ベルン州民法の目次
4	噠馬国民法	内閣 13行茶罫紙	5枚	デンマーク民法の目次
5	魯西亜民法卷之上	内閣 13行茶罫紙	7枚	ロシア民法(第1巻、第2巻)の目次
6	魯西亜民法卷之中	内閣 13行茶罫紙	8枚	ロシア民法(第3巻、第4巻第1編、第2編)の目次
7	荷蘭国民法	内閣 13行茶罫紙	13枚	オランダ民法の目次

番号	標題	用紙	数量	備考
8	北亞米利加合衆国 累斯案州民法	内閣 13行茶罫紙	15枚	アメリカ・ルイジアナ州民法の目次
9	伊太利王国民法目録	内閣 13行茶罫紙	16枚	イタリア民法の目次
10	魯西亞民法卷之下	内閣 13行茶罫紙	8枚	ロシア民法(第4巻第3編、第4編)の目次 付録(「婚姻証書ノ法式」、「公証人ノ職務ニ関 スル規則」など)の目次付
11	増訂仏蘭西法律書 民法目録	内閣 13行茶罫紙	26枚	フランス民法の目次
12	紐育民法草案	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	ニューヨーク民法草案の編纂経緯に関する報 告(1865年2月13日付)の翻訳および草案全 体の目次 末尾に明治29年7月20日の日付と松波の署名 あり
13	加利フォルニヤ民法	12行青罫紙	1枚	カリフォルニア民法草案(1871年10月)の簡 単な説明
14	紐育民法	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	ニューヨーク民法中の更改(第736条~第740 条)の翻訳
15	加民法	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	カリフォルニア民法中の更改(第1530条~第 1536条)の翻訳。前掲No.14の条名が一部引用 されている
16		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	日本民法の草案段階における理由書の草稿の 一部 なお、第231条の条名が第230条と直されてい る 黒斜線が全体に引かれている
17	年期借権	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	15枚	「ウイヤムス氏ノ千八百八十五年出版ノ不動 産法〔實際(際を朱で消して産と訂正)法〕 ニヨル」とある

番号	標題	用紙	数量	備考
18	紐育民法第三編義務 第四部特別ノ取引ヨリ 生スル義務	法典調査会 13行茶罫紙	13枚	第12章補償、第13章担保(第1担保総則、第2保証)の翻訳
19	カリフォルニヤ民法草 案	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	「草案」は朱による加筆 第3編第4部第12章、第13章(第1担保総則、 第2保証)は、ニューヨーク民法草案とまっ たく同じであるとして、同民法の条名だけが 挙げられている なお、前掲No.18の第13章第2から本文書全体 に通し頁が打たれている
20	カリフォルニヤ民法	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	カリフォルニア民法第4編第5貸貸借第1章 貸貸借総則、第2章不動産の貸貸借、第3章 動産の貸貸借の翻訳
21	紐育民法	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	ニューヨーク民法第4編第5貸貸借の翻訳。 第2章不動産の貸貸借で4箇条だけ独自の条 文があるが、他はカリフォルニア民法草案の 相当する条名が引用されている
22	千八百九十三年動産売 買条例	法典調査会 13行茶罫紙	39枚	イギリス1893年動産売買法の翻訳 付表付
23	紐育民法第三編義務	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	「第四特別行義(「為」の誤字)ヨリ生スル義 務ノ第一売買」の翻訳
24	カリフォルニヤ民法 第三編義務	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	「第四特別行為ヨリ生スル義務ノ第一売買」の 翻訳 前掲No.23の章名・節名・条名を引用している 箇所が多くある
25	第二表	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	英領インド「出訴、控訴及ヒ請求」の期間・ 起算点の一覧表 後掲No.27第4節の付録
26	後見法 紐育ノカリフォルニヤ ノ英国ノ印度	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	23枚	関連条文の翻訳。ただし、英国についてはブ ラックストンの英法注釈書の要約、インドに ついては関連条文と学者の説明の翻訳

番号	標題	用紙	数量	備考
27	千八百七十七年印度期限条例	法典調査会 13行茶罫紙	15枚	翻訳
28	印度、紐育、加利フォルニヤ、英国 終身年金権／賭事／和解	法典調査会 13行茶罫紙 白用紙 (18cm×22cm)	19枚 1枚	条文翻訳とイギリス法律家の見解の要約 末尾に解説の補足メモが1枚ある。これは後掲No.29の表紙に糊付けされている
29	婚姻法 紐育／加利フォルニヤ ／印度／英吉利	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	51枚	明治28年11月1日付 関連条文の翻訳とイギリス法律家の見解の要約

27 民法修正案参考書 (A5a/30)

題簽に「民法修正案参考書(他筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/30と鉛筆書
 「民法理由(-)」という白用紙が挟みこまれている
 なお、本冊の各文書における編名・章名・節名・款名の
 後の読点は、編・章・節・款に理由が付されていること
 を示す
 本冊の版型は27cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法修正案参考書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	58枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：20280 第3節戸主権ノ喪失、第752条～第763条の各条、の理由 条文あり。参照条文付
2	民法修正案参考書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	26枚	第4編親族、第1章総則、第725条～第731条の各条、の理由 条文あり 第728条、第730条、第731条以外は参照条文が付されている
3	民法修正案参考書	法典調査会 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	11枚	第4編親族、第1章総則、第725条～第731条の各条、の理由 条文および参照条文なし
4	戸主権ノ喪失	法典調査会 13行茶罫紙	56枚	第3節戸主権ノ喪失、第750条～第765条の各条、の理由 第750条と第751条のみ条文あり 参照条文はすべてなし
5	第三節養子	法典調査会 13行茶罫紙	89枚	第3節養子、第1款縁組ノ要件、第840条～第855条の各条(第804条は第845条の誤記、2番目の第852条は第853条の誤記)、第2款縁組ノ無効及ヒ取消、第856条～第866条の各条、第3款縁組ノ効力、第867条、第868条、第4款離縁、第869条～第883条の各条、の理由 このうち第842条、第856条、第866条のみ条文あり 参照条文はすべてなし

番号	標題	用紙	数量	備考
6		法典調査会 13行茶罫紙	13枚	法例修正案第3条～第5条の各条の理由 条文なし。参照条文付 『諸法令原案』(第1部門31) No.22の原稿の一部。 『法例修正案参考書』(第1部門26)No.1の 続き
7		法典調査会 13行茶罫紙 内閣 13行茶罫紙	36枚 26枚	第2章法人、第1節法人ノ設立、第36条～第 51条、第2節法人ノ管理、第52条～第66条の 各条、第3節解散、第67条～第81条の各条、 第4節罰則、第82条、第83条の各条、の理由 条文・参照条文あり、冒頭に凡例あり 『民法原案』(第1部門31) No.2の原稿
8		法典調査会 13行茶罫紙	18枚	第2節代理、第100条～119条の各条、の理由 条文、参照条文ともになし
9		法典調査会 13行茶罫紙	9枚	第3節無効及ヒ取消、第120条～第126条の各 条、の理由 条文あり。参照条文なし
10		法典調査会 13行茶罫紙	17枚	第4節条件及ヒ期限、第127条～第138条の各 条、の理由 条文・参照条文ともになし
11		法典調査会 13行茶罫紙	10枚	第13節終身定期金、第697条～第702条の各条、 第15節和解、第705条、第706条の各条、の理 由 条文あり。参照条文なし 本文書は、甲第44号で用意された「第一四節 賭事」が法典調査会第114回(明治28年9月16 日)で削られた後に書かれたが、第15節は第 14節と改められていない
12		法典調査会 13行茶罫紙	32枚	第2編物権、第1章総則、第176条～第180条 の各条、第2章占有権、第1節占有権ノ取得、 第181条～第188条の各条、第2節占有権ノ効 力、第189条～第204条の各条、第3節占有権 ノ消滅、第205条、第206条、第4節准占有、 第207条の各条、の理由 条文・参照条文ともになし

番号	標題	用紙	数量	備考
13		法典調査会 13行茶罫紙	20枚	第2節所有権ノ取得、第239条～第247条の各条、第3節共有、第248条～第263条（末尾の第262条は第263条の誤記）の各条、の理由条文・参照条文ともになし

28 商法草案類 (A5a/31)

題簽に「商法草案類 (他筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5a/31と鉛筆書、さらに4.4.25のペン書あり
 (他の文書に押印されている寄贈印日付に同じ)
 本文書の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商甲第六号	法典調査会 茶13行罫紙	5枚	1枚目に登録番号：20683 朱による訂正あり 『商法草案』(第1部門33) No.6の草稿
2		法典調査会 茶13行罫紙	2枚	『商法草案』(第1部門33) No.8の草稿
3	商甲第二十二号	法典調査会 茶13行罫紙	4枚	『商法草案』(第1部門33) No.24の草稿
4	商修正原案	法典調査会 茶13行罫紙	5枚	第63条ほか11箇条の修正案
5		法典調査会 茶13行罫紙	2枚	第2編会社第1章商事会社第1節総則、第36条～第41条の草稿。参照条文付 前掲No.1よりも古い草稿
6	商号ニ関スル各地商業 会議所ノ意見	法典調査会 茶13行罫紙	1枚	結論のみ。内訳は、不用とするもの7会議所、 入用とするもの11会議所
7	冒険貸借ニ関スル各地 商業会議所ノ意見	法典調査会 茶13行罫紙	1枚	結論のみ。内訳は、不用とするもの9会議所、 入用とするもの8会議所
8		法典調査会 茶13行罫紙	7枚	『商法草案』(第1部門33) No.10、11の草稿
9		法典調査会 茶13行罫紙	3枚	『商法草案』(第1部門33) No.28の草稿

番号	標題	用紙	数量	備考
10	商甲第三十三号	法典調査会 茶13行罫紙	6枚	『商法草案』（第1部門33）No.32の草稿
11	商甲第三十五号	法典調査会 茶13行罫紙	3枚	『商法草案』（第1部門33）No.33の草稿
12		法典調査会 茶13行罫紙	2枚	外国会社に関する条名なき3箇条 『商法草案』（第1部門33）No.26参照
13	商修正原案	法典調査会 茶13行罫紙	1枚	「明治三十年五月二十八日配付」 第334条第3項の修正案
14	商甲第四十号	法典調査会 茶13行罫紙	3枚	『商法草案』（第1部門33）No.38の草稿
15	商甲第二十八号	法典調査会 茶13行罫紙	1枚	「明治三十年二月十七日配付」 第5章代理第1節総則第250条、第251条の草 案。参照条文付
16		法典調査会 茶13行罫紙	2枚	第7章代理商に関する5箇条の草案 「第一編ノ末尾ニ左ノ一章ヲ加フ」と欄外に記 載あり。さらに欄外には前掲No.15と通し番号 が打たれている
17	商甲第二十五号	法典調査会 茶13行罫紙	4枚	『商法草案』（第1部門33）No.27の草稿
18	商甲第三十号	法典調査会 茶13行罫紙	4枚	『商法草案』（第1部門33）No.23の草稿
19	商甲第三十一号	法典調査会 茶13行罫紙	3枚	『商法草案』（第1部門33）No.30の草稿
20	商修正本案	法典調査会 茶13行罫紙	3枚	起草委員提出の第1編第6章の標題ほか7箇 条の修正案
21	商修正原案	法典調査会 茶13行罫紙	1枚	第140条の次に1箇条新設 前掲No.4中のものと同じ（ただし、本文書で は参照条文が1箇条追加されている）

番号	標題	用紙	数量	備考
22		法典調査会 13行茶罫紙	2枚	『商法草案』(第1部門33) No.29の草稿
23		12行茶罫紙	2枚	『商法草案』(第1部門33) No.3の草稿
24		法典調査会 13行茶罫紙	3枚	『商法草案』(第1部門33) No.7の合名会社部分の草稿
25		法典調査会 13行茶罫紙	3枚	『商法草案』(第1部門33) No.5の草稿
26		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	第33条己(代理商の規定) 前掲No.16の末尾に続くもの 欄外に付箋「此一条ハ別紙ニ印刷被下度為便宜二十九号案ニ綴入被下度候」とある
27	商甲第二十九号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	明治30年2月20日配付 第4章匿名組合、第245条～第249条丙の草稿 参照条文付
28		法典調査会 13行茶罫紙	6枚	『商法草案』(第1部門33) No.15の草稿
29	商甲第三十七号	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	『商法草案』(第1部門33) No.35の草稿
30	商甲第二十三号	法典調査会 13行茶罫紙	7枚	『商法草案』(第1部門33) No.25の草稿
31		法典調査会 13行茶罫紙	3枚	『商法草案』(第1部門33) No.21の草稿
32	商修正原案	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	第143条の次に1箇条新設
33	商甲第十八号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	『商法草案』(第1部門33) No.19の草稿

番号	標題	用紙	数量	備考
34	商甲第十六号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	『商法草案』（第1部門33）No.17の草稿
35	商甲第十九号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	『商法草案』（第1部門33）No.20の草稿
36	商甲第十五号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	『商法草案』（第1部門33）No.16の草稿
37	商甲第十一号	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	『商法草案』（第1部門33）No.12の草稿
38	商甲第三十八号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	『商法草案』（第1部門33）No.36の草稿
39	商甲第四十八号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	『商法草案』（第1部門33）No.44の草稿
40	商甲第五十号	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	『商法草案』（第1部門33）No.46の草稿
41	商甲第五十一号	法典調査会 13行茶罫紙	8枚	『商法草案』（第1部門33）No.47の草稿
42		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	仏国をはじめ12カ国の商法（および商法を含む民事法）の公布または施行年と思われる数字がメモされ、末尾に数字の古さの順に国名（略記号。例えばフランスの場合は仏）が記されている（自筆）
43	太政官指令（十年九月二十六日大蔵省伺、同十月五日決済）	法制局 13行茶罫紙	1枚	銀行の当座預金受取証書、振出手形、書換手形については「自筆姓名ヲ彫刻シ自身ニ之ヲ押捺シ且加印スルノ手續」を許すとするもの
44	商甲第五十二号	法典調査会 13行茶罫紙	18枚	「明治三十年九月十五日配付」 第5編海商第1章船舶及ヒ船舶所有者第428条～第443条の原案。参照条文付 朱による訂正あり

番号	標題	用紙	数量	備考
45	商修正原案	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	『商法草案』(第1部門33) No.61の草稿
46	商修正原案	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	『商法草案』(第1部門33) No.62の草稿
47	商甲第三十四号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	「明治三十年三月三十一日配付」 第2節旅客運送第288条～第291条の草稿 参照条文付
48		法典調査会 13行茶罫紙	7枚	『商法草案』(第1部門33) No.34の草稿
49	志田君意見ノ要領	東京商業会議所 13行茶罫紙	1枚	欄外に甲号と朱書 商業登記に関する意見
50	疑問ノ点	東京商業会議所 13行茶罫紙	1枚	欄外に乙号と朱書 商業登記に関する2つの疑問。前掲No.49に関 連したものと思われる
51	商甲第三十二号	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	『商法草案』(第1部門33) No.31の草稿
52	商法修正案	法典調査会 13行茶罫紙	24枚	岡野敬次郎による商法第1条～第12条の修正 案(参照条文および理由付) いくつかの条文・項・号の上に朱・赤字の「削」 が書き込まれている
53		活版	11頁	商法施行法案第43条～第91条(条文のみ) 11頁から21頁と頁が付けられている
54		法典調査会 13行茶罫紙	28枚	商法施行法草稿(他筆) 朱による訂正がある
55	保険会社法案理由書	農商務省 13行茶罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	31枚	保険会社法案第1条～第58条までの理由 条文なし

番号	標題	用紙	数量	備考
56	保険業法追補	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	「明治三十二年十二月二十日配付（第一部）」 第82条の次に一節（「補則」）を付加（第83条 ～91条） 条文のみ
57	保険業法続	法典調査会 13行茶罫紙	6枚	「明治三十二年十二月二十日配付（第一部）」 第5章罰則第97条～第115条の原案
58	保険業法	法典調査会 13行茶罫紙	19枚	「明治三十二年十二月十四日配付／第一部」

29 民法施行法 (A5e/4)

題簽に「民法施行法（印刷其他）」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5e/4と鉛筆書
 背表紙にA5e/4の図書ラベルが貼られている
 本冊の版型は27cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	施第一号	活版（凡例） 活版（目次） 活版	1枚 1枚 3頁	1頁に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：22023 「明治三十年四月十九日配付」 冒頭に靑朱印あり 凡例（7項目）、目次、民法施行法第1章通則、第1条～第6条。参照条文付
2	決議案	活版（目次） 活版	1枚 26頁	「明治三十年十月十五日配付」 靑朱印あり 民法施行法案の目次、および、第1章通則第1条～第12条、第2章総則編ニ関スル規定、第13条～第53条、第3章物権編ニ関スル規定、第59条～第69条、第4章債権編ニ関スル規定、第70条～第77条 条文のみ 第2条は欄外に「(未定)」と印刷されている 第25条に加筆あり
3	施甲第二号	活版	23頁	「明治三十年四月二十七日配付」 靑朱印あり 第7条～第41条。参照条文付
4	施甲第三号	活版	6頁	「明治三十年五月十四日配付」 靑朱印あり 第5条の次に6箇条、第6条の次に1箇条それぞれ新設。参照条文付
5	施甲第四号	活版	10頁	「明治三十年五月十四日配付」 靑朱印あり 第42条～第68条。参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
6	供託法案	活版 (表紙) 活版	1枚 5頁	供託法案 (全14箇条、3頁)、供託法案理由書 (1頁)
7	供託法	活版	3頁	「明治三十一年五月十三日配付」 硃朱印あり 供託法原案。全12箇条
8	国籍法案	活版 (表紙) 活版	1枚 9頁	表紙に、コンニャク版で「整理案明治三十一年十月十一日配付」とある 国籍法案全28箇条 (8頁、加筆・訂正あり) および国籍法案理由書 (1頁)
9	国籍法案	活版 (表紙) 活版	1枚 9頁	表紙に「秘第四十一号政府案原稿」と朱書 前掲No.8の文書と同一印刷物 第13条第1項但書の削除 (本文書で) 以外は、 No.7と同じ内容の加筆がなされている
10	国籍法	活版	9頁	「明治三十一年四月七日配付」 硃朱印あり 同法案全27箇条
11	法律第 号	活版	1枚	「明治三十一年四月七日配付」 法律 (明治6年第103号布告) の改正案 (第1条、第2条) 改正理由については『諸法令原案』 (第1部門31) No.3参照
12	国籍法案参考書	活版 (表表紙) 活版 白用紙 (裏表紙)	1枚 15頁 1枚	法律全体の理由、および第1条～第28条の理由。条文なし
13	主査委員会ノ決議ニ基 ク修正及整理案	謄写版	9枚	硃朱印あり 商法第26条ほか23箇条の修正・整理案
14	修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年二月二十六日配付」 起草委員提出の不動産登記法第6条第2項の修正案 鉛筆による削除あり

番号	標題	用紙	数量	備考
15	修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年三月十三日配付」 秘朱印あり 起草委員提出の不動産登記法第33条第6号の修正案（欄外に朱で「否決」とある）と、同条末項を削り、1箇条新設（欄外に「通過」とある）
16	修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年二月二十六日配付」 秘朱印あり 起草委員提出の不動産登記法第9条の修正案
17	修正原案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年五月二十七日配付」 秘朱印あり 起草委員提出の不動産登記法第61条第2項追加案
18	登記法修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年五月二十七日配付」 秘朱印あり 梅謙次郎提出の不動産登記法第1条第8号（「賃借権其他第三者ニ対抗スルコトヲ得ル債権」と修正する案。理由中には民法第254条、第273条、第346条、第581条但書などが挙げられている）ほか6箇条の修正案
19	修正案	コンニャク版	5枚	「明治二十九年四月十三日配付」 秘朱印あり 起草委員提出の不動産登記法第12条第1項ほか4箇条修正案
20	修正案	コンニャク版	3枚	「明治二十九年二月二十四日配付」 梅謙次郎提出の不動産登記法第15条第2項ほか11箇条修正案
21	登記法修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年四月二十四日配付」 秘朱印あり 梅謙次郎提出の不動産登記法第98条第1項ほか4箇条修正案
22	登甲第七号	コンニャク版	2枚	「明治二十九年四月八日配付」 秘朱印あり 不動産登記法第71条、第72条

番号	標題	用紙	数量	備考
23	登記法修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年四月二十四日配付」 秘朱印あり 梅謙次郎提出の不動産登記法第98条第1項ほか4箇条修正案 前掲No.21と同一のもの。ただし、本文書には、第98条第3項に鉛筆で加筆されている
24	修正案	コンニャク版 半紙	1枚	「明治二十九年五月六日配付」 秘朱印あり 起草委員提出の不動産登記法第112条第2項の新設
25	修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年四月十七日配付」 秘朱印あり 不動産登記法第80条第1項の修正案
26	登記法修正案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年五月六日配付」 秘朱印あり 梅謙次郎提出の不動産登記法第111条の前に1条新設ほか5箇条修正案
27	登記法修正案	コンニャク版	2枚	「明治二十九年四月二十日配付」 秘朱印あり 梅謙次郎提出の不動産登記法第88条ほか8箇条修正案
28	登甲第四号	活版	4頁	「明治二十九年三月九日配付」 秘朱印あり 第33条～第41条。第33条、第36条、第40条、第41条は参照条文付 赤インクによる抹消・訂正あり
29	決議案 不動産登記法	活版 白用紙(裏表紙)	60頁 1枚	「明治二十九年七月三十日配付」 秘朱印あり 不動産登記法案の目次(2頁)、全134箇条の条文(58頁)
30	整理法例議案	コンニャク版	6枚	「明治三十年十二月十六日配付」 秘朱印あり 法例の整理案(全30箇条)
31	駁東京日日新聞 民法修正論	活版(表紙) 活版	1枚 23枚	法治協会雑誌号外。断行派の立場から延期派を批判したもの(末尾が欠けている)

番号	標題	用紙	数量	備考
32	弁妄	活版 (表紙) 活版	1枚 12枚	法治協会雑誌号外。明治25年5月12日発行。 延期派に対する批判 「第一新法典ハ極メテ倫常ヲ重セリ延期論ハ却テ之レヲ壊乱スルモノナリ」、「第二延期論者ハ『天皇ノ命令権』等ノ文字ヲ掲ケ来リテ朝野ノ耳目ヲ欺瞞セントス」(未完)
33	寺制	謄写版 (25cm×32cm)	5枚	『規定会則類』(第4部門1)No.6-17に草案がある
34	東京日日新聞社説 民法修正論	コンニャク版	28枚	前掲No.31の批判対象である社説(10回連載)。 内訳は次のとおり 「民法と政略」(3枚)、「民法ト憲法トノ撞着」(2枚)、「民法ト行政命令(上)(中)(下)」(9枚)、「民法ハ天法ヲ国法ノ上ニ認ム」(2枚)、「民法ハ立法ヲ拘束ス」(3枚)、「民法トシテ民法ノ欠点(上)(下)」(6枚)、「之ヲ修正スルノ道如何(結論)」(3枚) 発表年月日は不明だが、第8回(「民法トシテ民法ノ欠点(上)」)の末尾には、明治25年4月30日の日付の記載があり、朱で抹消されている
35	居留地以外々国人ニ永代貸又ハ類似貸渡地一覽	白用紙 (26.5cm×39.5cm)	2枚	新潟部(1枚)と横浜部(1枚) 『民法起草材料一』(第1部門7)No.13、14、32、33参照
36	衆議院議員数及人口	白用紙 (26.5cm×38cm)	1枚	
37	裁判所構成法中改正法律案	活版(表紙) 活版 活版(理由書) 白用紙(裏表紙)	1枚 8頁 1枚 1枚	本文8頁および理由書 表紙に梅の自筆で「是ハ未議會ニ提出セラレサルモノノ因テ秘密ニ属スルモノ且小生此一部ノ外有セスノ故ニ御用済ノ後返却ヲ乞フノ梅」と書かれている 加筆(他人筆)および削除あり

30 民法中修正案 (A5e/5)

題簽に「民法中修正案 (印刷其他)」と墨書
 表・裏表紙の裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5e/5と鉛筆書
 背表紙にA5e/5の図書ラベルが貼られている
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法中修正案	活版 (表紙) 活版 (法律文) 活版	1枚 1枚 126頁	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：21804 明治30年12月の第11回帝国議会で提出された民法中修正案後2編分(書き込みあり) 内訳は、表紙、法律文のほか、「別冊」(目次7頁、第725条～第1142条。118頁)、民法中修正案理由書1頁 広中俊雄「日本民法典編纂史とその資料」民法研究1巻(1996年)158頁参照
2	(確) 第1号	活版	124頁	「明治二十七年十二月二十九日配付」 欄外に硃印あり 総則・物権全部。条文のみ 第1回から第3回整理会までの審議の結果を印刷したもの
3	甲第十九号	法典調査会 13行茶罫紙	34枚	「明治二十七年十一月二十四日配付」と墨書 甲第19号(『民法原案』[第1部門32] No.16)の原稿
4	修正案	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	起草委員提出 第783条(旧第778条)、第784条(旧第779条)、第786条(旧第781条)、第792条(旧第787条)の修正案 審議は第144回法典調査会(明治28年12月4日)
5	第六章時効	法典調査会 13行茶罫紙	10枚	甲第10号(『民法原案』[第1部門32] No.8)の原稿 朱・墨による加除・訂正あり

番号	標題	用紙	数量	備考
6	第三章地役	法典調査会 13行茶罫紙	3枚	地役に関するカリフォルニア民法草案の手書の翻訳（欄外にニューヨーク民法草案の参照条文の記載あり） 朱による訂正あり
7		法典調査会 13行茶罫紙	5枚	甲第14号（『民法原案』[第1部門32] No.11）の原稿
8	甲第五十二号	法典調査会 13行茶罫紙	18枚	甲第52号（『民法原案』[第1部門32] No.46）の原稿
9	第九十五条修正案	コンニャク版	2枚	梅謙次郎提出（第21回主査会 [明治27年3月2日]）の第95条修正案（理由付）。後掲No.17と同じ
10		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	明治28年10月9日秘第715号による大蔵大臣からの照会（商法第177条の意義）に対する法典調査会総裁の回答案の原稿（審議は第125回法典調査会 [明治28年10月16日]）
11	民法第三百四十九条外 二条修正意見	コンニャク版	2枚	質権に関する規定につき、第13回議会での改正を希望するもの
12	民法第二条修正案二対 スル意見	外務省 13行茶罫紙	11枚	緒言、第1民法第2条ト現今法令トノ関係、第2民法第2条ト条約トノ関係、第3民法第2条ト外交トノ関係、第4民法第2条修正案ノ欠点（第3は途中でとぎれており、第4については本文なし。末尾3枚無記載）
13	民法第二条修正案を 評す	コンニャク版	28枚	法学士山田三良（他筆。複数の手になる） 「緒言」、「第1民法第2条の必要なる所以」、 「第2民法第2条修正案の不当なる所以」の3つからなる

番号	標題	用紙	数量	備考
14	民法第二条ニ関スル卑見	コンニャク版	22枚	梅謙次郎。欄外に㊦朱印がある 「一民法第二条ト現行法令」、「二民法第二条ト各国条約」、「三民法第二条ト外交政略」、「四民法第二条修正案ノ論評」、「五民法第二条削除案ノ論評」、「結論」の5つからなる朱による訂正あり これは、第12回帝国議会（明治31年）に提出された民法第2条改正法案（元田肇ら提出）に対する批判として、東川153頁によれば、梅が「議員に交付した」文書である 「梅博士遺事録(24)~(26)」法律新聞888号（大正2年9月5日号）29頁、891号（同年9月20日号）18頁、902号（同年11月15日号）20頁、さらには東川153頁~164頁に印刷されているこれらの印刷では誤植等があり、本文書は原文を知るうえで役立つ
15	修正案	コンニャク版	1枚	起草委員提出の第652条の修正案 審議は第103回法典調査会（明治28年7月16日）
16	修正案	コンニャク版	1枚	起草委員提出の第419条の修正案（第3項を付加） 審議は第77回法典調査会（明治28年4月12日）
17	第九十五条修正案	コンニャク版	2枚	欄外に㊦朱印あり 前掲No.9と同じ
18	修正案	コンニャク版	5枚	梅謙次郎提出。甲第46号第718条を削除し、その内容を第713条に第2項として加えるか、または第718条を削除する、および、甲第47号第730条第2項を削除するとの修正案（理由付。書き込みあり） 審議は第118回、第123回法典調査会（明治28年9月27日、10月11日）
19	手付ニ関スル報告	コンニャク版	8枚	梅謙次郎提出 欄外に㊦朱印あり 各地の商業会議所からの回答（慣習調査結果）についての報告。第119回法典調査会（明治28年10月2日）で議長より説明

番号	標題	用紙	数量	備考
20	修正案	コンニャク版	1枚	<p>㊦朱印あり 梅謙次郎提出(「明治二十九年三月六日配付」) の不動産登記法第29条削除、同第30条以下の 修正案であるが、記述は第31条の途中まで 審議は同法についての第8回法典調査会(明 治29年3月6日) 『諸法令原案』(第1部門31) No.7は本文書の 原稿</p>
21	修正案	コンニャク版	1枚	<p>起草委員提出の第752条(旧第749条)の修正 案 審議は第131回法典調査会(明治28年10月30 日)</p>
22	修正案	コンニャク版	1枚	<p>起草委員提出。第742条(新)の次に第743条 (744条と手書で訂正)を新設する修正案 審議は第138回法典調査会(明治28年11月2 日)</p>

31 諸法令原案 (A5e/6)

題簽に「諸法令原案 (他筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅
 謙次郎氏寄贈」の各角印、A5e/6と鉛筆書
 登録番号：21567
 本冊の版型は27.5cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	国籍法案修正案	法典調査会 茶13行罫紙	2枚	修正案および理由 (古賀委員提出)
2	国籍法	法典調査会 茶13行罫紙	27枚	法律全体の理由および第1条～第27条の理由。条文なし
3	明治六年第百三号布告 改正法案参考書	法典調査会 茶13行罫紙	2枚	改正法案全体の理由および第1条、第2条の理由。条文なし 改正法案については『民法施行法』(第1部門29) No.11参照
4	登甲第五号	法典調査会 茶13行罫紙	1枚	明治29年3月28日会議議決要領 不動産登記法原案 (登甲第5号) の審議の結果を梅宛に送ったもの
5		法典調査会 茶13行罫紙	1枚	前掲No.4と一連のもの 登甲第6号 (筆搦版) および登甲第6号の審議の結果をまとめたもの
6	修正案	法典調査会 茶13行罫紙	2枚	梅謙次郎提出の不動産登記法第33条から第40条までの修正案 審議は不動産登記法についての法典調査会の第9回 (明治29年3月13日)、第10回 (同月16日) 会議でおこなわれた
7	修正案	法典調査会 茶13行罫紙	2枚	梅謙次郎提出の不動産登記法第29条から第36条までの修正案 審議は不動産登記法についての法典調査会の第8回 (明治29年3月6日)、第9回 (同月13日) 会議でおこなわれた

番号	標題	用紙	数量	備考
8	某氏ノ予算法理論ニ対スル疑議	白用紙（表・裏表紙） 10行青罫紙	2枚 9枚	表表紙裏に「法治協会雑誌第六号若ハ国民の友 第百四号参照」とある（104号は140号の誤記） 『論説類二』（第2部門2）No.20備考欄参照
9	疑問	東京商業会議所 13行茶罫紙	3枚	外国人の社員・株主としての権利義務等に関する質問と明治30年3月30日付の梅の回答
10	衆議院議員選挙法改正案	法制局 10行茶罫紙	9枚	活版刷の同法（明治22年法律第3号）を貼付し、朱・墨で書き込まれた改正案
11	改正案	宮内省 13行茶罫紙	3枚	華族令（明治17年7月7日達）の改正案および改正理由
12	華族令	活版	7頁	華族令に関する宮内卿の通知文および同法の条文
13		12行茶マス目	2枚	法律第17号（国税徴収法の改正）および法律第31号（府県税徴収法の改正）
14	公文式	12行青マス目	4枚	公文式（一部）ほか 後掲No.15、16の資料
15	閣乙第三号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治30年6月21日付、拓殖務大臣から法典調査会副総裁宛台湾・北海道における法令施行についての回答とその原稿 同文2通あり（筆者は別人）
16	閣甲第二二号	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	明治30年10月25日付内務省から法典調査会宛離島における法令施行についての回答
17		法典調査会 13行茶罫紙	12枚	民事訴訟法案第1条～第10条まで 第3条を除き参照条文付
18	非訟事件手続法案	活版（表紙） 活版	1枚 68頁	目次と理由書付 全210箇条
19	戸籍法案	活版（表紙） 活版	1枚 80頁	目次と理由書付 全223箇条

番号	標題	用紙	数量	備考
20	船舶登記規則	活版(目次) 活版	1枚 20頁	全53箇条
21	不動産登記法参考書	活版(表表紙) 活版 白用紙(裏表紙)	1枚 5頁 1枚	不動産登記法修正(22項目)の理由
22	法例修正案参考書	活版(表表紙) 活版(凡例) 活版 白用紙(裏表紙)	1枚 1枚 63頁 1枚	凡例、法例全体の理由、第1条～第30条の参照条文と理由(61頁) 条文なし

32 民法原案 (A5e/7)

表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5e/7と鉛筆書
 本冊中No.2、6～8、11～75の冒頭に硃印
 本冊中No.1～3における編名・章名・節名の後の読点は、
 編・章・節に理由が付されていることを示す
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1		活版 (凡例) 活版	1枚 30頁	1頁に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：21235 冒頭に凡例。第1編総則、第1章人、第1節私権ノ享有、第1条、第2条、第2節能力、第3条～第20条の各条、第3節住所、第21条～第24条の各条、第4節失踪、第25条～第32条の各条、の理由 条文、参照条文なし 本文書は(主)甲第3号ではなく、『民法理由書』(第1部門34)No.1と同じもの
2	(主) 甲第四号	活版 (凡例) 活版	1枚 67頁	「明治二十六年十一月二十日配付」(議案番号とともにコンニャク刷) 冒頭に凡例。第2章法人、第1節法人ノ設立、第36条～第51条、第2節法人ノ管理、第52条～第66条、第3節法人ノ解散(「法人ノ」は朱書)、第67条～第81条、第4節罰則、第82条、第83条 参照条文・理由付
3	(主) 甲第五号	活版 (凡例) 活版	1枚 52頁	「明治二十七年二月十三日配付」(議案番号とともにコンニャク刷) 冒頭に凡例。第3章物、第86条～第90条、第4章法律行為、第1節意思表示、第91条～第97条 参照条文・理由付。議案に理由が付けられたのはここまで、甲第6号以下は理由なし
4		活版	7頁	議案番号および配付日付の記載はない 第2節代理第100条～第120条 参照条文なし

番号	標題	用紙	数量	備考
5	甲第七号	活版	4頁	議案番号は墨書。配付日付なし 第3節無効及ヒ取消第121条～第127条 参照条文付
6	甲第八号	活版	6頁	「明治二十七年四月十七日配付」(議案番号とともにコンニャク刷) 第4節条件及ヒ期限第127条～第138条 参照条文付
7	甲第九号	活版	3頁	「明治二十七年四月二十五日配付」(議案番号とともにコンニャク刷) 第5章期間第139条～第144条。参照条文付
8	甲第十号	活版	16頁	「明治二十七年五月一日配付」(議案番号とともにコンニャク刷) 第6章時効第1節総則第145条～第161条、第2節取得時効第162条～第166条、第3節消滅時効第167条～175条 参照条文付
9	甲第十一号	活版	14頁	「明治二十七年五月十八日配付」(議案番号とともにコンニャク刷) 第2編物権第1章総則第176条～第179条、第2章占有第1節占有権ノ取得第180条～第187条、第2節占有権の効力第188条～第204条、第3節占有権ノ消滅第205条～第207条、第4節准占有第208条 参照条文付
10	甲第十三号	活版	14頁	議案番号は墨書。配付日付なし 第2節所有権ノ取得第1款先占第238条、第239条、第2款遺失物及ヒ埋蔵物第240条、第241条、第3款添付及ヒ加工第242条～第248条、第3節共有第249条～第264条 第263条を除き参照条文付
11	甲第十四号	活版	6頁	「明治二十七年九月二十四日配付」(議案番号とともに活版刷。以下同じ) 第4章地上権第265条～第270条、第5章小作権第271条～第278条 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
12	甲第十五号	活版	9頁	「明治二十七年十月二日配付」 第6章地役権第279条～第294条 参照条文付
13	甲第十六号	活版	4頁	「明治二十七年十月九日配付」 第7章留置権第295条～第304条 参照条文付
14	甲第十七号	活版	17頁	「明治二十七年十月十八日配付」 第8章先取特権第1節総則第303条～第305条、第2節先取特権ノ種類第1款一般ノ先取特権第306条～第310条、第2款動産ノ先取特権第311条～第324条、第3款不動産ノ先取特権第325条～第327条、第3節先取特権ノ順位第328条～第331条、第4節先取特権ノ効力第332条～第339条 参照条文付
15	甲第十八号	活版	12頁	「明治二十七年十一月六日配付」 第9章質権第1節総則第340条～第348条、第2節動産質第349条～第352条、第3節不動産質第353条～第358条、第4節権利質第359条～第365条 参照条文付
16	甲第十九号	活版	16頁	「明治二十七年十一月二十四日配付」 第10章抵当権第1節総則第364条～第367条、第2節抵当権ノ効力第368条～第389条、第3節抵当権ノ消滅第390条～第393条 参照条文付
17	甲第二十号追加	活版	3頁	「明治二十八年一月十八日配付」 第404条～第409条（選択債務に関する条文） 参照条文付
18	甲第二十二号追加	活版	4頁	「明治二十八年三月十九日配付」 第4節債権ノ讓渡第469条～第476条 参照条文付
19	甲第二十三号	活版	6頁	「明治二十八年二月十三日配付」 第5節債権ノ消滅第1款弁済第381条～第396条（第481条～第496条の誤記） 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
20	甲第二十四号	活版	11頁	「明治二十八年二月二十日配付」 第496条～第512条（弁済の後半） 参照条文付
21	甲第二十五号	活版	4頁	「明治二十八年三月二十三日配付」 第2款相殺第502条～第509条 参照条文付
22	甲第二十六号	活版	3頁	「明治二十八年三月二十七日配付」 第3款更改第510条～第515条 参照条文付
23	甲第二十七号	活版	1枚 (ただし、 4頁分の 折丁)	「明治二十八年三月二十九日配付」 第4款免除第516条、第5款混同第517条。参 照条文付。その後に改丁形式で第411条、第414 条の修正案を印刷した1枚ものがあり、前者 ともども頁付はない
24	甲第二十八号	活版	5頁	「明治二十八年四月二日配付」 第2章契約第1節総則第1款契約ノ成立第 518条～第525条 参照条文付
25	甲第三十号	活版	4頁	「明治二十八年四月十日配付」 第2款契約ノ効力第531条～第537条 参照条文付
26	甲第三十一号	活版	5頁	「明治二十八年四月十九日配付」 第3款契約ノ解除第538条～第547条 参照条文付
27	甲第三十二号	活版	3頁	「明治二十八年四月二十三日配付」 第2節贈与第548条～第554条 第552条を除き参照条文付
28	甲第三十三号	活版	6頁	「明治二十八年四月二十七日配付」 第3節売買第1款総則第555条～第560条、第 2款売買ノ効力第561条～567条 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
29	甲第三十四号	活版	7 頁	「明治二十八年四月三十日配付」 第568条～第580条（売買ノ効力の後半） 参照条文付
30	甲第三十六号	活版	8 頁	「明治二十八年五月二十一日配付」 第 5 節消費貸借第589条～第597条、第 6 節使 用貸借第598条～第606条 参照条文付
31	甲第三十七号	活版	14 頁	「明治二十八年六月十一日配付」 第 7 節賃貸借第 1 款総則第604条～第607条、 第 2 款賃貸借ノ効力第608条～第621条、第 3 款賃貸借ノ終了第622条～第628条 参照条文付
32	甲第三十八号	活版	6 頁	「明治二十八年六月二十二日配付」 第 8 節雇傭第629条～第640条 第639条を除き参照条文付
33	甲第三十九号	活版	6 頁	「明治二十八年七月二日配付」（議案番号中 「甲」のみ墨書）第 9 節請負第639条～第649条 参照条文付
34	甲第四十号	活版	8 頁	「明治二十八年七月八日配付」 第10節委任第649条～第663条（もともと 9 頁 に第644条があった文書で、落丁） 参照条文付
35	甲第四十一号	活版	5 頁	「明治二十八年七月十六日配付」 第11節寄託第664条～第673条 第673条を除き参照条文付
36	甲第四十二号	活版	6 頁	「明治二十八年七月二十日配付」 第12節会社第674条～第685条 参照条文付
37	甲第四十三号	活版	5 頁	「明治二十八年九月二日配付」 第686条～第697条（会社の後半） 第688条、第693条を除き参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
38	甲第四十四号	活版	6頁	「明治二十八年九月七日配付」 第13節終身定期金第697条～第702条、第14節 賭事第703条、第704条、第15節和解第705条、 第706条 参照条文付
39	甲第四十五号	活版	4頁	「明治二十八年九月十日配付」 第3章事務管理第706条～第712条 参照条文付
40	甲第四十六号	活版	4頁	「明治二十八年九月十一日配付」 第4章不当利得第713条～第719条 参照条文付
41	甲第四十七号	活版	9頁	「明治二十八年九月十八日配付」 第5章不法行為第719条～第732条 参照条文付
42	甲第四十八号	活版	8頁	「明治二十八年十月八日配付」 第4編親族第1章総則第733条～第737条、第 2章戸主及ヒ家族第1節総則第738条～第745 条、第2節戸主及ヒ家族ノ権利義務第746条 ～第752条 第744条を除き参照条文付
43	甲第四十九号	活版	6頁	「明治二十八年十月二十二日配付」 第3節戸主権ノ喪失第756条～第770条 参照条文付
44	甲第五十号	活版	29頁	「明治二十八年十一月十三日配付」 第3章婚姻第1節婚姻ノ成立第1款婚姻ノ要 件第771条～第784条、第2款婚姻ノ無効及ヒ 取消第785条～第793条、第3款罰則第794条 第779条を除き参照条文付
45	甲第五十一号	活版	3頁	「明治二十八年十二月四日配付」 第798条～第802条（婚姻の無効・取消の訴訟 中における裁判所の処分命令） 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
46	甲第五十二号	活版	9頁	「明治二十八年十二月六日配付」 第2節婚姻ノ効力第805条～第808条、第3節 夫婦財産制第1款総則第809条～第814条、第 2款法定財産制第815条～第822条 参照条文付
47	甲第五十三号	活版	9頁	「明治二十九年一月七日配付」 第4節離婚第1款協議上ノ離婚第818条～第 822条、第2款裁判上ノ離婚第823条～第830条 参照条文付
48	甲第五十五号	活版	9頁	「明治二十九年一月十八日配付」 第4章親子第1節実子第1款嫡出子第819条 ～第828条、第2款私生児第829条～第836条 参照条文付
49	甲第五十六号	活版	24頁	「明治二十九年一月二十四日配付」 第2節養子第1款縁組ノ要件第837条～第851 条、第2款縁組ノ無効及ヒ取消第852条～第 863条、第3款縁組ノ効力第864条、第865条、 第4款離縁第866条～第880条 第859条、第870条を除き参照条文付
50	甲第五十四号	活版	11頁	「明治二十九年一月十一日配付」 第5章親権第1節総則第890条、第891条、第 2節親権ノ効力第892条～第910条、第3節親 権ノ喪失第911条～第915条 参照条文付
51	甲第五十八号	活版	12頁	「明治二十九年四月二十日配付」 第6章後見第1節後見ノ開始第905条、第2節 後見ノ機関第1款後見人第906条～第914条 参照条文付
52	甲第五十九号	活版	15頁	「明治二十九年四月二十九日配付」 第2款後見監督人第915条～第921条、第3節 後見ノ事務第922条～第941条 参照条文付
53	甲第六十号	活版	10頁	「明治二十九年五月九日配付」 第4節後見ノ終了第942条～第947条、第7章 親族会第948条～第960条 第956条を除き参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
54	甲第五十七号	活版	6頁	「明治二十九年四月十三日配付」 第8章扶養ノ義務第951条～第962条 参照条文付
55	甲第五十八号	活版	12頁	前掲No.51と同じ
56	甲第五十九号	活版	15頁	前掲No.52と同じ
57	甲第六十号	活版	10頁	前掲No.53と同じ
58	甲第六十一号	活版	6頁	「明治二十九年五月十六日配付」 第5編相続第1章家督相続第1節総則第972条～第975条、第2節家督相続人ノ資格第976条、第977条 参照条文付
59	甲第六十二号	活版	16頁	「明治二十九年五月二十日配付」 第3節家督相続ノ順位第978条～第992条 第980条、第990条を除き参照条文付
60	民修正原案	活版	2頁	「明治二十九年十二月四日配付」 第760条、第762条、第972条の削除と、第5編第1章中に第4節家督相続ノ効力（第989条～第995条 [条文のみ]）を加えるというもの 審議は第199回(明治29年12月7日)、第200回(同月11日) 法典調査会
61	甲第六十五号	活版	7頁	「明治二十九年九月九日配付」 第2章遺産相続第1節総則第992条、第993条、 第2節遺産相続人第994条～第1003条 参照条文付
62	甲第六十六号	活版	4頁	「明治二十九年九月十二日配付」 第3節遺産相続ノ効力第1款総則第1004条～第1006条、第2款相続分第1007条～第1009条 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
63	甲第六十七号	活版	4頁	「明治二十九年九月二十一日配付」 第1009条、第1010条(相続分の後半)、第3款 遺産ノ分割第1011条～第1016条 参照条文付
64	甲第六十三号	活版	14頁	「明治二十九年六月二十六日配付」 第4章相続ノ承認及ヒ放棄第1節総則第1001 条～第1009条、第2節承認第1款單純承認第 1010条～第1012条、第2款限定承認第1013条 ～第1024条、第3節放棄第1025条～第1027条 参照条文付
65	甲第六十四号	活版	5頁	「明治二十九年七月二十四日配付」 第5章財産ノ分離第1028条～第1037条 第1031条を除き参照条文付
66	甲第六十八号	活版	4頁	「明治二十九年九月二十八日配付」 第5章相続人ノ曠缺第1052条～第1060条 参照条文付
67	甲第六十九号	活版	3頁	「明治二十九年十月三日配付」 第6章遺言第1節総則第1061条～第1066条 参照条文付
68	甲第七十号	活版	7頁	「明治二十九年十月十二日配付」 第2節遺言ノ方式第1款普通方式第1068条 ～第1077条 参照条文付
69	甲第七十一号	活版	6頁	「明治二十九年十月十九日配付」 第2款特別方式第1078条～第1088条 第1085条を除き参照条文付
70	甲第七十二号	活版	10頁	「明治二十九年十一月九日配付」 第3節遺言ノ効力第1089条～第1110条 参照条文付
71	甲第七十三号	活版	8頁	「明治二十九年十一月二十一日配付」 第4節遺言ノ執行第1111条～第1129条の原案 第1020条を除き参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
72	甲第七十四号	活版	3頁	「明治二十九年十二月四日配付」 第5節遺言ノ取消第1132条～第1137条 参照条文付
73	甲第七十五号	活版	9頁	「明治二十九年十二月十二日配付」 第7章遺留分第1138条～第1155条 参照条文付
74	甲第七十四号	活版	3頁	前掲No.72と同じ
75	甲第七十五号	活版	9頁	前掲No.73と同じ

33 商法草案 (A5e/8)

題簽に「商法草案 (印刷其他)」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏にA5e/8と鉛筆書
 本冊の文書中罫朱印のあるものはNo. 1 -No.66、No.69-No.73、
 No.75-No.85である
 章名・節名・款名の後の読点は章・節・款が参照条文付
 であることを示している
 本冊の版型は27cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商甲第一号	活版 (凡例) 活版	1 枚 5 頁	凡例第 1 頁に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：21140 「明治二十九年五月二十三日配付」 凡例(2 頁)、商法第 1 編総則第 1 章法例第 1 条、第 2 章商行為及ヒ商人第 2 条～第 10 条 参照条文付
2	商甲第二号	活版	3 頁	「明治二十九年五月三十日配付」 第 3 章商業登記簿第 11 条～第 16 条 参照条文付
3	商甲第三号	活版	4 頁	「明治二十九年六月十日配付」 第 4 章商名、第 17 条～第 25 条 第 25 条を除き参照条文付
4	商甲第四号	活版	3 頁	「明治二十九年六月十二日配付」 第 5 章商業帳簿、第 25 条～第 28 条 参照条文付
5	商甲第五号	活版	3 頁	「明治二十九年六月十六日配付」 第 6 章番頭、手代其他ノ使用人、第 29 条～第 35 条 参照条文付
6	商甲第六号	活版	3 頁	「明治二十九年六月二十四日配付」 第 2 編会社第 1 章総則、第 36 条～第 40 条 参照条文付 第 11 回商法委員会 (明治 29 年 7 月 3 日) 以降 の審議では後掲 No. 7 が審議対象となったが、 本文書は審議対象とはならなかった

番号	標題	用紙	数量	備考
7	商甲第六号	活版	7頁	「明治二十九年六月二十七（七は墨で九に訂正）日配付」 第2編会社第1章総則、第36条～第42条、第2章合名会社、第1節設立第43条～第46条参照条文付
8	商甲第七号	活版	3頁	「明治二十九年七月九日配付」 第2節会社ノ内部ノ関係第47条～第53条参照条文付
9	商甲第八号	活版	3頁	「明治二十九年七月十五日配付」 第3節会社ノ外部ノ関係第54条～第59条参照条文付
10	商甲第九号	活版	3頁	「明治二十九年七月二十五日配付」 第4節社員ノ退社第60条～第64条参照条文付
11	商甲第十号	活版	4頁	「明治二十九年七月二十八日配付」 第5節解散第65条～第72条参照条文付
12	商甲第十一号	活版	6頁	「明治二十九年九月四日配付」 第6節清算、第73条～第88条 第77条を除き参照条文付
13	商甲第十二号	活版	6頁	「明治二十九年九月七日配付」 第3章合資会社、第89条～第102条参照条文付
14	商甲第十三号	活版	10頁	「明治二十九年九月十九日配付」 第4章株式会社第1節設立第103条～第116条 第107条を除き参照条文付
15	商甲第十四号	活版	6頁	「明治二十九年九月二十四日配付」 第2節株式第117条～第126条参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
16	商甲第十五号	活版	6 頁	「明治二十九年十月一日配付」 第 3 節会社ノ機関第 1 款株主總會第127条 ～第134条 参照条文付
17	商甲第十六号	活版	6 頁	「明治二十九年十月十日配付」 第 2 款取締役第135条～第144条 参照条文付
18	商甲第十七号	活版	4 頁	「明治二十九年十月十九日配付」 第 3 款監査役第145条～第152条 参照条文付
19	商甲第十八号	活版	6 頁	「明治二十九年十月二十四日配付」 第 4 節定款ノ変更第153条～第163条 第158条～第160条、第162条を除き参照条文付
20	商甲第十九号	活版	4 頁	「明治二十九年十月二十八日配付」 第 5 節会社ノ計算第164条～第169条 参照条文付
21	商甲第二十号	活版	3 頁	「明治二十九年十月三十一日配付」 第 6 節社債第170条～第176条 第174条を除き参照条文付
22	商甲第二十一号	活版	1 枚	「明治二十九年十一月六日配付」 第 7 節解散第177条～第180条 参照条文付
23	商甲第三十号	活版	4 頁	「明治三十年二月二十七日配付」 第 5 章仲立營業、第252条～第258条 参照条文付
24	商甲第二十二号	活版	5 頁	「明治二十九年十一月十九日配付」 第 8 節清算第181条～第189条 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
25	商甲第二十三号	活版	8頁	「明治二十九年十二月十六日配付」 第5章株式合資会社第199条～第218条（ただし、第217条が2つ並べられており、内容が異なっている） 第212条を除き参照条文付
26	商甲第二十四号	活版	5頁	「明治二十九年十二月二十三日配付」 第6章外国会社第219条、第220条、第7章罰則第221条、第222条 参照条文付
27	商甲第二十五号	活版	5頁	「明治三十年一月二十二日配付」 第3編契約第1章総則第224条～第233条 参照条文付
28	商甲第二十六号	活版	3頁	「明治三十年一月二十八日配付」 第2章売買第234条～第238条 参照条文付
29	商甲第二十七号	活版	3頁	「明治三十年二月五日配付」 第3章交互計算第239条～第244条 参照条文付
30	商甲第三十一号	活版	3頁	「明治三十年三月三日配付」 第6章問屋営業第259条～第265条 参照条文付
31	商甲第三十二号	活版	4頁	「明治三十年三月九日配付」 第7章運送取扱営業第266条～第273条 参照条文付
32	商甲第三十三号	活版	8頁	「明治三十年三月二十三（三を朱で二に訂正）日配付」 第8章運送営業第274条、第1節物品運送第275条～第287条 参照条文付
33	商甲第三十五号	活版	4頁	「明治三十年四月五日配付」 第9章寄託第1節総則第292条～第294条、第2節倉庫営業第295条～第301条 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
34	商甲第三拾六号	活版	8頁	「明治三十年四月九日配付」 第295条の次に15箇条を追加。第295条甲～第295条癸5 参照条文付
35	商甲第三十七号	活版	12頁	「明治三十年四月二十一日配付」 第10章保険第1節損害保険第1款総則第302条～325条 参照条文付
36	商甲第三十八号	活版	3頁	「明治三十年五月五日配付」 第2款火災保険第326条～第328条、第3款運送保険第329条～第331条 参照条文付
37	商甲第三十九号	活版	4頁	「明治三十年五月十二日配付」 第2節生命保険第332条～第337条 第337条を除き参照条文付
38	商甲第四十号	活版	2頁	「明治三十年五月十九日配付」 第309条、第316条、第321条、第324条の各条文の次に1箇条を新設 参照条文付
39	商甲第四十二号	活版	8頁	「明治三十年五月二十二日配付」 第2節振出第343条～第350条、第3節裏書第351条～第358条 参照条文付
40	商甲第四十三号	活版	5頁	「明治三十年五月二十九日配付」 第4節引受第359条～第365条 参照条文付
41	商甲第四十四号	活版	5頁	「明治三十年六月二日配付」 第5節担保ノ請求第366条～第374条 参照条文付
42	商甲第四十五号	活版	3頁	「明治三十年六月十六日配付」 第6節支払第375条～第379条 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
43	商甲第四十六号	活版	6頁	「明治三十年六月二十三日配付」 第7節償還ノ請求第380条～第388条 参照条文付
44	商甲第四十八号	活版	3頁	「明治三十年七月二日配付」 第2款参加支払第399条～第403条 参照条文付
45	商甲第四十九号	活版	6頁	「明治三十年七月十日配付」 第10節拒絶証書第404条～第407条、第11節為 替手形ノ複本及ヒ謄本第408条～第412条 参照条文付
46	商甲第五十号	活版	3頁	「明治三十年七月十四日配付」 第2章約束手形第413条～第417条 参照条文付
47	商甲第五十一号	活版	6頁	「明治三十年七月十九日配付」 第3章小切手第418条～第427条 参照条文付
48	商甲第五十四号	活版	8頁	「明治三十年十月二日配付」 第2節海員第460条～第471条 参照条文付
49	商甲第五十六号	活版	9頁	「明治三十年十月十一日配付」 第485条～第498条 参照条文付
50	商甲第五十七号	活版	6頁	「明治三十年十月十八日配付」 第2款船荷証券第546条～第558条 参照条文付
51	商甲第五十八号	活版	6頁	「明治三十年十月二十二日配付」 第2節旅客運送第559条～第570条 参照条文付
52	商甲第五十九号	活版	7頁	「明治三十年十月二十七日配付」 第4章海損第571条～第581条 参照条文付

番号	標題	用紙	数量	備考
53	商甲第六十号	活版	7頁	「明治三十年十月三十日配付」 第5章保険第582条～第593条 参照条文付
54	商甲第六十一号	活版	5頁	「明治三十年十一月二日配付」 第594条～第601条 参照条文付
55	商甲第六十二号	活版	6頁	「明治三十年十一月十六日配付」 第6章船舶債権者第602条～第611条 参照条文付
56	決議案	活版	6頁	「明治三十年十二月十三日配付」 第3編の標題の修正ほか17箇条の修正案
57	商修正原案	活版	7頁	「明治二十九年十二月二十五日配付」 旧第20条および第21条ほか17箇条の修正案
58	商修正原案	活版	11頁	「明治三十年十一月十九日配付」 第3編の標題の修正ほか34箇条の修正案 第121回法典調査会・商法委員会（明治30年11月22日）での審議対象となり、その一部が前掲No.56となった
59	商修正原案	活版	5頁	「明治三十年七月二十一日配付」 第328条の次に1箇条を追加することのほか 7箇条の修正案
60	商修正原案	活版	13頁	「明治三十年七月二十六日配付」 第343条ほか47箇条の修正案
61	商修正原案	活版	1頁	「明治三十年十月十一日配付」 第479条に1箇条を加えること、および第481条の修正案
62	商修正原案	活版	2頁	「明治三十年十一月二日配付」 第519条と第583条の次にそれぞれ1箇条を加えること、および第544条の修正案

番号	標題	用紙	数量	備考
63	商修正原案	活版	5頁	「明治三十年十一月五日配付」 第598条の後に7箇条新設
64		活版	91頁	「明治三十年十月九日配付」 商法（第3編、第4編）の決議案目次4頁および第224条～第473条の決議案（87頁、赤字訂正、書き込みがある） 決議案目録1頁に「整理委員用」の書き込みがある 標題「決議案目録」に「訂正」の朱書 第3編の標題の「契約」を赤字で「商行為」と訂正
65	議民甲第二四号 (総会)	謄写版	7枚	「明治四十三年六月十五日配付」 委員梅謙次郎提出 第652条ほか6箇条商法中修正案（理由付）
66	議民甲第二十一号 (総会)	謄写版	2枚	「明治四十三年六月一日配付」 梅委員提出 岡松案第449条ノ2ほか4箇条商法中修正案
67	議民甲第六号	謄写版	2枚	「明治四十二年十二月二十五日配付」 梅委員提出 第163条ほか6箇条商法中修正案（総会）
68	議民甲第二号 (総会)	謄写版 (青インク刷)	1枚	梅委員提出 第34条の次に1箇条を加えること、および第42条第2項に関する商法中修正案 本文書と同一のものがさらに2部ある
69	商整理案	コンニャク版	4枚	「明治三十一年五月二日配付」 商法第402条（旧第386条）ほかの修正案 本文書に含まれているのは全13箇条であるが、末尾が途中で終わっている
70	議民甲第七号 (総会)	謄写版	1枚	「明治四十三年一月十二日配付」 梅委員提出 第261条ノ5、第261条ノ6に関する商法中修正案

番号	標題	用紙	数量	備考
71	議民甲第四号 (總會)	謄写版	6枚	「明治四十二年十二月二十一日配付」 梅委員提出 第83条ノ2ほか10箇条商法中修正案(うち1 箇条は鉛筆による追加) 鉛筆による加筆あり
72	議民甲第十九号 (總會)	謄写版	1枚	「明治四十三年五月十八日配付」 梅委員提出 第282条ノ2に関する商法中修正案
73	議民甲第二十号	謄写版	2枚	「明治四十三年五月二十五日配付」 梅委員提出 第334条ノ3ほか6箇条商法中修正案
74	議民甲第三号 (總會)	謄写版 (青インク刷)	2枚	梅委員提出 第51条ほか8箇条商法中修正修正案
75	文第一五〇号	コンニャク版	12枚	(明治23年)商法第221条および(明治23年) 商法施行条例第10条の解釈について、明治27 年4月12日付逋信大臣から法典調査会總裁宛 意見照会
76		コンニャク版	7枚	前掲No.75への回答 なお、この解答は、朱で「商法ニ関スル二疑 問ノ梅謙次郎」と標題が書かれ、論文の体裁 に変更されている。解答の前半は、「商法第 二百二十一条ノ規定ハ果シテ優先株ヲ禁スルモ ノト視ルヘキカ」と加筆された標題のもとに、 読売新聞(年月日不詳)に掲載されたものと 思われる(この経緯については岡=江戸162頁 注(5)参照) また、後半の問題については、回答全体が鉛 筆で抹消されている
77	商整理案	コンニャク版	22枚	「明治三十一年四月二十九日配付」 起草委員提出 商法第5条の次に1箇条追加のほか68箇条整 理案
78	商修正原案	コンニャク版	1枚	「明治三十年九月十七日配付」 起草委員提出 商法第417条および第427条の修正案

番号	標題	用紙	数量	備考
79	商乙第六号 修正原案	コンニャク版 半紙	1枚	「保険会社ニ関スル規程ハ之ヲ特別法トスル コト」というもの
80	商乙第七号	コンニャク版 半紙	1枚	「明治二十九年十二月十六日配付」 保険会社に関する3項目を乙号議案として起 草委員が提出したもの
81	商修正原案	コンニャク版	1枚	「明治三十年十一月二十六日配付」 商法第505条、第517条の次にそれぞれ1箇条 を追加する修正案
82	商修正原案	コンニャク版	1枚	「明治三十年十一月二十九日配付」 起草委員提出 商法第502条ほか2箇条修正案
83	商修正原案	コンニャク版	2枚	「明治三十年四月二日配付」 起草委員提出 商法第267条ほか7箇条修正案
84	商修正原案	コンニャク版	1枚	「明治二十九年十月一日配付」 起草委員提出 商法第72条ほか3箇条修正案
85	商修正案	コンニャク版 半紙	1枚	「明治三十年七月二日配付」 阿部泰蔵提出 商法第334条の修正案

34 民法理由書 (A5e/9)

題簽に「民法理由書 (印刷)」と墨書

表・裏表紙の裏打は法典調査局10行赤罫紙

表表紙裏に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印、A5e/9の鉛筆書

登録番号：19704

本冊は梅委員所持の個別理由書が合冊されたものである
 なお、本冊の各文書で、編・章・節・款にも理由が付されている場合にはその名称の後に読点をつけ、理由が付されていない場合にはその名称の後に条名を続けて記載する

本冊の版型は27.5cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1		活版 (凡例) 活版	1 枚 30頁	冒頭の凡例 (1 頁) のあと、第 1 編総則、第 1 章人、第 1 節私権ノ享有、第 1 条、第 2 条、第 2 節能力、第 3 条～第 20 条の各条、第 3 節住所、第 21 条～第 24 条の各条、第 4 節失踪、第 25 条～第 32 条の各条、の理由。条文なし 以下参照条文はすべてなし
2		活版	36頁	第 2 章法人、第 1 節法人ノ設立、第 33 条～第 51 条の各条、第 2 節法人ノ管理、第 52 条～第 67 条の各条、第 3 節解散、第 68 条～第 83 条の各条、第 4 節罰則、第 84 条、の理由。条文なし
3		活版	31頁	第 3 章物、第 85 条～第 89 条の各条、第 4 章法律行為第 1 節総則、第 90 条～第 92 条の各条、第 2 節意思表示、第 93 条～第 98 条の各条、の理由。条文なし 1 頁目右下隅に「訂正印刷ノ分」の朱印。以下、この朱印がある場合は、すべて同じ場所である 上記第 4 章法律行為第 1 節総則の理由は、『民法原案』(第 1 部門 32) No.3 の第 4 章法律行為の理由と同じ文章である。この経緯については広中・理由書 689 頁以下参照
4		活版	13頁	第 2 節代理、第 100 条～第 119 条の各条、の理由 条文なし

番号	標題	用紙	数量	備考
5		活版	6頁	第3節無効及ヒ取消、第119条～第126条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印
6		活版 (末尾1枚 無記載)	12頁	第4節条件及ヒ期限、第127条～第138条の各条、の理由。条文なし 印刷されている第135条の理由が朱で抹消されている(同条の内容は債権編に移された。後掲No.33備考欄参照)。それに伴い、印刷による第136条～第138条の条名がそれぞれ朱書で第135条～第137条に繰り上げられている
7		活版	7頁	第5章期間、第139条～第144条の各条の理由。条文が印刷されているが、朱で抹消されている 印刷による条名がそれぞれ朱で第138条～第143条に繰り上げられている
8		活版	26頁	第6章時効、第1節総則、第144条～第161条の各条、第2節取得時効、第162条～第165条の各条、第3節消滅時効、第166条～第174条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印
9		活版 (末尾1枚 無記載)	28頁	第2編物権、第1章総則、第175条～第179条の各条、第2章占有権、第1節占有権ノ取得、第180条～第187条の各条、第2節占有権ノ効力、第188条～第202条の各条、第3節占有権ノ消滅、第203条、第204条、第4節准占有、第205条、の理由 条文が印刷されているが、第175条以外はすべて朱で抹消されている。第181条の理由の一部が抹消されている。その他にも朱による訂正あり 1頁右下に「正」と朱書がある
10		活版	22頁	第3章所有権、第1節所有権ノ限界、第206条～第238条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印
11		活版	15頁	第2節所有権ノ取得、第239条～第248条の各条、第3節共有、第249条～第264条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印

番号	標題	用紙	数量	備考
12		活版	11頁	第4章地上権、第265条～第269条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印
13		活版	11頁	永小作権（第5章という記載なし）、第269条～第277条の各条、の理由。条文あり 第270条の次に第272条とあるのは第271条の誤記
14		活版	15頁	地役権（第6章という記載なし）、第278条～第291条の各条、の理由。条文あり
15		活版	7頁	第7章留置権、第295条～第302条の各条、の理由 条文が印刷されているが、第300条を除きすべて朱で抹消
16		活版	23頁	第8章先取特権、第1節総則、第303条～第305条の各条、第2節先取特権ノ種類、第1款一般ノ先取特権、第306条～第310条の各条、第2款動産ノ先取特権、第311条～第324条の各条、第3款不動産ノ先取特権、第325条～第328条の各条、第3節先取特権ノ順位、第329条～第332条の各条、第4節先取特権ノ効力、第333条～第341条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印
17		活版	13頁	第9章質権、第1節総則、第342条～第350条の各条、第2節動産質、第351条～第354条の各条、第3節不動産質、第355条～第360条の各条、第4節権利質、第361条～第367条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印
18		活版	43頁	第10章抵当権、第1節総則、第365条～第368条の各条、第2節抵当権ノ効力、第369条～第393条の各条、第3節抵当権ノ消滅、第394条～第396条の各条、の理由。条文あり
19		活版	10頁	第3編債権、第1章総則、第1節債権ノ目的、第398条～404条の各条、の理由。条文なし

番号	標題	用紙	数量	備考
20		活版	4頁	第3章(第3節の誤り)多数当事者ノ債権、第1款総則第428条(8を6と鉛筆書で訂正)、第2款不可分債務、第429条～第432条(この4箇条を427条～430条と鉛筆書で訂正)の各条、の理由。条文なし
21		活版	3頁	選択債務の標題のもとに、第404条～第409条の理由。条文なし
22		活版	10頁	第3款連帯債務、第431条～第444条の各条、の理由。条文なし 「訂正印刷ノ分」の朱印
23		活版	23頁	第4款保証債務、第448条～第468条の各条、の理由(ただし、「第四百五十九条ノ削除」とある)。条文あり
24		活版	16頁	第2節債権ノ効力、第411条～第425条の各条、の理由。条文なし
25		活版	9頁	第4節債権ノ譲渡、第469条～第476条の各条、の理由。条文あり
26		活版	18頁	第5節債権ノ消滅、第1款弁済、第473条～第497条の各条、の理由。条文なし なお、本文書では、弁済者代位の部分が欠けている
27		活版	9頁	前掲No.25と同じ
28		活版	18頁	前掲No.26と同じ
29		活版	12頁	第2款相殺、第504条～第511条の各条、の理由 条文なし
30		活版	9頁	第3款更改、第510条～第515条の各条、の理由 条文あり

番号	標題	用紙	数量	備考
31		活版	3頁	第4款免除、第516条、第5款混同、第517条、の理由。条文なし
32		活版	13頁	第2章契約、第1節総則、第1款契約ノ成立、第518条～第530条の各条、の理由。条文なし
33		活版	8頁	第2款契約ノ効力、第531条(532) [2つの条名が印刷されている。以下同じ]、第532条(533)、第533条(535)、第534条(536)、第535条(537)、第536条(538)、第537条の各条、の理由。条文なし 括弧書の第534条が欠けているが、ここに掲げられるはずの理由については、前掲No.6の第135条理由および広中・理由書700頁以下参照
34		活版	8頁	第3款契約ノ解除、第539条～第547条の各条、の理由。条文なし
35		活版	8頁	第2節贈与、第548条～第553条の各条、の理由。第548条欄外に「？」の鉛筆書あり。条文なし
36		活版	40頁	第3節売買、第1款総則、第555条～第560条、第2款売買ノ効力、第561条～第580条(ただし、第567条は条名が同じで内容の異なるものが2箇条ある。また、第570条はない)の各条、第3款買戻、第581条～第587条の各条、第4節交換、第588条の各条、の理由。条文あり
37		活版	4頁	第5節消費貸借第589条(586)、第590条、第594条[591条の誤植](589)、第592条(590)、第593条(591)、第594条の各条、の理由。条文なし
38		活版	5頁	使用貸借(第6節という記載なし)、第595条(592)、第596条(593)、597条(594)、第598条(595)、第599条(596)、第600条(597)、第601条(598)、第602条、第603条(599)の各条、の理由。条文なし

番号	標題	用紙	数量	備考
39		活版	24頁	第7節賃貸借、第1款総則、第604条～第607条の各条、第2款賃貸借ノ効力、第608条～第621条（第618条はなし）の各条、第3款賃貸借ノ終了、第622条～第628条の各条、の理由条文あり
40		活版	13頁	第8節雇傭、第622条～第630条の各条、の理由条文なし
41		活版	11頁	第9節請負、第631条～第641条の各条、の理由(第637条の条名が2つあり、そのうちの前者が第636条と朱で訂正されている)。条文なし
42		活版	9頁	第10節委任、第649条(642)、第650条(643)、第651条(644)、第652条(645)、第653条(646)、第654条(647)、第655条(648)、第656条(649)、第657条(650)、第658条(651)、第659条(652)、第660条(652)、第661条(653)、第662条(654)、第663条の各条、の理由。条文なし
43		活版	9頁	第11節寄託、第664条(656)、第665条(657)、第666条(658)、第667条(659)、第668条(660)、第669条(661)、第670条(662)、第671条(663)、第672条(664)、第673条(665)、第674条の各条、の理由。条文なし
44		活版	9頁	前掲No.43と同じ
45		活版	14頁	第12節会社、第674条(666)、第675条(667)、第676条(668)、第677条(669)、第678条(670)、第679条(671)、第680条(672)、第681条(673)、第683条(674)、第684条(675)、第685条(676)、第686条(677)、第687条(678)、第688条(679)、第689条(680)、第690条(681)、第691条(682)、第692条(683)、第694条・第695条(683乃至685)、第695条(686)、第696条(687)、第697条の各条、の理由。条文なし
46		活版	8頁	第13節終身定金、第697条～第702条、第15節和解、第705条、第706条の各条、の理由。条文あり 第14節賭事が除かれている

番号	標題	用紙	数量	備考
47		活版	9頁	第3章事務管理、第696条～第701条の各条、の理由。条文なし
48		活版	7頁	第4章不当利得、第702条～第707条の各条、の理由。条文なし
49		活版	17頁	第5章不法行為、第708条～第723条の各条、の理由。条文なし

第 2 部門

著作原稿・意見書・講義備忘録等

1 論説類一 (A5a/4)

題簽に「論説類一」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/4と鉛筆書
 遊び紙(白用紙) 2枚
 本冊の版型は27cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	論説類／目次	12行青罫紙 (末尾1枚 無記載)	5枚	1枚目に「梅氏蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11995 本冊および『論説類二』(第2部門2)の目次
2	契約概論	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	7枚	「於法学校演説／第一回／明治十八年一月二十三日」 この講義録に大幅に加筆したものが、標題と同じタイトルで日本之法律第2巻第1号(明治23年)以下に連載された 本文書から後掲No.7までの文書は目次に「一、法学校時代ニ於ケルモノ」とまとめられている
3	法律経済ノ二学ヲ小学 科目中ニ置クノ可否	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	10枚	「アッペール君述／榎謙次郎訳」 「法律経済ノ二科ヲ小学科目中ニ入ルルノ可否ヲ論ス」(大日本教育会雑誌第22号[明治18年])の原稿
4		小型12行青罫紙 入紙で形状統一	1枚	婚姻準拠法に関する答案および賃借権の物権性に関する答案
5		小型12行青罫紙 入紙で形状統一	1枚	不動産担保の準拠法、会社設立、不動産賃貸借および不動産譲渡に関する質問
6	民事第一問ノ答	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	1枚	目次(前掲No.1)には「弁済ノ義務ニ関スル問題ニ対スル答案」とある 末尾に「永楽会員／榎謙次郎稿」

番号	標題	用紙	数量	備考
7	民事第二問ノ答	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	1枚	目次（前掲No.1）には「幼者ガ商業帳簿ニ記載シアル契約ノ効力ニ就テノ答案」、「手代ガ幼者ニ代リテ商業帳簿ニ記載シタル契約ノ効力ニ就テノ答案」とある 本文書と後掲No.8との間に12行青罫紙1枚
8	民事問題（仏国法律ニ依ル）	司法省 ルビ行間付8行 茶罫紙	4枚	家屋賃借人所有の動産搬出行為に対する賃貸人の権利に関する問と答 1枚目欄外に「司法省時代」の貼付紙がある 本文書と後掲No.9の文書は、目次（前掲No.1）では「二、司法省御用掛勤務時代ニ於ケルモノ」とまとめられている
9		司法省 ルビ行間付8行 茶罫紙	10枚	目次（前掲No.1）には「外債ヲ募集シ紙幣ヲ銀貨ト交換スルノ可否ニ就イテノ意見」とある 鉛筆による書き込みがある 本文書と後掲No.10との間に10行青罫紙1枚
10	外国貿易論	小型白用紙 入紙で形状統一	7枚	在仏国ノ永楽会員ノ法律学士榎謙次郎の署名 本文書から後掲No.15までの文書は、目次（前掲No.1）には「三、仏国留学時代ニ於ケルモノ」とまとめられている
11	外国貿易論（承前）	小型白用紙 入紙で形状統一	7枚	在仏国ノ永楽会員ノ法律学士榎謙次郎の署名
12	英国仲裁法	小型白用紙 入紙で形状統一	5枚	在仏国ノ永楽会員ノ法律学士梅謙次郎の署名
13	仏国仲裁法草案	小型白用紙 入紙で形状統一	2枚	在仏国ノ永楽会員ノ法律学士梅謙次郎の署名
14		小型白用紙 入紙で形状統一	6枚	仏国政治社会の現況および「欧州ニ於テ尤モ世人ノ注目スル事件」4項目
15	皇族ノ追放	小型白用紙 入紙で形状統一	6枚	本文書と後掲No.16との間に12行青罫紙2枚

番号	標題	用紙	数量	備考
16	法典実施意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	15枚	冒頭部分は書き直されている（斉藤孝治用10行赤罫紙1枚） 明法誌叢第3号（明治25年5月）に掲載されたものの原稿。ただし、本文書中の「四、法典編纂ノ方其宣シキヲ得サルモ末タ以テ其実施ヲ延期スルノ理由ト為スニ足ラス」の項は、明法誌叢掲載文では省略されている 本文書から後掲No.24までの文書は、目次（前掲No.1）には「四、大学教授就任後ニ於ケルモノノ甲、法典一般ニ関スル議論」とまとめられている
17		小型12行青罫紙 入紙で形状統一	2枚	商法典の延期説、断行説に関するメモ
18	論商法	12行青罫紙	6枚	欄外に鉛筆にて「法典実施意見」とある 法学協会雑誌第9巻第10号（明治24年）に掲載されたものの原稿
19	商法ノ修正ニ関スル意見	法学協会用紙 14行茶マス目 司法省 13行茶罫紙	3枚 2枚	法学協会雑誌第9巻第2号（明治24年）に掲載されたものの原稿
20	民法修正案ヲ読ム心得	14行青マス目	14枚	法典質疑録第1号、第2号、第4号（明治29年）に掲載されたものの原稿
21	衆議院カ民法修正案ニ加ヘタル修正ヲ評ス	14行青マス目	7枚	法典質疑録第3号（明治29年）に掲載されたものの原稿
22	自由新聞ノ妄ヲ弁ス	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	2枚	末尾に「明治二十九年三月二十二日病床ニ於テ誌ス」とある
23	我新民法ト外国ノ民法	12行茶マス目	11枚	世界之日本第1号、第2号（明治29年）に掲載されたものの原稿

番号	標題	用紙	数量	備考
24	不動産登記ノ制ヲ論ス	10行青罫紙 12行青罫紙	79枚 16枚	法学協会雑誌第25巻第4号、第5号、第7号(明治40年)、第26巻第5号、第6号、第7号(明治41年)、第27巻4号、第7号(明治42年)に掲載されたものの原稿 正誤表(第26巻第7号、第27巻第4号)の原稿もある

2 論説類二 (A5a/4)

題簽に「論説類二」と墨書
表・裏表紙裏打は白用紙
遊び紙（白用紙）2枚
本冊の版型は28.5cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	代理占有ヲ論ス	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	10枚	冒頭の12行青罫紙1枚目表に「梅氏蔵書」、「法 政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次 郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11996 法学志林第26号（明治34年）、第27号（明治35 年）に掲載されたものの原稿 本文書から後掲No.9までの文書は、目次（『論 説類一』[第2部門1] No.1）では「四、大学 教授就任後ニ於ケルモノノ乙、民法上ノ議論」 とまとめられている
2	地上権者ハ土地ヲ貸与 スルコトヲ得ルカ	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	4枚	法学志林第22号（明治34年）に掲載されたも のの原稿
3	権利質ニ準用スヘキ規 定ノ範囲ヲ論ス	10行茶罫紙 10行青罫紙	7枚 2枚	法学協会雑誌第21巻第6号（明治36年）に掲 載されたものの原稿
4	民一七七ノ適用範囲ヲ 論ス	10行青罫紙	2枚	法学志林第9巻第4号（明治40年）論文の骨 子
5	根抵当ヲ論ス	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	9枚	法学志林第23号（明治34年）に掲載されたも のの原稿
6	署名ニ関スル考証ノ位 署連署連判	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑 小型12行青罫紙 入紙で形状統一	2枚 1枚	洋学人の署名 法学志林第12号（明治33年）の「散録」欄に 掲載されたものの原稿

番号	標題	用紙	数量	備考
7	債権当事者ノ変更ヲ論ズ	白用紙厚紙 (表・裏表紙) 「法政大学原稿 用紙」 14行赤マス目	2枚 77枚	本文書の表・裏表紙はマイクロフィルム撮影(1989年)のための解体後につけられたものである 標題は朱で「債権債務ノ承継ヲ論ズ」に訂正されている 法学志林第11巻第4号(法政大学創立30周年記念論文集、明治42年)に掲載されたものの原稿
8	連帯保証論	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	9枚	法学志林第1号(明治32年)と税務協会雑誌第8号(明治33年)に掲載されたものの原稿
9	民法第七百四十九条第三項ノ場合ニ於テハ法定ノ推定家督相続人ト雖モ之ヲ離籍スルコトヲ得ルカ	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	7枚	法学志林第28号(明治35年)に掲載されたものの原稿 本文書と後掲No.10の間に12行青罫紙1枚
10	法律ノ実際問題二件	小型12行茶マス 目 入紙で形状統一	11枚	「第一 銀行ノ支店支配人ハ其支店ノ營業ニ就キ原告又ハ被告トシテ訴訟ヲ為スコトヲ得ルカ」、「第二 送金手形ハ公示催告ニ由リテ之ヲ無効トスルコトヲ得ルカ」の問答 明法誌叢第26号(明治27年)に掲載されたものの原稿 本文書から後掲No.19までの文書は、目次(『論説類一』[第2部門1]No.1)には「四、大学教授就任後ニ於ケルモノノ丙、商法上ノ議論」とまとめられている
11	答高木豊三君	小型12行茶マス 目 入紙で形状統一	3枚	法学協会雑誌第12巻第10号(明治27年)に掲載されたものの原稿
12	商法第二百二十一条ニ関スル疑問	小型12行茶マス 目 入紙で形状統一	3枚	論題「株式会社ノ配当金ハ各株主ニ対シテ必ス同一ナラサルコトヲ得サルカ」を朱で訂正 旧論題で法学協会雑誌第12巻第3号(明治27年)に、標記論題で日本之法律第6巻第6号(明治27年)に掲載されたものの原稿
13	株金払込ノ期節	12行茶マス目	6枚	日本之法律第5巻第11号(明治25年)に掲載されたものの原稿

番号	標題	用紙	数量	備考
14	倉荷証券ヲ一通ト為ス ノ議ニ就テ	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	4枚	法学志林第29号（明治35年）に掲載されたものの原稿
15		「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	4枚	株金払込に関する質問への解答 法学志林第61号（明治37年）解疑欄に掲載されたものの原稿
16	拒絶証書作成ノ免除ト 償還請求通知ノ義務ト ノ関係ヲ論ス	10行青罫紙	5枚	法学協会雑誌第23巻第6号（明治38年）に掲載されたものの原稿
17	質入証券所持人カ作ラ シムヘキ拒絶証書	13行赤罫紙	10枚	法学協会雑誌第18巻第4号、第6号（明治33年）に掲載されたものの原稿 欠如している末尾部分については『法律(雑)』（第4部門4）No.81参照
18	破産ノ沿革	小型12行赤罫紙 入紙で形状統一	2枚	
19	支払停止ヲ論ス (承前)	10行青罫紙	10枚	法学協会雑誌第22巻第5号（明治37年）に掲載されたものの原稿 本文書と後掲No.20との間に12行青罫紙1枚
20	「議会ニ於ケル予算議 定ト勅令トノ関係ニ付 井上毅氏ノ意見」ヲ読 ム	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	8枚	国民之友第140号（明治24年）に掲載されたものの原稿（6枚）、および同テーマについてのメモ（2枚） 『諸法令原案』（第1部門31）No.8に関連文書がある 本文書から後掲No.26までの文書は、目次（『論説類一』[第2部門1] No.1）には「四、大学教授就任後ニ於ケルモノノ丁、憲法上ノ議論」とまとめられている
21	答法学博士穂積八束君	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	4枚	末尾に「明治二十五年一月三日」と朱書 後掲No.22と同一テーマのもの
22	答穂積八束君	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	3枚	法学協会雑誌第10巻第2号（明治25年）に掲載されたものの原稿

番号	標題	用紙	数量	備考
23	台湾ニ関スル鄙見	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	11枚	「一 憲法ハ台湾ニモ施行セラレタルモノト 視ルヘキカ」、「二 新条約ハ台湾ニモ施行セ ラルヘキカ」、「三 法典ハ之ヲ台湾ニモ施行 スヘキカ」の3点について(9枚) これらについての積極・消極両意見を列記し たメモ(2枚)付
24	条約ヲ以テ関税ヲ定ム ルニハ帝国議會ノ協賛 ヲ要スルカ	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	8枚	国民之友第126号(明治24年)に掲載されたも のの原稿
25	条約ヲ以テ関税ヲ変更 セント欲スルトキハ帝 国議會ノ協賛ヲ要スル ヤ否ヤ	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	16枚	法学協会雑誌第9巻第7号(明治24年)に掲 載されたものの原稿
26	答有松晚翠氏	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	13枚	法政協会雑誌第8号(明治25年)に掲載され たものの原稿 本文書と後掲No.27との間に12行青罫紙1枚
27	和解ノ要素ヲ論ス	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	11枚	法学協会雑誌第16巻第11号、第12号(明治31 年)に掲載されたものの原稿 本文書から後掲No.45までの文書は、目次(『論 説類一』[第2部門1] No.1)には「四、大学 教授就任後ニ於ケルモノノ戊、雑」とまとめ られている
28	和解ノ効果	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	12枚	法学協会雑誌第79号(明治23年)に掲載され たものの原稿
29	和解ノ要素ト効力	小型12行赤罫紙 入紙で形状統一	5枚	標題に関する外国法の比較メモ
30	「ロンブロゾ」ヲ読ム (罪人即病人説ヲ駁ス) 其一	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	14枚	岡＝江戸152頁、155頁参照
31		12行青罫紙	2枚	「ロンブロゾ説」についての講演メモ 講演については国家学会雑誌第5巻第57号、 第58号(明治24年)、第59号(明治25年)参照

番号	標題	用紙	数量	備考
32	外国人ノ権利	12行茶マス目	11枚	法学協会雑誌第11巻第1号、第3号、第9号(明治26年)に掲載されたものの原稿
33	法律ト経済	10行茶罫紙	3枚	法学志林第25号(明治34年)に掲載されたものの原稿
34	法律ト商業トノ関係ヲ論ス	小型12行青マス目入紙で形状統一	3枚	商業世界第1巻第1号(明治31年)に掲載されたものの原稿
35	主務官庁ノ意義ヲ論ス	「和仏法律学校講義録原稿用紙」14行緑 「和仏法律学校原稿用紙」14行赤	1枚 2枚	法学志林第30号(明治35年)に掲載されたものの原稿
36	書籍批評／民法論綱財産取得編	小型12行青罫紙入紙で形状統一	10枚	富井政章著の書評 法学協会雑誌第10巻第4号(明治25年)に掲載されたものの原稿
37	海外記事	小型12行青罫紙入紙で形状統一	4枚	法学協会雑誌第10巻第4号(明治25年)海外記事欄に「アコラス氏ノ訃音」、「仏国法科大学教授試験」の記事として掲載されたものの原稿
38	株式会社ノ免許ヲ論ス	小型12行茶マス目入紙で形状統一	6枚	世界之日本第8号(明治29年)に掲載されたものの原稿
39	転付命令ヲ論ス	不動産法調査会10行赤罫紙	3枚	法学志林第9巻第11号(100号記念、明治40年)に掲載されたものの原稿
40		小型12行青罫紙入紙で形状統一	2枚	目次(『論説類一』[第2部門1]No.1)には「敢テ卒業生諸君ニ告ク」とある
41		小型12行青罫紙入紙で形状統一	3枚	目次(『論説類一』[第2部門1]No.1)には「中学校等ニ法律ノ一科ヲ置クコトニ就テ」とある

番号	標題	用紙	数量	備考
42		小型12行青罫紙 入紙で形状統一	3枚	目次（『論説類一』〔第2部門1〕No.1）には 「歴史ノ研究ニ就テ」とある
43	学校騒動ニ就テ感アリ	10行青罫紙	6枚	太陽第15巻第8号（明治42年）に「学校騒擾 の五大原因」の標題で「法学博士梅謙次郎君 談」の記事がある
44	帝国青年教育会員ニ告 ク	10行青罫紙	2枚	帝国青年教育会長梅謙次郎の署名
45	法政速成科ノ冤ヲ雪グ	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	11枚	法学志林第7巻第10号（明治38年）に掲載さ れたものの原稿

3 民法要義原稿一 (A5a/5)

題簽に「民法要義原稿（加筆）一」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/5と鉛筆書
 A5a/5は5冊あり、各冊の背表紙からは5冊を区別することができない。そこで、編者の判断で各冊の冊子名に一から五の番号をつけることにした
 本冊の版型は28cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法要義卷之一原稿	厚紙（表紙） 12行茶マス目 14行青マス目	1枚 22枚 140枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11784 展覧会出品「梅謙次郎先生苦心の民法要義原稿 法政大学殿ご出品」と書かれたカードが本文書に挿入されている。「六大学文献展覧会出品目録（控）」（本学所蔵）によれば、昭和5年4月1日から一週間松屋で展示会がおこなわれた。本カードはその時のものと思われる 『民法要義卷之一総則篇』（和仏法律学校／明法堂、明治29年）初版原稿 末尾に凡例あり 梅の加筆（朱書）あり

4 民法要義原稿二 (A5a/5)

題簽に「民法要義原稿(加筆)二」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/5と鉛筆書
 冊子名については第2部門3の説明参照
 本冊の版型は28cm×20cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法要義卷之二原稿	厚紙(表紙) 14行青マス目 14行青マス目 半紙	1枚 231枚 1枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11785 『民法要義卷之二物権篇』(和仏法律学校/明法堂、明治29年)初版原稿 梅の加筆(朱書)あり

5 民法要義原稿三 (A5a/5)

題簽に「民法要義原稿（加筆）三」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/5と鉛筆書
 冊子名については第2部門3の説明参照
 本冊の版型は28cm×20cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法要義卷之三原稿	厚紙（表紙） 14行青マス目	1枚 399枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十 五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11786 『民法要義卷之三債権篇』（和仏法律学校／明 法堂、明治30年）初版原稿 梅の加筆（朱書）あり

6 民法要義原稿四 (A5a/5)

題簽に「民法要義原稿（加筆）四」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/5と鉛筆書
 冊子名については第2部門3の説明参照
 本冊の版型は28.5cm×20cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法要義卷之四原稿	厚紙（表紙） 14行青マス目	1枚 249枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11787 『民法要義卷之四親族編』（和仏法律学校／明法堂、明治32年）初版原稿（第813条第9末尾から第816条前半まで欠けている） 冒頭に凡例あり、その欄外に「是ハ初卷ノ首ニモ置クヘシ他ノ卷ノ首ニ置クト否トハ鈴木君ノ意見ニ任ス但今回ニ限り必ス卷之四ノ巻端ニ置クヘシ」と朱書 梅自身の加筆（朱書）あり 丁合が乱れている。この巻の目次は本文書の中程に綴じられている

7 民法要義原稿五 (A5a/5)

題簽に「民法要義原稿（加筆）五」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/5と鉛筆書
 冊子名については第2部門3の説明参照
 本冊の版型は29cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法要義卷之五原稿	厚紙（表紙） 14行青マス目	1枚 202枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：11788 『民法要義卷之五相続編』（和仏法律学校／明法堂、明治33年）初版原稿 梅の加筆（朱書）あり 丁合が乱れている

8 法律辞書一 (A5a/9)

表紙はマイクロフィルム撮影時（1989年）の解体により
改装

表・裏表紙裏打は白用紙、遊び紙（白用紙）1枚

元表紙（化粧ボール紙）の遊び紙（厚紙）の表に「梅氏
蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次
郎氏寄贈」の各角印

登録番号：21508（別の番号が打たれているが、判読不能）
元の背表紙にA5a/9の図書ラベルが貼られている

『法律辞書』（明法堂）の原稿。同書は3冊からなり、第
1冊は明治35年8月25日発行、第2冊は翌36年2月5日
発行、第3冊は同年10月15日発行

梅の加筆訂正（朱書）あり

本冊の版型は25cm×33.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	辞書分担文字	白用紙 14行青マス目 「法律辞書原稿 用紙」緑マス目 「法律辞書原稿 用紙」赤マス目	1枚 3枚 5枚 26枚	遊び紙 執筆分担表
2	一般法律語	14行青マス目	1枚	項目一覧
3		「法律辞書原稿 用紙」赤マス目 「法律辞書原稿 用紙」緑マス目	6枚 26枚	和欧用語対照表
4	法律辞書語集補遺／続 補遺	「法律辞書原稿 用紙」赤マス目	36枚	凡例付、いノ部～すノ部
5	法律辞書序	「法律辞書原稿 用紙」赤マス目	4枚	
6	凡例	「法律辞書原稿 用紙」赤マス目	5枚	第1冊用凡例（4枚） 末尾の1枚は第1冊の正誤の一部
7	凡例	「法律辞書原稿 用紙」緑マス目	2枚	第2冊用

番号	標題	用紙	数量	備考
8	凡例追加	「法律辞書原稿 用紙」緑マス目	1枚	第3冊用
9	法律辞書	14行青マス目 「法律辞書原稿 用紙」赤マス目 15行赤マス目 10行青原稿用紙 14行茶マス目 13行青罫紙 白用紙	合計 621枚	いノ部～はノ部
10	法律辞書第一冊正誤	「法律辞書原稿 用紙」緑マス目	3枚	

9 法律辞書二 (A5a/9)

表紙はマイクロフィルム撮影時(1989年)の解体により
改装

表・裏表紙は裏打は白用紙、遊び紙(白用紙)1枚
元表紙(化粧ボール紙)の遊び紙(厚紙)の表に「法政
大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の
各角印

登録番号:21509

元の背表紙にA5a/9の図書ラベルが貼られている

本冊の版型は25cm×33.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1		「法律辞書原稿 用紙」赤マス目 14行茶マス目 「法律辞書原稿 用紙」緑 13行青罫紙 14行青マス目 内務省13行茶罫 紙 「法律辞書原稿 用紙」青マス目 13行茶罫紙 10行青原稿用紙 12行青罫紙 白用紙	合計 771枚	法律辞書にノ部～カノ部 なお、用紙中13行茶罫紙は、団体名が切りと られ、その部分に白用紙が貼られている

10 民法講義備忘録一 (A5a/11)

題簽に「民法講義備忘録 (自筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/11と鉛筆書
 A5a/11は2冊あり、背表紙の標題からは両者を区別することができない。そこで、編者の判断で本冊子名を「民法講義備忘録一」とした
 本冊の版型は25.5cm×17cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法講義備忘録一／第一編総則／第四編親族	12行青罫紙 (うち表・裏表紙2枚) 12行赤罫紙	74枚 8枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：21513 2枚目欄外に「甲」とある 第1編権利総論 第1章自然人／法人 第2章内国人／外国人 第3章親属／姻属 第4章有能力／無能力 冒頭にBaudry-Lacantinerie, Précis de droit civil; Dernburg, Lehrbuch des preussischen Privatrechtsと記載されている
2	民法講義備忘録／第四編親族	12行青罫紙 (うち表・裏表紙2枚)	106枚	欄外に「乙」とある 第4編親族 第2章戸主及ヒ家族 第3章婚姻 第4章親子 第5章親権 第6章後見

11 民法講義備忘録二 (A5a/11)

題簽に「民法講義備忘録(自筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/11と鉛筆書
 第2部門10と区別するために、編者の判断で本冊子名を
 「民法講義備忘録二」とした
 本冊の形状は25cm×17cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法講義備忘録／第一編総則／第二編物権	12行青罫紙	50枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：21514 表紙欄外に朱にて「丙」とある 2枚目冒頭に「民法講義(於学習院)／梅謙次郎」とある 緒論 第1章法律ノ定義 第2章法律ノ類別 法例 第1章法律ノ公布 第2章法律ヲ適用スヘキ時 第3章法律ヲ適用スヘキ事件 第4章合意ヲ以テ犯スヘカラサル法律 第5章法律不備ノ場合 民法 財産編 総則 第1部物権 第1章所有権 第2章用益権／使用権／居住権 第3章賃貸借／永借権／地上権 占有および時効の説明の一部が続いている
2	民法講義備忘録／第三編債権／第四編担保／第五編親族／第六編相続	白用紙(表紙) 12行赤罫紙	1枚 69枚	表紙右上に「丁」とある 第3編債権 第1章総則 第2章契約(第14節は賭事) 第3章事務管理 第4章不当利得 第5章不法行為 第4編担保 第1章留置権 第2章先取特権 第3章質権 第4章抵当権 第5編親族、第6編相続は目次だけであり、明治民法第4編、第5編の章立と同じ

番号	標題	用紙	数量	備考
3	民法講義備忘録／第一編総則（法人以下）／第二編物権／第三編債権／第四編親族／第五編相続	厚紙（表・裏表紙） 12行赤罫紙	2枚 43枚	中扉に「民法講義備忘録／第一編総則（法人以下）／第二編物権」とある 明治民法の条文に即した項目のメモ ただし、第2編物権は入会権までで、その後は第3編債権、第4編担保、第5編親族、第6編相続となっている
4	民法講義備忘録二／第一編総則 住所以下／第二編物権	12行青罫紙 12行赤罫紙	14枚 2枚	第1編総則 第3款住所 第4款失踪 第2節法人 第2章物 第3章法律行為（総則なし） 第4章期間 第5章時効 第2編物権 第1章総則 第2章占有 第3章所有権 第4章地役
5	民法講義備忘録 第五編相続	12行青罫紙 学士会12行 青罫紙	23枚 2枚	第5編相続 第1章総則 我邦沿革、民事慣例類集、現行法、 法典、外国ノ例 第2節承認（以下用紙は学士会） 第3節放棄 第5章相続人ノ曠缺 第6章遺言 第7章置留分

12 和解法原稿 (A5a/13)

題簽に「和解法原稿(自筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」(日付を二、十、十八と鉛筆で訂正)の各角印、A5a/13と鉛筆書
 登録番号：12341(別の番号が打たれているが、判読不能)
 本冊の版型は24.5cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	和解法	斯馨館赤マス目 12行青罫紙 「大阪攻法会 原稿用」13行赤	56枚 136枚 11枚	「ドクトェール、アン、ドロワー／梅謙次郎著」 『日本民法和解論』の原稿(本書については 岡＝江戸151頁注(8)～(11)参照) 末尾に目次、正誤一覧あり

13 民法債権担保編原稿 (A5a/14)

題簽に「民法債権担保編原稿(自筆)」と墨書

表・裏表紙裏打は白用紙

表表紙裏に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅

謙次郎氏寄贈」の各角印、A5a/14と鉛筆書

登録番号：13337

本冊の版型は24cm×16cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法債権担保論 卷之一	12行茶マス目 茶罫紙断簡 青罫紙断簡	201枚 1枚 1枚	『民法債権担保論卷之一』第1冊(明治25年)、 第2冊(明治26年、ともに六法講究会)の原 稿

14 商法義解原稿 (A5a/15)

題簽に「商法義解原稿(自筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/15と鉛筆書
 本冊の版型は24cm×16.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	商法義解原稿卷之一	厚紙(表紙) 12行茶マス目	1枚 212枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：13338 1枚目冒頭に「梅氏蔵書」印 梅謙次郎／本野一郎合著『日本商法義解卷之一』(金蘭社、第1冊は明治23年10月29日、第2冊は同年12月19日、第3冊は24年3月25日、第4冊は同年6月25日出版)の原稿 第2冊～第4冊の目録、第1冊～第3冊分の正誤がある
2	商法義解卷之二	12行茶マス目 (半紙1枚を含む)	113枚	梅謙次郎／本野一郎合著(第2冊は梅の単著)『日本商法義解卷之二』(金蘭社、第1冊は明治25年1月9日、第2冊は26年3月16日出版)の原稿 本文書は第130項の途中で終わっている。末尾に第1冊と第2冊の目録、卷之一第4冊、卷之二第1冊と『再版商法義解卷之一』(明治25年10月1日出版)の正誤がある

15 会社法綱要原稿 (A5a/16)

題簽に「会社法綱要原稿 (自筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/16と鉛筆書
 本冊の版型は24cm×16cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	会社法綱要原稿	厚紙 (表紙) 12行茶マス目	1枚 101枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：16987 前付冒頭に「梅氏蔵書」印 前付の内容は、「会社法綱要自序」、第1冊目次、正誤表、奥付著者印のひな型 『会社法綱要／第一冊』（六法講究会、明治27年）の原稿 本文書は123項で終わっているが、上掲書では124項の冒頭部分まで印刷されている

16 仏国売買法原稿 (A5a/17)

題簽に「仏国売買法原稿（加筆）」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/17と鉛筆書
 本冊の版型は24cm×16.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	仏国売買法	12行茶マス目 時習社12行 赤マス目 12行赤マス目 12行青罫紙 12行青マス目	合計 435枚	1枚目に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：14180 「仏国売買法(ドクトエール、アン、ドロワー梅謙次郎著)」の原稿(他筆)に、朱で加筆訂正したもの(標題中「日本」に訂正し、かつ「付交換法」を補充) 『日本売買法・全』(八尾書店、明治24年)の原稿(丁合が乱れている) なお、梅には、「仏国売買法講義」(中央法学会雑誌第43号[明治20年1月]以下に連載)およびその合本版『売買法講義 全』がある

17 仏民法特権書入篇 (A5a/18)

題簽に「仏民法特権書入篇 (自筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/18と鉛筆書
 本冊の版型は24cm×16.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	仏民法特権書入篇 卷之壹	白用紙 (表・裏 表紙) 12行青罫紙 司法省 13行茶罫紙	2枚 90枚 6枚	表表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表表紙裏に登録番号：16212 明治義塾での講義原稿 第1講 (明治17年9月12日) から第30講 (明治18年3月26日) の途中まで なお、本講義の第29講途中までは「法学講義筆記 (後に「法律講義録」と改題。岡＝江戸144頁注(4)参照) に掲載された。法政大学図書館はこの講義録の合本版(『仏民法講義特権之部』[標題は手書]) を所蔵している
2	法律大意	12行青罫紙	13枚	東京盟友会での講義原稿 第1回 (明治17年11月23日) から第3回 (明治18年2月1日) まで 第1回冒頭欄外に「於明治義塾講義／第一回／明治十八年三月二十一日」、同じく第3回冒頭欄外に「第二回／明治十八年四月十八日」と朱書 本文書は前掲No. 1 の第25講と第26講の間に綴られている
3	再講仏民法特権書入 篇講義	12行青罫紙	5枚	東京専門学校での講義原稿 第1回 (明治18年9月16日) と第2回 (明治18年10月16日) の途中まで
4	証拠法	12行青罫紙	38枚	標題を朱で「日本民法証拠編講義」とし、さらに梅の肩書を「日仏法律博士／大学教授／本校学監」と加筆

18 民法商法講義備忘録 (A5a/19)

題簽に「民法商法講義備忘録（自筆並加筆）」と墨書
表・裏表紙裏打は白用紙
表表紙裏にA5a/19と鉛筆書
本冊の版型は24cm×16.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1		12行青罫紙	22枚	1枚目に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：1200 親族相続に関する各県の伺とそれについての指令など（明治5年～18年、22年～25年）
2	融通講ニ関スル判決例	法典調査会 13行茶罫紙	4枚	明治17年3月から同28年5月東京控訴裁判所および同控訴院判決58件、明治13年6月から同24年10月までの大審院判決14件（以上いずれも論点ないし争点のみ簡条書） 『民法起草材料一』（第1部門7）No.5に類似しているが（本文書は自筆）、内容は重複していない これらの判決については、『商法起草材料四』（第1部門4）、『商法起草材料五』（第1部門5）、『民法起草材料五』（第1部門11）参照
3	商法講義備忘録	厚紙（表紙） 12行青罫紙	1枚 66枚	明治23年商法に関するもの 朱による書き込みが多い
4	総則篇	15行青色罫紙	5枚	標題および「総則篇／目次」とのみ記載
5	新民法第一編講義	13行青罫紙 15行青罫紙	合計 86枚	朱・黒による加筆訂正あり 「法律行為」から「時効」までの講義筆記 期間、時効については、二種類の筆記がある 本文書と後掲No.6との間に12行青罫紙1枚
6	保証の話（承前）	速記社ルビ行間 付8行青罫紙	34枚	論文名、署名の記入箇所は茶罫紙で継紙されている 東洋学芸雑誌第22巻第282号、第284号（明治38年）に掲載されたものの後半の原稿（東京帝国大学講談会での講演筆記） 赤で加筆訂正されている 本文書と後掲No.7との間に12行青罫紙1枚

番号	標題	用紙	数量	備考
7	会社法ノ話	速記社ルビ行間 付8行青罫紙	23枚	「明治二十四年四月十八日大学通俗講談会ニ於テ／法科大学教授梅謙次郎講演」とあり 朱による加筆訂正 後掲No.8とともに、東洋学芸雑誌第118号、119号（明治24年）に掲載されたものの原稿
8	会社法ノ話（前号ノ続）	速記社ルビ行間 付8行青罫紙	15枚	前掲No.7の続き
9	会社法講義	12行青マス目	10枚	梅の講義の第1回（明治26年3月16日） 丹羽瀧男筆記 朱による加筆訂正 末尾の文章が欠けている 標記の講義は『改正商法講義』（明法堂／有斐閣、明治26年）中の一部
10	商法修正要領講義備忘録	厚紙（表紙） 12行赤罫紙	1枚 11枚	この備忘録（項目のみ）に基づく講義は『商法修正要領』（和仏法律学校、明治32年度講義録）として刊行 なお、上掲書（末尾は第9章会社となっているが、合名会社まで収録）は、もとは和仏法律学校講義録第2部第6号（明治32年）以下に連載された。備忘録では外国会社／罰則まで記載されている

19 新法典講義原稿 (A5a/20)

題簽に「新法典講義原稿(加筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅
 謙次郎氏寄贈」の各角印、A5a/20と鉛筆書
 本冊の各文書は他人筆に梅が朱で加筆
 本冊の版型は24cm×16.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	新法典講義筆記 第一回	11行青罫紙	28枚	1枚目に登録番号：11789 速記社会員速記(明治25年7月5日/本所区 公民会の記載が抹消されている) 法例について
2	法典講義/第二回	11行青罫紙 12行青罫紙	11枚 26枚	標題は朱で加筆され、「新法典講義筆記」とな る 築轍/吉木竹次郎速記(明治25年7月20日/ 本所区公民会の記載が抹消されている) 商取引について
3	商法講義/第三回	12行青罫紙	30枚	標題は朱で抹消されて、「新法典講義筆記」に 書き換えられている 明治25年8月5日/非売品/本所区公民会 と朱で書かれた表紙が末尾にある 築轍速記 商業登記簿および商号について
4	新法典講義筆記 第四回	12行赤罫紙	21枚	明治25年8月20日、加藤由太郎速記 商業帳簿について
5	新法典講義筆記 第四回	10行青罫紙	36枚	築轍速記 所有権について 標題は第5回の誤記
6	新法典講義筆記 第六回	13行青罫紙 12行青罫紙	27枚 7枚	明治25年9月20日、加藤由太郎速記 占有について
7	新法典講義筆記 第四回/第五回/第六 回	12行赤罫紙	1枚	明治25年8月20日/非売品/本所区公民会と 朱書 第4回~第6回の表紙

番号	標題	用紙	数量	備考
8	新法典講義筆記 第七回	10行青罫紙	1枚	明治25年10月6日／非売品／本所区公民会と墨書 第7回の表紙
9	新法典講義筆記 第七回／第八回	15行青罫紙 10行青罫紙	37枚 69枚	明治25年10月6日／明治25年10月20日／本所区公民会と墨書 欄外に「七、八回合本ナリ」と墨書 第7回／築轍速記／占有の続き 第8回／加藤由太郎速記／契約について 第8回の後半部分は第7回の前に綴られている
10	新法典講義筆記 第九回	速記社ルビ行間 付8行青罫紙	47枚	明治25年11月6日、築轍速記 契約についての続き
11	新法典講義筆記 第十回	白用紙	32枚	明治25年11月20日、加藤由太郎速記 契約についての続き（未完）

20 民法講義原稿 (A5a/21)

題簽に「民法講義原稿(加筆)」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/21と鉛筆書
 本冊の版型は24cm×16.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民法講義原稿	厚紙(表紙)	1枚	表紙に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 表紙裏に登録番号：16965 『民法講義』(帝国教育会編纂、明法堂/同文館、明治34年)の原稿
1-1	民法講義自序	14行青マス目	1枚	
1-2	民法	10行青罫紙	472枚	講義の順序は、第1編総則、第2編親族、第3編財産第1章物権、第2章債権、第3章担保、第4編相続となっている
1-3	法学博士梅謙次郎先生 小伝	「同文館原稿用紙」25行青マス目	10枚	
1-4	民法講義目次	14行赤マス目	8枚	

21 清国留学生法学通論及民法講義備忘録 (A5a/23)

題簽に「清国留学生法学通論及民法講義備忘録（自筆）」
と墨書

表・裏表紙裏打は白用紙

表表紙裏にA5a/23と鉛筆書

本冊の版型は28.5cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	清国留学生法政速成科 法学通論及民法講義 目次	10行青罫紙 (うち表・裏 表紙2枚)	45枚	表表紙に登録番号：4621
2	清国留学生法政速成科 法学通論及民法講義 目次	12行赤罫紙	4枚	説明が付された講義用メモ 項目は次のとおり 第1部法学通論 第1章法律ノ定義 第2章法律ト国トノ関係 第3章法律ト道德トノ関係 第4章法律ト政治トノ関係 第5章法律ト經濟トノ関係 第6章法律ハ学ナルヤ術ナルヤ 第7章「法律」ナル語ノ意義 第8章法律ノ分類 第9章法律及義務 第10章法律ト慣習トノ関係 第11章法律ノ解釈 第12章時期ニ関スル法律ノ効力 第13章土地ニ関スル法律ノ効力 第2部民法 緒論 第1編総則 第1章私権ノ主体 第2章私権ノ客体 第3章私権ノ得喪 第2編財産 緒論(殊ニ占有及ヒ共有ニ関スル事項) 第1章物権 第2章債権 第1節総則 第2節契約 第3節事務管理 第4節不当利得 第5節不法行為 第3章担保

番号	標題	用紙	数量	備考
3	法政速成科法学通論及 民法講義備忘録	厚紙（絵柄 付表紙） 12行赤罫紙 12行青罫紙	1枚 61枚 16枚	1枚目に「清国留学生法政速成科法学通論及 民法講義（三十七年五月起）」とある
3-1	第二百二十八号／八月十 四日（輪郭付）	12行青マス目	1枚	明治8年太政官布告（人身書入の禁止） No.3の文書中に資料として挿入されている 以下No.3-12まで同じ
3-2	華族令／明治十七年七 月宮内省達	12行青マス目	3枚	明治27年6月30日宮内省達甲第2号により8 箇条追加されたものを含む全文
3-3	華族世襲財産法 明治十九年四月／勅令 第三十四号	12行青マス目	4枚	
3-4	海軍軍人結婚条例	12行青マス目	1枚	
3-5	陸軍武官結婚条例	12行青マス目	4枚	
3-6	官吏服務規律 明治二十年七月勅令第 三十九号	12行青マス目	3枚	
3-7		12行青マス目	2枚	「官吏商業区分」（明治8年4月23日太政官達 第65号）、「官吏会社ノ株主トナルヲ得ルノ区 分」（明治14年5月6日太政官第37号）、「各庁 執務時間」（明治29年11月閣令第6号）の写し
3-8	水難救護法 明治三十二年二月法律 第九十五号	12行青マス目	3枚	明治33年法律第60号で改正された標題法律の 抜粋（第24条～第30条、第35、第35条ノ2）
3-9	国有林野法 明治三十二年三月法律 第八十五号	12行青マス目	1枚	標記法律の抜粋（第19条～第23条）

番号	標題	用紙	数量	備考
3-10	部分木仕付条例 明治十一年三月内務省 布達甲第四号	12行青マス目	1枚	標記法律の抜粋（第1条、第2条）
3-11	部分木仕付出願ノ者心 得方ノ明治十一年六月 内務省布達甲第十四号	12行青マス目	1枚	
3-12	部分木仕付条例頒布ノ 趣意告諭ノ件 明治十一年三月内務省 達乙第二十七号	12行青マス目	1枚	
4	明治三十九年十一月起 清国留学生補修科講義 備忘録	厚紙（表紙） 12行青罫紙	1枚 29枚	本文書には、資料として後掲No. 4-1、No. 4-2 が挿入されている
4-1	内務省日誌ノ明治九年 第二十二号	茶罫紙断簡	1枚	明治8年5月9日付石川県伺に対する指令 （明治9年4月7日付ノ婚姻後の女性の姓）
4-2	明治十年第五十号布告 （七月七日輪郭付）	白用紙	1枚	太政官布告（諸証書の代書の方法）

22 意見書類 (A5a/29)

題簽に「意見書類」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 遊び紙(白用紙1枚)の裏にA5a/29と鉛筆書
 本冊の版型は27cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	意見書類 目次	12行青罫紙	2枚	1枚目に「梅氏蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11794
2	東京鉄道買収ニ関スル 意見	小型白用紙 入紙で形状統一	11枚	8つの問に対する回答(ただし、問の内容は不明)
3	意見書	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	3枚	1. 仲買人ノ合資会社 2. 取引所外ノ市場 3. 直取引ノ流弊
4	保険ニ関スル意見	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	2枚	4項目の問答
5	資本減少ノ方法ニ関ス ル意見	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	2枚	
6	第一回払込前ト雖モ定 期總會ヲ開クヘキ意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	2枚	
7	旧株ノ払込金額ヲ新株 ノ払込ニ充ツルコトヲ 得ルヤ否ヤニ関スル意 見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	5枚	朱による加筆、本文書後半3枚余が朱で抹消されている 本文書は後掲No.8を推敲したもの
8	取引所ニ於テ旧株ノ払 込金額ヲ新株ノ払込ニ 充ツルコトヲ得ルヤ否 ヤニ関スル意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	5枚	

番号	標題	用紙	数量	備考
9	商業會議所条例第四条ノ解釈ニ関スル意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	3枚	
10	福岡県山門、三潞両郡対同県八女郡訴訟事件ニ関スル意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	3枚	
11	長崎県令第九号石炭業組合規則ニ関スル意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	3枚	
12	松平家旧塩田ニ関スル意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	3枚	
13	松平家御訴訟ニ関スル意見	小型12行 茶マス目 入紙で形状統一	1枚	
14	足尾銅山鉍毒問題	10行茶罫紙	4枚	私法問題13項目と公法問題5項目に分けて意見を述べる この問題に関する質問の文書は『法律(雑)』(第4部門3) No.41である
15	立花家対禊教事件ニ関スル意見	10行茶罫紙	1枚	
16	石川島造船所ト浦賀船渠会社トノ合併ニ関スル意見	10行茶罫紙	4枚	
17	解散後ノ会社ノ株式ニ対スル質権者ノ権利ニ関スル意見	10行茶罫紙	3枚	
18	建議書	10行青罫紙	4枚	明治38年司法大臣宛 目次(前掲No.1)によれば「判検事登用試験規則及ヒ弁護士試験規則改正ニ関スル意見」とある

番号	標題	用紙	数量	備考
19	家族ノ入夫婚姻ニ関スル意見	10行青罫紙	4枚	朱、墨による加除あり
20	入会権ニ関スル意見	10行青罫紙	6枚	
21	電気事業ニ関スル研究事項解答	10行青罫紙	4枚	10項目について解答の下書き 解答第5から第10については清書（他筆）がある
22	電気事業ニ関スル調査条項解答	10行青罫紙	3枚	
23	株式会社ノ資本増加ニ関スル意見	10行青罫紙	6枚	梅の没後「株式会社ノ資本増加ト新株ノ成立」の標題で法学志林第23巻第1号（大正10年）に掲載されたものの原稿
24	日本鉄道株式会社ノ清算ニ関スル意見	10行青罫紙 日本鉄道株式会社10行青罫紙	2枚 1枚	質問付（他筆）
25	株主カ金錢以外ノ出資ヲナス場合ニ関スル卑見	10行青罫紙	4枚	
27	伝票ニ関スル意見	10行青罫紙	4枚	
28	本年勅令第百八十五号ノ適用ニ関スル意見	10行青罫紙	2枚	
29	意見書	10行青罫紙	4枚	目次（前掲No.1）には「不動産登記及ヒ銀行法第二十条、第二十四条ニ関スル意見」となっている 第1問の末尾から第3問の途中までの清書（他筆）がある
30	意見書	10行青罫紙	6枚	鉄道会社の法的問題について 後掲No.31と一部共通する内容

番号	標題	用紙	数量	備考
31	鉄道国有法第五条ノ適用ニ関スル意見	10行青罫紙	4枚	
32	抵当権ノ実行ニ関スル意見	10行青罫紙	4枚	
33	意見書	10行青罫紙	6枚	加筆、削除あり 目次（前掲No.1）には「日本勸業銀行法第三十二条ニ関スル意見」とある
34	抵当権設定ニ関スル意見	10行青罫紙	2枚	
35	仮登記ニ関スル意見	10行青罫紙	5枚	

23 最近判例批評一 (A7a/38)

表紙はマイクロフィルム撮影時(1989年)の解体により
改装

元表紙(化粧ボール紙)裏にA5a/38と鉛筆書(元の背表
紙にも同様の図書ラベルが貼られている)

遊び紙(白用紙)1枚

本冊および次の『最近判例批評二』(第2部門24)は、法
学志林第12号(明治33年)以下に書かれた判例批評の原
稿であり、後に整理編集され明治39年発行の『最近判例
批評(完)』(法政大学発行)、および明治42年発行の『最
近判例批評 続編』(法政大学発行)となり、同年以上2
冊が合本されて『最近判例批評 全』(法政大学発行)、
平成7年に『最近判例批評〔復刻版〕』(新青出版発行)
となった

以下備考欄では、各判決を復刻版の編別を記号化して示
している。本目録204頁の別表の説明参照

この編別記号と文書中の原稿の対応関係は205頁の別表
で示した

本冊の版型は28cm×20.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	序	不動産法調査会 小型12行青罫紙 入紙で形状統一	4枚	1枚目に「梅氏蔵書」、「法政大図書」、「昭和 四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：22365 上記説明欄の『最近判例批評(完)』の序の原 稿
2	最近判例批評其一	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	11枚	1丁7、1乙10
3	最近判例批評其二	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	1甲1、2乙5
4	最近判例批評其三	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	7枚	2丁6、2丁20
5	最近判例批評其四	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	9枚	1丙18、2丁7、3・1、1甲2

番号	標題	用紙	数量	備考
6	最近判例批評其五	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	4枚	1乙8
7	最近判例批評其六	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	7枚	1乙4、1丙10
8	最近判例批評其七	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	9枚	2丁9（本文書で判決日付が明治35年9月29日となっているのは誤りであり、同年9月25日が正しい）、1丙17、1丁2
9	最近判例批評其八	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	5枚	1甲4、2丁21 欄外「印刷後返却ヲ乞フ、ボアッソナード氏論文モ同様」と加筆あり
10	最近判例批評其九	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	6枚	2丙2、2乙6、2乙8
11	最近判例批評其十	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	5枚	1丁11、2丁18、2丁8
12	最近判例批評其十一	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	10枚	1乙13、1丙15
13	最近判例批評其十二	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	7枚	1丙12、2乙3（本文書で判決日付が明治36年2月4日となっているのは誤りであり、同年2月6日が正しい）、2丁10(末尾に補記があるが、この部分は復刻版には印刷されていない)、1甲3
14	最近判例批評其十三	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	1丁6、2乙2
15	最近判例批評其十四	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	10枚	1乙1、1丁3、2乙9、1丙13、1丙3

番号	標題	用紙	数量	備考
16	最近判例批評其十五	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	10枚	2乙11、1乙6、1丁10
17	最近判例批評其十六	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	2乙1、2甲2、3・4
18	最近判例批評其十七	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	12枚	2丁11、1丁9
19	最近判例批評其十八	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	10枚	1丁4、2乙4、2丁12、2丁3
20	最近判例批評其十九	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	9枚	1丙4、1丁5、2乙12
21	最近判例批評其二十	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	9枚	1丁13、2丁13、1乙7
22	最近判例批評其二十一	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	7枚	1乙11、1乙12、2丁2
23	最近判例批評其二十二	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	5枚	1戊2、1丙8
24	「借財」ノ意義ニ関シ志 方鍛君ニ答フ	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	
25	最近判例批評其二十三	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	12枚	2丁1、3・3、1丙5

番号	標題	用紙	数量	備考
26	最近判例批評二三	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	5枚	2丁17、1乙14、2乙7
27	最近判例批評其二十四	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	3枚	1丙14、2丁14、1丙16
28	最近判例批評其二十五	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	12枚	1乙2、1丙9、1丙1、1乙3、2丁19 欄外加筆：「予ハ近来主トシテ言文一致体ニ テ文章ヲ書クコトニシタノデアアルガ、世間デ ハ往往誤ッテ口述筆記ダト思フ人モアルヤウ デアアルカラ、茲ニ其然ラザルコトヲ言明シテ 責ノ帰スル所ヲ明カニシテ置クノデアアル」
29	最近判例批評其二十七	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	4枚	2丙1、1丁8
30	最近判例批評其二十八	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	5枚	2丁16、2乙10
31	最近判例批評其二十九	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	1丁1、1丙2、1丙6
32	露国商船ノ拿捕免除ニ 関スル勅令ヲ論ス（其 一）	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	法学博士秋山雅之介の署名 朱書「混入」の付箋あり 法学志林第7巻第6号（明治38年）に掲載さ れたものの原稿
33	最近判例批評其三十	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	7枚	2丁15、2甲1、1甲6
34	最近判例批評其三十一	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	10枚	1丁12、1丙7、1戊1、1丙11

番号	標題	用紙	数量	備考
35	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	6枚	補遺1（上記複製版に補遺として明治42年以降に志林に掲載された20件の判例批評が収録されている）、補遺2
36	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	7枚	補遺3、補遺4
37	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	9枚	補遺5、補遺6
38	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	6枚	続1丙11、続1戊1、続3甲1
39	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	3・2、1甲5
40	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	8枚	続1丙1、続2乙1
41	共有物ノ競売ニ関スル 判例ヲ讀ム	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	4枚	1乙5
42	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	5枚	続3丙1、続2甲1
43	最近判例批評	「法政大学原稿 用紙」 14行赤マス目	4枚	補遺14、補遺15

番号	標題	用紙	数量	備考
44	最近判例批評	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤 (末尾1枚無記 載)	5枚	続1巳1、続2丙1、続1甲5
45	批評／民法第三百七十 四条ハ遅延利息ニモ適 用スヘキモノナルヤ否 ヤ	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	7枚	1乙9
46	再ビ手形ノ振出地ニ関 スル新判例ニ就テ	「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行緑	8枚	2丁5

24 最近判例批評二 (A7a/38)

表表紙（化粧ボール紙）の裏にA5a/38と鉛筆書（背表紙に同様の図書ラベルが貼られている）

遊び紙（厚紙）2枚

本冊の内容については『最近判例批評一』（第2部門23）の説明参照

本冊の版型は31cm×21cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	最近判例批評続編序	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	2枚	1枚目に「梅氏蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：22366
2	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	6枚	補遺16、補遺17
3	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	6枚	補遺12、補遺13
4	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	4枚	補遺7、補遺8
5	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	11枚	補遺9、補遺10、補遺11
6	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	5枚	補遺18、補遺19、補遺20
7	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	5枚	続1甲1、続1甲3

番号	標題	用紙	数量	備考
8	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	8枚	続1乙3、続1丁5、続1丙10
9	最近判例批評	小型白用紙 入紙で形状統一	8枚	続2甲5、続2乙2、続1甲8、続1丙5、 続1乙4、続1庚1、続1庚2、続1丙8
10	最近判例批評	「法政大学原稿紙用」13行赤 「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	17枚 2枚	「此处へ別紙ノ(ニ)ヲ挿入セヨ」とある（前掲 No.9の続2乙2を指す）、続1甲4、続1乙1、 続1丙9
11	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	9枚	続1丙2、続1丁4
12	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	6枚	続1丙7、続3丙2
13	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目 白用紙	6枚 1枚	続1乙6、続1甲6
14	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	4枚	続3丁1、続3乙1
15	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目 白用紙	11枚 1枚	続1甲7、続1丙6、続1丙3、続1丁2
16	最近判例批評	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	6枚	続1甲2、続1丙4

[別表] 復刻版編別記号・文書番号対照表

次頁の表は『最近判例批評〔復刻版〕』目次と梅文書番号との対照表である。

記号の説明

(1) 「1甲1、1/3」

1甲1は復刻版正編第1編民法甲総則1の判決を表わし、1/3は『最近判例批評一』（第2部門23）No.3を表わす

「続1甲1、2/7」

続1甲1は復刻版続編第1編民法甲総則1の判決を表わし、2/7は『最近判例批評二』（第2部門24）No.7を表わす

「補遺1、1/35」

補遺1は復刻版ではじめて収録された「最近判例批評」の番号1の判決を表わし、1/35は『最近判例批評一』（第2部門23）No.35を表わす

(2) 表中空欄の箇所は該当原稿がないことを表わす

【正編】 法学志林 第12号 (明治33年)～第7卷第9号 (明治38年)

1甲1	1/3	1丙5	1/25	1丁11	1/11	2丁4	
1甲2	1/5	1丙6	1/31	1丁12	1/34	2丁5	1/46
1甲3	1/13	1丙7	1/34	1丁13	1/21	2丁6	1/4
1甲4	1/9	1丙8	1/23	1戊1	1/34	2丁7	1/5
1甲5	1/39	1丙9	1/28	1戊2	1/23	2丁8	1/11
1甲6	1/33	1丙10	1/7	2甲1	1/33	2丁9	1/8
1乙1	1/15	1丙11	1/34	2甲2	1/17	2丁10	1/13
1乙2	1/28	1丙12	1/13	2乙1	1/17	2丁11	1/18
1乙3	1/28	1丙13	1/15	2乙2	1/14	2丁12	1/19
1乙4	1/7	1丙14	1/27	2乙3	1/13	2丁13	1/21
1乙5	1/41	1丙15	1/12	2乙4	1/19	2丁14	1/27
1乙6	1/16	1丙16	1/27	2乙5	1/3	2丁15	1/33
1乙7	1/21	1丙17	1/8	2乙6	1/10	2丁16	1/30
1乙8	1/6	1丙18	1/5	2乙7	1/26	2丁17	1/26
1乙9	1/45	1丁1	1/31	2乙8	1/10	2丁18	1/11
1乙10	1/2	1丁2	1/8	2乙9	1/15	2丁19	1/28
1乙11	1/22	1丁3	1/15	2乙10	1/30	2丁20	1/4
1乙12	1/22	1丁4	1/19	2乙11	1/16	2丁21	1/9
1乙13	1/12	1丁5	1/20	2乙12	1/20	3・1	1/5
1乙14	1/26	1丁6	1/14	2丙1	1/29	3・2	1/39
1丙1	1/28	1丁7	1/2	2丙2	1/10	3・3	1/25
1丙2	1/31	1丁8	1/29	2丁1	1/25	3・4	1/17
1丙3	1/15	1丁9	1/18	2丁2	1/22		
1丙4	1/20	1丁10	1/16	2丁3	1/19		

【続編】 法学志林 第8卷第1号 (明治39年)～第10卷第11号 (明治41年)

続1甲1	2/7	続1乙5		続1丙11	1/38	続2甲3	
続1甲2	2/16	続1乙6	2/13	続1丁1		続2甲4	
続1甲3	2/7	続1丙1	1/40	続1丁2	2/15	続2甲5	2/9
続1甲4	2/10	続1丙2	2/11	続1丁3		続2乙1	1/40
続1甲5	1/44	続1丙3	2/15	続1丁4	2/11	続2乙2	2/9
続1甲6	2/13	続1丙4	2/16	続1丁5	2/8	続2丙1	1/44
続1甲7	2/15	続1丙5	2/9	続1戊1	1/38	続3甲1	1/38
続1甲8	2/9	続1丙6	2/15	続1巳1	1/44	続3乙1	2/14
続1乙1	2/10	続1丙7	2/12	続1庚1	2/9	続3丙1	1/42
続1乙2		続1丙8	2/9	続1庚2	2/9	続3丙2	2/12
続1乙3	2/8	続1丙9	2/10	続2甲1	1/42	続3丁1	2/14
続1乙4	2/9	続1丙10	2/8	続2甲2			

【補遺】 法学志林 第11卷第1号 (明治42年)～第12卷第5号 (明治43年)

補遺1	1/35	補遺6	1/37	補遺11	2/5	補遺16	2/2
補遺2	1/35	補遺7	2/4	補遺12	2/3	補遺17	2/2
補遺3	1/36	補遺8	2/4	補遺13	2/3	補遺18	2/6
補遺4	1/36	補遺9	2/5	補遺14	1/43	補遺19	2/6
補遺5	1/37	補遺10	2/5	補遺15	1/43	補遺20	2/6

第 3 部門

韓国立法起案関係文書

1 韓国立法事業担任当時ニ於ケル起案書類 (A5a/25)

題簽に「韓国立法事業担任当時ニ於ケル起案書類」と墨書

表・裏表紙裏打は白用紙

遊び紙（白用紙1枚）の裏面にA5a/25と鉛筆書

本冊の版型は27.5cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	韓国立法事業担任当時ニ於ケル起案書類 目次	12行青罫紙	3枚	1枚目に「梅氏蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11790 本目次は9つに区分されている 本文書と後掲No.2との間に目次区分1の12行青罫紙1枚
2	調査事項	統監府 10行赤罫紙	2枚	目次（前掲No.1）によれば「土地建物慣習調査事項」となっている 各項目に説明を付して印刷されたものが『調査事項説明書』（岡＝江戸199頁注(5)参照）である（後者では1項減って10項目となっている）
3	諮詢案	不動産法調査会 13行赤罫紙	3枚	前掲No.2の回答に対する質問事項案 本文書と後掲No.4との間に目次区分2の12行青罫紙1枚
4	法律第 号／土地、 建物ノ売買、交換、讓 与、典當ニ関スル法律	不動産法調査会 13行赤罫紙	5枚	標記法律案の草稿
5		不動産法調査会 10行赤罫紙	3枚	第2条（「前条ノ場合ニ於テハ申請者ハ手数料トシテ土地又ハ建物ノ価額ノ千分ノ二ニ相当スル金額ヲ納ムヘシ但シ其最低額ヲ一円トス」）、第4条、第5条案（土地建物所有権証明規則施行細則）
6		不動産法調査会 10行赤罫紙	1枚	土地建物証明規則に第3条第2項を付加する 草案

番号	標題	用紙	数量	備考
7		不動産法調査会 10行赤罫紙	2枚	土地建物証明規則施行細則改正案
8	府令／土地建物所有権 証明規則	謄写版	1枚	冒頭に㊦、「不動産法調査会」の各朱印あり
9	勅令／土地建物所有権 証明規則	謄写版	1枚	
10	法部令／土地建物所有 権証明規則施行細則	謄写版	5枚	本文書と後掲No.11との間に目次区分3の12行 青罫紙1枚
11	今後制定ヲ要スル法律	不動産法調査会 10行赤罫紙	1枚	刑法、民法、戸籍法、弁護士法、土地収用法 が挙げられている 民法以外は名称のみ記載
12		不動産法調査会 10行赤罫紙	1枚	婚姻年齢を男満17歳、女満15歳とする案
13	不動産法要旨	和紙巻紙 (18cm×155cm)	1枚	12行青罫紙に折込貼付 不動産法制定のための21項目 本文書と後掲No.14との間に目次区分4の12行 青罫紙1枚
14	地券家券法	不動産法調査会 10行赤罫紙	30枚	標記法律の草案
15	地券、家券発行ノ順序	不動産法調査会 10行赤罫紙	2枚	欄外に梅の認丸印 本文書と後掲No.16との間に目次区分5の12行 青罫紙1枚
16	裁判所改良意見要旨	和紙巻紙 (18cm×29cm)	1枚	12行青罫紙に貼付
17	裁判所ノ構成	和紙巻紙 (18cm×126cm)	1枚	12行青罫紙に折込貼付

番号	標題	用紙	数量	備考
18	司法権委任協約ノ実施 ニ関スル卑見	法典調査局 10行赤罫紙	5枚	
19	韓国ニ於ケル裁判制度 改正ニ関スル卑見	不動産法調査会 10行赤罫紙	7枚	
20	韓国ノ典当	10行青罫紙	5枚	法学協会雑誌第26巻10号（明治41年）に掲載されたものの原稿 本文書と後掲No.21との間に目次区分6の12行青罫紙1枚
21	法典調査局官制	不動産法調査会 10行赤罫紙	3枚	標題官制の草稿
22		不動産法調査会 10行赤罫紙	1枚	法典調査局職員案 『法律(雑)』（第4部門4）No.50に関連資料がある
23	予算備考	不動産法調査会 10行赤罫紙	1枚	法典調査局職員手当案
24	法律調査局官制	不動産法調査会 10行赤罫紙	6枚	標記官制の草稿
25	土地整理局官制	不動産法調査局 10行赤罫紙	5枚	欄外に罫、「不動産法調査会」の各朱印あり 標題官制の草稿
26	慣習調査問題	不動産法調査会 10行赤罫紙	81枚	冒頭標題記載紙欄外に目次区分7の表示あり 冒頭に凡例、日本民法典および日本商法典の章立に従った206問の質問（うち民法180問、商法26問） 末尾に正誤表がある 本文書と後掲No.27との間に目次区分8の12行青罫紙1枚
27	裁判所構成法案	不動産法調査会 10行赤罫紙	52枚	全48箇条 法案の章立は次のとおり 第1章総則、第2章区裁判所、第3章地方裁判所、第4章控訴院、第5章大審院

番号	標題	用紙	数量	備考
28	統監府裁判法案／統監府判事統監府検事任用令案／統監府判事統監府検事官等給与令案	謄写版	1枚	後掲No.28-1～No.28-3の標題
28-1	(法律案) 統監府裁判法	謄写版	12枚	
28-2	(勅令案) 統監府判事統監府検事任用令	謄写版	2枚	
28-3	(勅令案) 統監府判事統監府検事官等給与令	謄写版	4枚	末尾に前掲No.28の裏表紙(白用紙)1枚がある
29	法令案	白用紙(表・裏表紙)	2枚	後掲No.29-1～No.29-13の標題 裏表紙は後掲No.29-13の末尾にある
29-1	(法律案) 韓国ニ於ケル司法事務及監獄事務取扱ニ関スル件	謄写版	1枚	
29-2	(勅令案) 韓国人ニ対スル司法事務取扱規則	謄写版	4枚	
29-3	(勅令案) 韓国ニ於ケル監獄事務取扱規則	謄写版	1枚	
29-4	(勅令案) 統監府司法庁官制	謄写版	2枚	
29-5	(勅令案) 統監府監獄官制	謄写版	3枚	
29-6	(勅令案) 統監府裁判所書記長及統監府裁判所書記任用令	謄写版	2枚	

番号	標題	用紙	数量	備考
29-7	(勅令案) 統監府典獄統監府看守長及統監府監獄通訳生任用令	謄写版	1枚	
29-8	(勅令案) 統監府裁判所通訳官及統監府裁判所通訳生任用令	謄写版	1枚	
29-9	(勅令案) 統監府司法庁職員給与令	謄写版	1枚	
29-10	(勅令案) 統監府裁判所書記長、統監府裁判所通訳官、統監府裁判所書記及統監府裁判所通訳生官等給与令	謄写版	2枚	
29-11	(勅令案) 統監府監獄職員官等給与令	謄写版	1枚	
29-12	(勅令案) 統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓国人ニ関スル件	謄写版	4枚	
29-13	統監府裁判事務取扱規則	謄写版	10枚	<p>㊦朱印あり 標題中「裁判」が朱で「司法」と訂正されている 2枚目以下に「(勅令案) 統監府司法事務取扱規則」がある 本文書と後掲No.30との間に目次区分9の12行青罫紙1枚</p>
30		不動産法調査会 10行赤罫紙	1枚	民事訴訟法編纂に関するメモ
31		不動産法調査会 10行赤罫紙	24枚	民事訴訟法草案の修正案
32	民事訴訟法案正誤	不動産法調査会 10行赤罫紙	7枚	

2 民事訴訟法上 (A5a/33)

表紙はマイクロフィルム撮影時(1989年)の解体により
改装

表・裏表紙裏打は白用紙、遊び紙(白用紙)1枚

元表紙(化粧ボール紙)裏にA5a/33と鉛筆書(元の背表紙には同様の図書ラベルが貼られている)、4.4.25とペン書

元の背表紙の一部が破損しているが「民事」の「事」の一部が判読できるので、編者の判断で本冊子名を「民事訴訟法上」とする

本冊の版型は28cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	訴訟法／上／未定稿	不動産法調査会 10行赤罫紙 同13行赤罫紙	合計 380枚	1枚目に「梅氏蔵書」角印 登録番号：21153 韓国訴訟法のうち、第1編総則、第2編民事訴訟法第3章訴訟手続まで(第1条～第359条)の草案。自筆 目次には、第4章強制執行、第5章破産、第3編刑事訴訟と記されている 本文書は『民事訴訟法(権利執行)』(第3部門6)に続く

3 民事訴訟法案 (A5a/34)

表紙はマイクロフィルム撮影時（1989年）の解体により
改装

表・裏表紙裏打は白用紙、遊び紙（白用紙）1枚

元表紙（化粧ボール紙）裏にA5a/34と鉛筆書（元の背表紙に同様の図書ラベルが貼られている）

冊子名は、編者の判断で訂正後の文書標題名からとった
本冊の版型は28cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	訴訟法／上／未定稿	不動産法調査会 10行赤罫紙 同13行赤罫紙	合計 318枚	1枚目に「梅氏蔵書」の角印、4.4.25とい うペン書あり 登録番号：21922 標題は、朱で「民事」と「案」が書き加えら れ、さらに「上／未定稿」が朱で抹消されて いる 韓国民事訴訟法案：目次（第4編破産まであ る）、第1編総則、第2編訴訟手続、第3編強 制執行（第1条～第546条） 『民事訴訟法上』（第3部門2）、『民事訴訟法 （権利執行）』（第3部門6）の清書（他筆）に 梅が朱で加除修正したもの

4 民事訴訟法下ノ上 (A5a/35)

表・裏表紙は厚紙
 表表紙裏にA5a/35と鉛筆書(背表紙に同様の図書ラベルが貼られている)、4.4.25とペン書
 本冊の版型は24cm×16cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	(未定稿) 訴訟法下ノ上 ／破産	白用紙(表・裏表紙) 不動産法調査会 11行赤罫紙 12行青罫紙	2枚 90枚 35枚	表表紙に「梅氏蔵書」の角印 本文1枚目に登録番号：22363 標題全部が朱で抹消 韓国民事訴訟法案第4編破産(第547条～第755条) 『民事訴訟法案』(第3部門3)の続き 「訴訟法(下ノ上)」として破産の部分の目次(第3部門3の目次と同じ構成)があったが、朱で抹消されている 他筆。梅が朱で加除修正

5 民事訴訟法案（含第四編破産）（A5a/36）

表・裏表紙は化粧ボール紙
 表表紙裏にA5a/36と鉛筆書（背表紙には同様の図書ラベルが貼られている）
 本冊の背表紙には「民事訴訟法案」と書かれているが、第3部門3と区別ができないので、編者の判断で冊子名を『民事訴訟法案（含第四編破産）』とした
 本冊の版型は28cm×19.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	民事訴訟法案	不動産法調査会 10行赤罫紙	209枚	表紙に「梅氏蔵書」の角印 本文1枚目に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：22364 『民事訴訟法案』（第3部門3）および『民事訴訟法下ノ上』（第3部門4）の清書（他筆） 梅が朱で加除修正

6 民事訴訟法（権利執行） (A5a/37)

表・裏表紙は化粧ボール紙
 表表紙裏にA5a/37と鉛筆書（背表紙に同様の図書ラベルが貼られている）
 本冊の版型は28cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	第四章権利執行	不動産法調査会 10行赤罫紙	203枚	1枚目に「梅氏蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：19779 『民事訴訟法上』（第3部門2）の続き（第360条～第549条） 梅の自筆

7 民事訴訟法下ノ上 (第五章破産) (A5a/37)

表・裏表紙は化粧ボール紙

表表紙裏にA5a/37と鉛筆書

本冊の背表紙には「民事訴訟法下ノ上」と書かれているが、第3部門4と区別することができないので、編者の判断で、冊子名を『民事訴訟法下ノ上 (第五章破産)』とした

本冊の版型は28cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	第五章破産	不動産法調査会 10行赤罫紙	218枚	1枚目表に「梅氏蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 1枚目裏に登録番号：19778 韓国民事訴訟法のうち第5章破産の部分（第550条～第756条）の草案（目次付） 『民事訴訟法下ノ上』（第3部門4）の原稿（自筆）

第4部門

その他

1 東京法学校規則 (A5a/7)

冊子名は、本文書前書の後に続いて書かれたものによる
 表・裏表紙は白用紙袋綴じ
 裏表紙にA5a/7と書かれた図書ラベルが貼付されており、「東京法学校」と墨書
 遊び紙（白用紙1枚）に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印
 本冊の版型は33cm×24.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	東京法学校規則	白用紙	15枚	本文1枚目に登記番号：11999 全34箇条からなる規則 付録／第1号書式：尋常中学校卒業証書を有する者の入学願書 第2号書式：その他の者の入学願書 第3号書式：在学証書、履歴書書式 本文書前書に「本校今般帝国大学総長ノ監督ニ属セラレタルニ付左ノ如ク校則ヲ改正ス」とある

2 規程会則類 (A5a/27)

題簽に「規程会則類」と墨書
 表・裏表紙裏打は白用紙
 表表紙裏にA5a/27と鉛筆書
 遊び紙(白用紙)1枚
 本冊の版型は27.5cm×19cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	規程会則類 目次	12行青罫紙	1枚	「梅氏蔵書」、「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」の各角印 登録番号：11792
2	法典調査会	12行青罫紙	1枚	文書綴り標題
2-1		10行青罫紙	4枚	1「法典調査ノ方針」、2「起草委員ノ任命」、 3「委員会議ノ情態」、4「我民法ハ独法系ニ 属スルヤ仏法系ニ属スルヤ」 4は民法第1編から第5編までの各項目に説 明を付したもの
2-2		内閣10行茶罫紙	1枚	法典調査会規則改正(明治31年8月2日公布 勅令第182号)の草稿
2-3	調査規程	内閣10行茶罫紙	3枚	法典調査会規程(明治31年8月2日内閣令第 5号)の草稿
2-4	法典調査会委員	法典調査会13行 茶罫紙	1枚	法典調査会委員予定者リスト
2-5	条約実施準備委員会	法典調査会13行 茶罫紙	1枚	条約実施準備委員会委員予定者リスト
2-6		法典調査会13行 茶罫紙	1枚	法典調査会第一部部長および各法律起草委員 案
2-7		法典調査会13行 茶罫紙	1枚	明治31年当時の民法等起草委員・整理委員の リスト兼委員手当予算残金の配分に関するメ モ

番号	標題	用紙	数量	備考
3	文部省	12行青罫紙	1枚	文書綴り標題
3-1		10行茶罫紙	2枚	大学・高等学校の増設について（草稿と清書） そのほか、国語調査会の設置および学制の調査の必要性について鉛筆書の草稿がある
3-2		10行茶罫紙	1枚	「教育ニ関スル勅語撤回ノ議アリ」との報道についてのメモ
3-3		13行赤罫紙	5枚	「秘」および「樗」の朱印 高等教育会議規則改正案 欄外に「甲案」との書き込み
3-4	勅令案	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	2枚	学位令
3-5		文部省 13行茶罫紙 (コンニャク版) コンニャク版	13枚 3枚	高諮第1号の1枚目欄外に梅印 高諮第1号「高等学校卒業生ヲ東京及京都兩 帝国大学ニ分配ノ件」等10件および付属資料
4	帝国大学	12行青罫紙	1枚	文書綴り標題 本文書と後掲No.4-1との間に「大学乃諸規則 ノ立案ハ鳥かいノ力ニヨル」と書かれた断簡 が綴り込まれている
4-1	試業規程	小型12行青罫紙 入紙で形状統一	4枚	標記規程の案
4-2		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	研究科規程改正案
4-3		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	3枚	法科大学試業規程改正案

番号	標題	用紙	数量	備考
4-4		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	法科大学試業細則改正案
4-5		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	備考として研究科の科目案が5つ書かれている
4-6	専攻科規程	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	標記規程の案
4-7	大学院法科学学生規程	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	標記規程の案
4-8		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	試験規程補則案
4-9		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	研究科規程改正案（前掲No.4-2の清書） 欄外に青鉛筆で「梅案」と記載されている
4-10		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	3枚	前掲No.4-3の清書 訂正あり
4-11		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	前掲No.4-4の清書
4-12		小型12行 青マス目 入紙で形状統一	1枚	前掲No.4-5と同文 筆者が異なる
4-13	東京帝国大学運動会定款	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	2枚	標記定款の案

番号	標題	用紙	数量	備考
4-14		10行茶罫紙	2枚	法科大学専攻科別履修科目（欄外に「梅教授案」と記述されている）
4-15		10行茶罫紙	2枚	前掲No.4-14と類似のもの。ただし、前者にある履修に関する2つの注意書が本文書にはない
4-16		10行茶罫紙	1枚	法科大学試験規程改正案
4-17	評議会決議	東京帝国大学 10行茶罫紙	1枚	会議メモ
4-18	大学院規程	10行青罫紙	4枚	後掲No.4-20を修正したもの（梅自筆）
4-19	大学院規程	コンニャク版	4枚	前掲No.4-18の清書 鉛筆による訂正の書き込みあり。標題下にペン書で梅案とある
4-20		コンニャク版	3枚	大学院規程案 鉛筆による訂正の書き込みあり
4-21	「カーン」外国視察財団 寄付行為	10行青罫紙	6枚	標記寄付行為の案 欄外に末松と富井の認印
4-22	「カーン」外国視察財団 寄付行為	10行青罫紙	4枚	前掲No.4-21の草稿の一部
4-23	京都帝国大学法科大学 講座	白用紙巻紙 (18cm×36cm)	1枚	「秘」の記載あり
4-24	大学院法科学学生規程	コンニャク版 (19.5cm×32cm)	1枚	標記規程の改正案の一部 朱、鉛筆による加除がある
5	法政大学	12行青罫紙	1枚	文書綴り標題
5-1	契約書	10行青罫紙	2枚	清国留学生速成科入学契約書案

番号	標題	用紙	数量	備考
5-2		10行青罫紙	1枚	試験規定の付則改正案
5-3		10行青罫紙	1枚	大学部履修規定案の一部
5-4		10行青罫紙	3枚	専攻科各部学年別履修科目案
5-5	清国留学生専攻科規則	法政大学 12行青罫紙	5枚	標記規則の案（朱による訂正あり）
5-6	清国留学生専攻科規則	法政大学 12行青罫紙	5枚	前掲No.5-5を訂正したもの 欄外に梅の認印あり
5-7		10行青罫紙	2枚	講師委嘱に関するメモ
5-8		1010行青罫紙	1枚	清国留学生速成科設置願案 明治37年4月／財団法人和仏法律学校専任理事／法政大学総理／法学博士／梅謙次郎の署名あり
5-9	清国留学生法政速成科設置趣意書	10行青罫紙	2枚	標記草稿
5-10		10行青罫紙	1枚	速成科設置に伴う学則追加案
5-11	法政速成科規則	10行青罫紙	3枚	標記規則の案 同規則は法学志林第56号（明治37年）の記事欄に掲載されている
5-12		10行青罫紙	4枚	前掲No.5-11の改正案 改正された規則は法学志林第7巻第12号（明治38年）の記事欄に掲載されている
5-13	法政速成科規則	小型10行赤罫紙 入紙で形状統一	3枚	標記規則の草稿（加筆多し）
5-14		10行青罫紙	1枚	法政速成科科目／時間／担当教授などに関するメモ

番号	標題	用紙	数量	備考
5-15		日本倶楽部 10行茶罫紙	2枚	政治学部・法律学部と法律部・政治部のそれぞれの履修課目／履修時間案 2枚目欄外には、法政速政科改正規則で定められた2学期制についてのメモがある
5-16		10行青罫紙	3枚	第1学期～第3学期と第1期～第3期のそれぞれの履修課目／履修時間案
5-17	清国留学生 普通科設置趣意書	10行青罫紙	2枚	標記草稿 「明治四十年二月初旬／法政大学総理／法学博士／梅謙次郎」の署名がある
5-18	補修科担任講師	12行青罫紙	2枚	標記案
5-19	補修科規程	12行青罫紙	1枚	標記案
5-20	補修科趣意書	10行青罫紙	2枚	標記草案 「明治三十九年五月／法政大学総理／法学博士／梅謙次郎」の署名あり
5-21		10行青罫紙	1枚	試験規則に関するメモ
5-22		白用紙巻紙 (8cm×81cm)	1枚	学年別講義科目／開講時間／担当教員案中に「民法原理／ボワッソナード」(第1年、第2年、第3年)がある
5-23		帝室制度調査局 10行茶罫紙	2枚	卒業生総数／名称・所在の変更／組織変更などのメモ
5-24	法政速成科寄宿学生規則	弁護士吉田左一郎事務所12行黒罫紙(訴訟用紙)	2枚	標記規則の案 「明治三十七年十月／法政大学総理／法学博士／梅謙次郎」の書き入れがある
5-25	講義録発行命令書	合名会社日就社 小型10行黒罫紙 入紙で形状統一	3枚	明治37年6月付標記命令書の案
5-26	学則中改正	法政大学 12行青罫紙	6枚	標記改正の案

番号	標題	用紙	数量	備考
6	雑	12行青罫紙	1枚	文書綴り標題 本文書と後掲No.6-1との間に白用紙断簡が綴られており、「盟友会、……同志法学会……明法会……法典調査会」とある
6-1	東京盟友会仮規則摘要	小型10行 茶マス目 入紙で形状統一	2枚	
6-2	十一月常会報知	小型10行 茶マス目 入紙で形状統一	1枚	東京連盟会のものと思われる
6-3	同志法学会規則	小型10行 茶マス目 入紙で形状統一	2枚	標記規則の案
6-4		小型12行青罫紙 入紙で形状統一	1枚	後掲No.6-6の草稿 明法会発足案内と同会規則、評議員ならびに理事の選出を記す
6-5	明法会発起人名簿	小型白用紙 入紙で形状統一 (末尾1枚無記載)	4枚	梅謙次郎以下14名署名捺印
6-6		小型12行青罫紙 入紙で形状統一 活版 (19.5cm×25cm)	6枚 1枚	明法会第1回報告／評議員会／臨時総会／第1年総会／会計および会員名簿 明法会規則(活版)が添付されている
6-7	出雲育英会定款	小型12行 青マス目 入紙で形状統一	6枚	標記定款の3段階の草稿
6-8	日仏協会京都支部規則	10行青罫紙	2枚	標記規則の案
6-9	日仏協会大阪支部会則	法典調査局 10行赤罫紙	3枚	標記会則の案

番号	標題	用紙	数量	備考
6-10	日仏協会神戸支部会則	法典調査局 10行赤罫紙	3枚	標記会則の案
6-11	日仏協会大阪支部規則	小型白用紙 入紙で形状統一 謄写版	2枚	前掲No.6-9を手直した標記規則の案
6-12	日仏協会神戸支部規則	小型白用紙 入紙で形状統一 謄写版	2枚	前掲No.6-10を手直した標記規則の案
6-13	日仏協会京都支部規則	小型白用紙 入紙で形状統一 謄写版	1枚	前掲No.6-8を手直した標記規則の案
6-14	財団法人講道館 寄付行為	10行青罫紙	5枚	標記草案
6-15	精神病患者監護法	内務省 13行茶罫紙	8枚	標記法律の草案 朱による加筆訂正あり
6-16	寺制草案	12行青罫紙	10枚	寺制（『民法施行法』[第1部門29] No.33）の 草案
6-17	株式会社日本勧業銀行 定款	コンニャク版	13枚	標記定款の案 朱による加筆訂正あり

3 諸法材料 (A5a/28)

題簽に「諸法材料雑（他筆）」と墨書
 表・裏表紙裏打は法典調査局10行赤罫紙
 表表紙裏に「法政大学図書」、「昭和四年四月二十五日梅
 謙次郎氏寄贈」の各角印、A5a/28と鉛筆書
 登録番号：11793
 本冊の版型は27.5cm×20cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	武家之制改正服忌令並 新律等親図表	大判白用紙 (40cm×27cm) (謄写版)	1枚	「諸法材料雑（全）」の白用紙片が貼付されて いる 『民法起草材料一』（第1部門7）No.34と同じ
2		法制局 10行茶罫紙	6枚	領土に関する外国の学説 後掲No.8、18と一連のもの
3	Certificate of Title	大判白用紙 (49.5cm×39cm)	12枚	6組の外国人用地券（英文） 後掲No.4が間に挟まれている
4		神奈川県用紙 10行茶罫半紙	1枚	明治29年9月21日付神奈川県参事官から外務 省反訳官宛回答
5		神奈川県用紙 10行茶罫紙	1枚	明治29年9月24日付神奈川県参事官から外務 省反訳官宛回答
6	地券之証	大判白用紙 (32cm×20cm)	1枚	英文と和文による外国人居留地の地券ひな型
7		法制局 10行茶罫紙	4枚	1873年3月31日ドイツ帝国官吏法要略(翻訳)
8		法制局 10行茶罫紙	1枚	前掲No.2、後掲No.18と一連のもの
9		14行青マス目	3枚	1898年11月1日付横浜在住外国人より外務省 宛外国人居留地に関する質問状

番号	標題	用紙	数量	備考
10		14行青マス目	1枚	前掲No.9 と同一人による1898年11月2日付外国会社への課税に関する質問状
11	アルゼリー国政治沿革	法制局 10行茶罫紙	3	
12	アルゼリー国司法及警察制度	法制局 10行茶罫紙	5枚	
13	占領当時ノアルゼリー国	法制局 13行茶罫紙	5枚	
14	アルゼリー国司法及警察	法制局 13行茶罫紙	15枚	
15		法制局 10行茶罫紙	12枚	仏領「交趾一支那」における司法制度
16	行政官吏ヲ終身官ト為シ懲戒裁判ヲ設クルノ議	法制局 10行茶罫紙	9枚	
17		法制局 10行茶罫紙	1枚	台湾における日本法の適用についての案
18		法制局 10行茶罫紙	1枚	前掲No.2、8 と一連のもの 本文書の中に後掲No.19が挟み込まれている
19	台湾島ニ新条約実施ニ関スル意見書	内閣 10行茶罫紙	4枚	明治31年9月25日付台湾総督から内閣総理大臣宛意見書
20	法律眼ニ映スル国境ノ性質	内閣 10行茶罫紙	1枚	ドクトル・ウルブリッヒ説の翻訳
21	保護領地	法制局 10行茶罫紙	87枚	1886年のドイツ保護領地の権利関係に関する法律および補充命令の解説

番号	標題	用紙	数量	備考
22	郡市人口	内務省 13行茶罫紙	32枚	人口一覧表
23		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	明治27年3月27日公布の勅令第30号法典調査会規則改正案の草稿。梅の朱による書き込みが多い
24	法典調査会規則／法典調査規程／法典調査の方針	内閣13行茶罫紙（表紙） ①法典調査会13行茶罫紙 ②③コンニャク版	1枚 1枚 6枚	①明治26年3月25日公布の勅令第11号法典調査会規則に明治26年7月6日公布の勅令第65号で追加されたものが朱で書き込まれ、後に明治27年3月27日公布の勅令第30号で改正されるものの第1条部分が朱で書き込まれている。②秘朱印あり。明治26年4月27日制定の法典調査規程（4枚）。③秘朱印あり。第2回法典調査委員総会（明治26年5月22日）で審議決定された法典調査の方針（2枚）
25	議事ニ関スル申合規則	コンニャク版 半紙	1枚	法典調査会の議事に関する5項目の申合せ第165回法典調査会（明治29年4月15日）で配付されたもの
26	破産法ノ話	10行茶罫紙	4枚	法律経済14号（明治35年）掲載の講演用メモ岡＝江戸180頁注(16)参照
27		司法省 13行黄罫紙断簡	1枚	破産法草案第127条(破産法案第129条に相当)の草稿 破産法案については『破産法案参考書一』（第1部門20）No.1 備考欄参照
28		法典調査会 13行茶罫紙	5枚	商法第212条の解釈に關しての法典調査会から農商務大臣への明治26年10月回答の草稿 そのうち理由の部分については書き直され、さらに欄外に朱書がある 回答案は第13回民法主査会（明治26年10月13日）で審議された
29		法典調査会 13行茶罫紙	8枚	商法第221条および商法施行条例第10条の解釈に關する法典調査会から逓信大臣宛明治27年4月回答および同送付状の草稿 回答案は第5回法典調査会（明治27年4月20日）で審議された

番号	標題	用紙	数量	備考
30		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	隔地者間契約に関する慣習取調べおよび意見 についての明治26年12月30日付法典調査会起 草委員から大坂商業会議所宛依頼状の草稿 なお、隔地者間契約に関する各地の商業会議 所の意見については、『商法起草材料六』（第 1部門6）No.2-1～No.2-26参照
31		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	商法第177条に関する法典調査会の回答の草 稿 回答案は第125回法典調査会（明治28年10月16 日）で審議された
32		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	明治27年8月付慣習調査報告の督促の草稿
33	狩猟規則	農商務省 10行茶罫紙	4枚	標記の草稿（鉛筆書）
34	商人	法典調査会 13行茶罫紙	5枚	イギリスにおける商人の概念についてのメモ

4 法律（雑） (A5a/32)

表紙はマイクロ撮影時（1989年）の解体により改装
 表・裏表紙裏打は白用紙
 元表紙（化粧ボール紙）裏にA5a/32と鉛筆書、4.4.25
 とペン書
 遊び紙（白用紙、12行青罫紙）各1枚
 本冊の版型は28.5cm×20.5cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	雑／目次	12行青罫紙	3枚	1枚目に「梅氏蔵書」の角印 登録番号：20800 47件の標題のほか、「無題目二十九種」とある
2	デュリュイー氏万国史 略／卷之十九	白用紙	5枚	「羅馬紀」の翻訳。2つの部分からなり、後半部分の冒頭に、鉛筆にて「羅馬紀続キ」とある 各末尾に「梅謙次郎再拝／伏乞／斧正」、「梅謙次郎九拝／伏請／刪正」とある
3	約定証	12行青罫紙	1枚	烟草売捌方約定証文案（明治18年8月）
4		司法省 ルビ行間付 8行茶罫紙	105枚	目次（前掲No.1）では「ボアソナード講義訳」とある。本文書末尾には「榎謙次郎謹訳」の署名がある 内容：第8章国憲 第9章立法議院 第10章1793年国憲 第11章共和第3年国憲 第12章「チレクトワール」院 第13章共和8年国憲 第14章「コンシュール」政府ノ立法事業 第15章帝政 第16章1814年「シャルト」 第17章第二王政復古
5		12行青罫紙	10枚	欄外に鉛筆書で「仏国通信（学校監督員ニ関スル事項）」とある 途中で何枚かの脱落がある

番号	標題	用紙	数量	備考
6	仏国特別通信	13行青罫紙	6枚	「二十年六月二日起稿／『マドモワゼール、ド、ラ、セグリエール』演劇」 文中に「矢野先生侍史／梅謙二郎敬具」とある この原稿の一部は東川46頁以下に紹介されている（表現は多少異なる）
7		12行青罫紙	1枚	欄外に鉛筆書で「仏語ノ必要」とある
8	債権担保法講義	12行青罫紙 「和仏法律学校 講義録原稿用 紙」14行青	35枚 42枚	「ドクトエール、アン、ドロワー／法科大学教授／梅謙次郎述」。「本校学監」と梅の肩書が朱で付記され、さらに「本校校友／六嘉秀孝筆記」と朱書 標題に「民法」、「編」が朱で補記されている 梅の朱による加筆がなされている（原稿は途中で途切れている） これを印刷したものが『民法対人担保』（第二期講義録、和仏法律学校蔵版）である。ここでは、梅の肩書に法学博士が付け加わり、本校学監から本校講師に変わり、筆記者も本校校友とされ、具体名は挙げられていない
9		12行青罫紙	28枚	債権担保編講義メモ 内容：対人担保の沿革、対人担保（第1章第2節保証ノ効果から第3章任意ノ不可分まで）、第2部物上担保中抵当については一部脱落
10		12行青罫紙	11枚	証拠編講義用メモ 民法証拠編第2章直接証拠第1節私書から第5章不動産ノ取得時効まで
11	日本民法物上担保論	「大阪攻法会原稿用」13行赤 「攻法会原稿用」13行赤	1枚 15枚	法科大学教授／仏国法律博士／梅謙次郎著 本文書は標記講義録の原稿の一部で、「日本法律講義録九五号物上担保」、「日本法律講義録九九号」と欄外に朱書された2つの部分からなる 内容：総論、第1章留置権、第2章動産質（第2章は標題のみで終わっている）
12	仏国質入法講義	「大阪攻法会原稿用」13行赤 赤罫紙 (17cm×35cm、 17cm×38cm)	9枚 2枚	「ドクトエール、アン、ドロワー／梅謙次郎述／仏国質入法講義／大阪攻法会蔵版」とある 標記講義録の原稿の一部 冒頭に「仏国質入法講義目録」、末尾には変形赤罫紙に「質入法正誤」がある

番号	標題	用紙	数量	備考
13		12行青罫紙	3枚	目次(前掲No.1)によれば「法律雑問一ツ書」とある 内容は旧民法44項目、明治23年商法13項目の問題を摘出したもの
14	立法ノ弊	13行赤罫紙	1枚	国家学会雑誌第14巻第161号(明治33年)に掲載された講演(同年4月28日)の骨子
15	抵当ノ話／民法ト商法トノ関係	10行茶罫紙	1枚	標記に関する骨子 用紙1枚の左右に書かれている
16	外国人ノ土地所有権	13行赤罫紙	2枚	法学志林第4号(明治33年)に掲載された標記の講演のメモ
17	法律ノ知識ノ必要	「法院月報原稿用紙」10行赤	2枚	標記に関する7項目のメモ
18		10行青罫紙	1枚	「法律上ノ責任」、「道德上ノ責任」の2項目に関するメモ
19		10行青罫紙	4枚	目次(前掲No.1)には「英人ニ関スル觀察一ツ書」とある
20	卒業生諸子ニ告ク	12行赤罫紙	3枚	
21	卒業生諸氏ニ告ク	12行茶マス目	3枚	
22		12行青罫紙	1枚	目次(前掲No.1)には「出雲学生ニ告ク」とある
23	仏国公使ジュール、アルマン氏演説	10行青罫紙	3枚	『仏蘭西民法百年紀念論集』(法理研究会発行、明治38年)掲載の梅沢原稿

番号	標題	用紙	数量	備考
24	現行法上鉄道会社、鉱山会社其他不動産会社ノ株主タル外国人ノ権能並ヒニ外国人ニ対スル土地所有ノ禁ヲ撤スル利益ニ付テ	「和仏法律学校原稿用紙」 14行赤	20枚	「千九百〇二年十月三十一日、アンティープニ於テ／巴里大学名誉教授／前日本政府法律顧問／ボアソナアド」の標記論文の翻訳原稿 これは法学志林第41号、第43号（明治36年）に掲載された 朱による加除が多い。また「梅曰……」の注記が随所にある
25	「取締役辞任論」ニ関シ松波君ニ答フ	「和仏法律学校原稿用紙」 14行赤	5枚	法学志林第8巻第6号（明治39年）に掲載されたものの原稿
26		12行赤罫紙	12枚	明治32年夏帝国教育会において10回にわたっておこなわれた講義の細目次 （第1編総則から第3編第3章担保まで） なお、後掲No.27参照
27	民法講義目録	12行青マス目	10枚	『民法講義』（帝国教育会編、明法堂／同文館発行、明治34年）全体の目次原稿
28		12行青罫紙	2枚	欄外に鉛筆書で「会社ニ関スル事項」とある
29	明治三十八年(ホ)第七七八号事件鑑定書	10行青罫紙	3枚	権利能力なき社団に関する2問についての明治39年4月26日付東京控訴院民事第三部長判事松岡義正宛の鑑定書
30		日本倶楽部用紙 10行茶罫紙	4枚	「旧条約（署名ノ日付）／旧条約ノ内容（日澳条約ニ拠ル）／新条約（勅令ノ日付ニ拠ル）／新条約ノ内容／法典」に関するメモ
31		12行青罫紙	1枚	欄外鉛筆書で「商法一部施行法律発布セラレタルニ付」とある 明治26年3月6日公布の商法に関するコメント（同年3月に書かれている）
32	鉄道抵当法案	10行茶罫紙	1枚	
33	木曜会雑誌ノ発刊ヲ祝ス	10行茶罫紙	1枚	法律経済第1号（明治34年）に掲載されたものの原稿

番号	標題	用紙	数量	備考
34		10行青罫紙	1枚	目次（前掲No.1）には「松平直政候銅像除幕式ノ祝文」とある 末尾に「在京旧松江藩民一同ニ代り従四位勲三等法学博士梅謙次郎」とある
35		13行赤罫紙	1枚	和仏法律学校理事山田東次弔文草稿 これは、法学志林第3号（明治33年）に「本校及校友会ノ祭文」として掲載されている
36	私立法政大学ノ講師及ヒ学生ニ贈ル書	「法政大学原稿用紙」 14行赤マス目	3枚	「ジョールジュ、アッペール」の法政大学30周年にさいしての祝辞訳原稿 後に『法政大学三十年史』（明治42年）に掲載
37		10行茶罫紙	1枚	日本文明史特講開設に対する資金補助に関する三井男爵からパリ大学副総長宛書状案
38		10行青罫紙	1枚	目次（前掲No.1）には「日露戦争ノ際法政大学総理トシテ満州軍総司令長官宛賀状」とある これは法学志林第7巻第4号（明治38年）の記事欄に掲載されている
39		10行青罫紙	1枚	目次（前掲No.1）には「日露戦争ノ際法政大学総理トシテ連合艦隊司令長官宛賀状」とある これは法学志林第7巻第6号（明治38年）の記事欄に掲載されている
40		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	『民法起草材料一』（第1部門7）No.28の草稿
41	足尾銅山鉍毒問題	謄写版	6枚	標記に関する私法問題および公法問題の質問書 『意見書類』（第2部門22）No.14はこれに対する意見
42	農商務省漁業慣行調査 卷一専用之部／抜粹	農商務省 13行茶罫紙 （うち表・裏表紙2枚）	14枚	梅謙次郎の署名あり 各県からの回答抜粹 大阪府、千葉県、三重県、静岡県、岐阜県、宮城県、岩手県、山形県、福井県、石川県、富山県、島根県、徳島県、高知県、大分県、佐賀県、熊本県

番号	標題	用紙	数量	備考
43	国語ノ改良ヲ論ス	10行茶罫紙	2枚	標記に関する5項目のメモ 末尾に、学校学年別時間数を付す
44	引継事項	文部省 13行茶罫紙	3枚	欄外に梅朱印、鉛筆書にて文部省とある 標記のメモ
45	民施修正原案	法典調査会 13行茶罫紙	2枚	標記の後に鉛筆にて「三十年七月二十七日配 付」とある 民法施行法についての法典調査会の第12回会 議(明治30年9月8日)で審議
46		12行赤マス目 半紙	31枚	欄外に「富井博士ノ自筆草案ニ加筆シタルモ ノナルカ如シ」とある 甲第13号議案草稿 第2節所有権ノ取得第238条～第248条、第3 節共有第249条～第265条(草稿第259条が消滅 して甲13号では末尾が第264条となった) 2種類の筆跡による朱書訂正がある
47	船舶法案理由書	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	梅による自筆草稿
48		白用紙巻紙 (8cm×37cm) (8cm×27cm) (8cm×22cm)	3枚	「法典編纂ノ沿革」、「旧商法ノ欠点」、「新商法 ハ右ノ欠点ヲ修補セリ」、「民法、商法研究ノ 必然」、「民法、商法関係ノ原則」、「右関係ノ 例」、商法起草案、旧法典、新法典などのメモ
49	契約書	帝室制度調査局 10行茶罫紙	7枚	御料局長官と土倉庄三郎との山林・立木譲渡 および地上権設定・譲渡の契約書草稿
50		「法政大学原稿 用紙」 14行茶マス目	2枚	韓国司法官および法典調査局職員一覧 『韓国立法事業担任当時ニ於ケル起案書類』 (第3部門1) No.22に関連資料がある
51	法学通論正誤	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	27枚	『法学通論(法政大学講義録)』の正誤表原稿前 掲No.50の2枚目裏に「正誤」と書かれた白用 紙付箋が貼られている

番号	標題	用紙	数量	備考
52	訂正	「和仏法律学校 原稿用紙」 14行赤	4枚	正誤表原稿 末尾に「民法債権（自第一章第一節至同第三節）終」とある 後掲No.59より古いものである
53		14行青マス目	4枚	『民法要義卷之三』の正誤表原稿
54	民法総則（自第一章至第三章）正誤	白用紙	4枚	朱で「三十七年一学年」とある 正誤表原稿 標記講義録（『法政大学講義録／三十七年度／第一学年』所収）の正誤原稿
55	民法総則（自第一章至第三章）正誤	「法政大学原稿 用紙」 14行赤マス目	27枚	前掲No.54とは異なる版
56	民法総則（自第一章至第三章）正誤補遺	「法政大学原稿 用紙」 14行赤マス目	8枚	
57	民法総則（自第一章至第三章）正誤続補遺	「法政大学原稿 用紙」 14行赤マス目	1枚	
58	民法総則（自第一章至第三章）正誤続々補遺	「法政大学原稿 用紙」 14行赤マス目	1枚	
59	民法債権（自第一章第一節至同第三節）正誤	白用紙	5枚	朱で「三十七年一学年」とある 標記講義録（『法政大学講義録／三十七年度／第一学年』所収）の正誤原稿
60	民法債権（自第二章第二節至同第十四節）正誤	白用紙	3枚	標記講義録（『和仏法律学校講義録／三十六年度／第二学年』所収）の正誤原稿
61	民法要義卷之二正誤	14行青マス目	2枚	標記本（初版、明治29年）の正誤原稿

番号	標題	用紙	数量	備考
62	民法原理(債権総則) 正誤	白用紙	2枚	朱で「三十七年二学年」とあるが、朱線で抹消されている 正誤原稿 なお、標記講義録は『和仏法律学校講義録／三十三年度／(第一部)』、『和仏法律学校講義録／三十四年度乙種講習科用／(第一部)』などに掲載されており、同じ内容である(誤植等は訂正されていない)
63		12行青罫紙	1枚	鉄道工事に関する論述の書き出し
64		司法省 13行茶罫紙	1枚	学生向け演説草稿の末尾
65		12行青罫紙	1枚	危険負担に関する外国法のメモ。これは法学協会雑誌第13巻第8号(明治28年)に掲載された討論会における梅の意見の中で使われている
66		12行青罫紙	1枚	法律関係図書整備に関するリストの一部
67	附則(西民〔一八八九、七、二四〕)	12行青罫紙	1枚	スペイン民法改正に関する規定の訳か
68		13行茶マス目	1枚	商事会社および手形に関するメモ
69		和仏法律学校 12行青罫紙	2枚	危険負担に関する討論会の討論を整理したもの
70		12行青マス目	1枚	民法および商法に関する設問への回答草稿。商法に関する回答は商法修正案によっている
71		12行青罫紙	2枚	明治23年商法の問題点についてのメモ
72		12行青罫紙	2枚	旧民法典、旧商法典を素材にして欧米的な法典の必要性を説いたメモ
73	条約実施準備問題	法典調査会 13行茶罫紙	1枚	標記に関する4項目のメモ

番号	標題	用紙	数量	備考
74		白用紙	1枚	「株ノ種類」、「仏国ノ例」、「利害比較」の3項目についてメモ
75		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	明治23年商法がその後の法律から受ける影響についての12項目のメモ
76		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	民法前3編の施行にさいし、変更を要する法令条項について、法典調査会から各省大臣宛照会状の草稿 『民法起草材料一』（第1部門7）No.18、22はこの照会に対する回答
77		貴族院 10行茶罫紙	1枚	「白耳義民法草案」条項メモ
78		外務省 13行茶罫紙	1枚	刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、商法についての起稿、頒布、施行等をメモしたもの
79		外務省 13行茶罫紙	2枚	夫婦財産制についての各国比較メモ
80		13行赤罫紙	3枚	養子と相続の諸問題に関する各省の取扱いのメモ
81		13行赤罫紙	1枚	『論説類二』（第2部門2）No.17文書の末尾部分
82		12行茶マス目 半紙	1枚	公法人の行為に関する論説草稿の一部
83		皇室制度調査局 10行茶罫紙	1枚	伊藤博文の経歴に関するメモ
84		皇室制度調査局 10行茶罫紙	2枚	「法律ト道德トノ関係」、商法改正の必要についての2つからなるメモ
85		皇室制度調査局 10行茶罫紙	1枚	法律観念、道德観念についてのメモ

番号	標題	用紙	用紙	備考
86		10行青罫紙	1 枚	取締役選任の法的性質に関する4項目のメモ
87		日本倶楽部用紙 10行茶罫紙	1 枚	相続に関するメモ
88		10行青罫紙	3 枚	フランス民法編纂沿革の講演のためのメモ この講演内容は『仏国民法百年記念論集』(法理研究会発行、明治38年)に入っている
89		東京帝国大学法 科大学 10行茶罫紙	1 枚	明治41年11月2日付梅謙次郎から法制史研究室主任宛図書借用証 (控)
90		10行茶罫紙	1 枚	日付を付した名簿
91		横長青罫紙 (21cm×35cm)	2 枚	条約締結に関する国王と議会の権限関係についての鉛筆書メモ

5 外国人借地権等調査報告書 (A5a/52)

題簽、標題の記載はない
 本冊子名は編者がつけた
 冒頭および末尾に法典調査局10行赤罫紙各1枚
 本冊の版型は28.5cm×21cm

番号	標題	用紙	数量	備考
1	復命書	外務省 13行茶罫紙	1枚	在横浜、大阪、神戸、長崎の英、米、独、仏領事館で不動産登記の取調べをした旨の参事官から外務大臣宛明治32年5月16日付報告書
1-1	外国人借地権ニ関スル 地方庁ノ取扱	外務省 13行茶罫紙	1枚	標記についての長崎、神戸、大阪、横浜の各居留地に関する調査報告
1-2	各領事館ニ於ケル借地 権及船舶ニ関スル登記	外務省 13行茶罫紙	5枚	標記についての各国領事館における調査報告
2		法典調査会 13行茶罫紙	1枚	外国人の権利とわが国登記制度の関連についての3項目の意見 梅自筆
[3]				以下No. 3-1～No. 3-4は前掲No. 1-2の添付資料である これらのものは左開き文書のため、本冊子の末尾から以下の順序で綴じられている 以下の備考欄中の文書の名称は前掲No. 1-2の文書中の記載による
3-1		横罫紙 (うち1枚 無記載)	2枚	仏領事館から入手した借地権に関する公証のひな形(仏文)
3-2		横罫紙 (うち2枚 無記載) 白用紙	12枚 4枚	「乙号独逸領事館」と記された付箋が貼付されている 借地権に関する登記簿ひな形(独文)

番号	標題	用紙	数量	備考
3-3		白用紙 横罫紙 藤色用紙	5枚 4枚 2枚	「丙号英国領事館」と記された付箋が貼付されている 土地登記簿及船舶登記簿のひな形（英文） 藤色用紙は「MEMORANDUM」と印刷された書式で、1枚目に「永借権他国人ニ移転スルトキ其所属領事館ヘノ通知書」と記された付箋が貼付されている
3-4		横罫紙青 横罫紙 (うち2枚 無記載)	6枚 25枚	「丁号米国領事館（長崎）」と記された付箋が貼付されている 土地登記簿およびRecord Bookの写し（英文） 「U.S.Consulate General」と印刷され、「登記済証（横浜）」と記された小紙片が貼付された文書（仏文）

梅文書研究会

広中俊雄	東北大学名誉教授
岡 孝	法政大学教授／現代法研究所所長
中村哲也	新潟大学教授
山川次郎	法政大学現代法研究所特別調査員

法政大学図書館所蔵 **梅謙次郎文書目録**

2000年3月20日 発行

編集——梅文書研究会

発行——法政大学ボアソナード記念現代法研究所

102-0071 東京都千代田区富士見2-17-1

TEL 03-3264-9380 FAX 03-3264-9378

